

用地調査等業務共通仕様書

令和 7 年 7 月

福島県農林水産部

用地調査等共通仕様書

目 次

第1章	総 則	1
第2章	用地調査等業務の基本的処理	21
第3章	権利調査	23
第4章	用地測量	26
第5章	登記資料収集整理等	31
第6章	建物等の調査	31
第7章	営業その他の調査	39
第8章	消費税等調査	40
第9章	予備調査	41
第10章	移転工法案の検討	44
第11章	再算定業務	46
第12章	土地評価	47
第13章	補償説明	48
第14章	地盤変動影響調査等	50
第15章	費用負担の説明	51
第16章	騒音等調査	52
第17章	事業認定申請図書等の作成	52
第18章	物件調書の作成	55
第19章	保安林解除等申請図書の作成	55
第20章	完了図書の作成	55
第21章	内水面漁業権等調査	57
第22章	阻害要因の調査及び処理方針の作成	59
第23章	写真台帳の作成	60
用地調査等業務共通仕様書の様式一覧		62
「別記1」	建物等区分表	128
「別記2」	業務従事者資格一覧表	135
「別記3」	成果品一覧表	141
「別記4」	用地実測図及び平面図表示記号	147
「別記7」	騒音等調査要領	152
「別記8」	事業認定申請図書等作成要領	157
「別記9」	保安林解除等申請図書作成要領	172
「別記10」	内水面漁業権等調査検討要領	189

第1章 総 則

(適用)

第1条 この福島県農林水産部用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、福島県農林水産部が発注する土地改良事業等の用地調査等業務に係る委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

- 2 受注者は、本仕様書を福島県土木部監修の用地測量共通仕様書及び用地調査等業務共通仕様書（以下「土木部共通仕様書」という。）に優先して適用するものとし、本仕様書に定めのないものについて、土木部共通仕様書を適用する。
- 3 設計図書及び特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先するものとする。
- 4 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

(適用範囲)

第2条 この規定は、福島県農林水産部の発注する土地改良事業等の用に供する土地等の取得又は使用及びこれに伴う損失の補償に必要な次に掲げる用地調査等の業務（以下「用地調査等業務」という。）に適用する。

- (1) 権利調査
- (2) 用地測量
- (3) 登記資料収集整理等
- (4) 建物等の調査
- (5) 営業その他の調査
- (6) 予備調査
- (7) 消費税等調査
- (8) 移転工法案の検討等
- (9) 再算定業務
- (10) 土地評価
- (11) 補償説明
- (12) 地盤変動等影響調査等
- (13) 費用負担の説明
- (14) 騒音等調査
- (15) 事業認定申請図書の作成
- (16) 物件調書の作成
- (17) 保安林解除等申請図書の作成
- (18) 完了図書の作成
- (19) 内水面漁業権等調査
- (20) 阻害要因の調査及び処理方針の作成

(21) 写真台帳の作成

(用語の定義)

第3条 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「発注者」とは、契約権者をいう。
- (2) 「受注者」とは、用地調査等業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- (3) 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書に規定する者をいう。
- (4) 「検査職員」とは、用地調査等業務の完了の検査にあたって、契約書の規定（検査及び引渡し）に基づき検査を行う者をいう。
- (5) 「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (6) 「照査技術者」とは、成果品の内容について技術上の照査を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (7) 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
- (8) 「業務従事者」とは、主任技術者の下で用地調査等業務に従事させる者で、受注者が定めた者をいう。
- (9) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (10) 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (11) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- (12) 「共通仕様書」とは、用地調査等業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (13) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該用地調査等業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (14) 「現場説明書」とは、用地調査等業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該用地調査等業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- (15) 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (16) 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (17) 「指示」とは、監督員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (18) 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- (19) 「通知」とは、発注者もしくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者もしくは監督員に対し、用地調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (20) 「報告」とは、受注者が監督員に対し、用地調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (21) 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。

- (22) 「承諾」とは、受注者が監督員に対し書面で申し出た用地調査等業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (23) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (24) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (25) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (26) 「提出」とは、受注者が監督員に対し、用地調査等業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (27) 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書第〇条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
- (28) 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
- (29) 「情報共有システム」とは、上さ職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
- (30) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。
- ア 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるが、後日有効な書面を交わすものとする。
- イ 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。
- (31) 「成果品」とは、受注者が契約図書に基づき履行した用地調査等業務の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
- (32) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が用地調査等業務の完了を確認することをいう。
- (33) 「打合せ」とは、用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (34) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に、受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (35) 「協力者」とは、受注者が用地調査等業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- (36) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人もしくはその使用人、その他これに準ずる者をいう。
- (37) 「立会」とは、設計図書に示された項目において、監督員が臨場し内容を確認することをいう。
- (38) 「調査区域」とは、契約図書で用地調査等業務を行うものと定めた地域をいう。
- (39) 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- (40) 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管割登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局若しくは地方法務局（支局、出張所を含む。以下同じ。））等での調査をいう。
- (41) 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

(42) 「照査」とは、受注者が業務の完了までに行う仕様書との整合、成果品の内容のチェック及び検算等をいう。

(43) 「土地改良補償要綱」とは、「土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱」（昭和38年3月23日付け38農地第251号（設）農林省農地局長通知）をいう。

(44) 「運用方針」とは、「土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱の運用方針」（昭和46年1月11日付け45農地D第994号（設）農林省農地局長通知）をいう。

(45) 「立竹木要領」とは、中央用地対策連絡協議会（以下「中央用対」という。）が定める立竹木調査算定要領（案）をいう。

この場合において、立竹木要領第1条中「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（以下「基準細則」という。）第5及び第22」とあるのは「運用方針第5及び第23」と、第8条中「細則第22第2項」とあるのは「運用方針第23第2項」と読み替えるものとする。

(46) 「改葬等要領」とは、中央用対が定める改葬の補償及び祭し料調査算定要領（案）をいう。

この場合において、改葬等要領第1条及び第7条中「基準細則第19」とあるのは「運用方針第20」と、第1条中「基準細則第20」とあるのは「運用方針第21」と読み替えるものとする。

(47) 「土地利用履歴要領」とは、中央用対が定める土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領（案）をいう。

(48) 「建物要領」とは、中央用対が定める建物移転料算定要領（案）をいう。

この場合において、建物要領第1条及び別記曳家移転料算定要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。

(49) 「機械設備要領」とは、中央用対が定める機械設備調査算定要領（案）をいう。

この場合において、機械設備要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。

(50) 「附帯工作物要領」とは、中央用対が定める附帯工作物調査算定要領（案）をいう。

この場合において、附帯工作物要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。

(51) 「石綿要領」とは、中央用対が定める石綿調査算定要領（案）をいう。

この場合において、石綿要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。

(52) 「営業要領」とは、中央用対が定める営業補償調査算定要領（案）をいう。

この場合において、営業要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。

(53) 「動産要領」とは、中央用対が定める動産移転料調査算定要領（案）をいう。

この場合において、動産要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。

(54) 「地盤変動要領」とは、中央用対が定める地盤変動影響調査算定要領（案）をいう。

この場合において、地盤変動要領第1条中「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領（昭和61年5月2日付け中央用対発第4号）」とあるのは「国営土地改良事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」と、第27条中「公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭

和37年10月12日用地対策連絡会決定）第37条」とあるのは「土地改良補償要綱第35条（移転雑費）」読み替えるものとする。

- (55) 「仮住居要領」とは、中央用対が定める仮住居棟に要する費用に関する調査算定要領（案）をいう。

この場合において、仮住居要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。

- (56) 「家賃減収要領」とは、中央用対が定める家賃減収補償調査算定要領（案）をいう。

この場合において、家賃減収要領第1条中「基準細則第17-2」とあるのは「運用方針第19」と読み替えるものとする。

- (57) 「借家人要領」とは、中央用対が定める借家人補償調査算定要領（案）をいう。

この場合において、借家人要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。

- (58) 「移転雑費要領」とは、中央用対が定める移転雑費算定要領（案）をいう。

この場合において、移転雑費要領第1条中「基準細則第21」とあるのは「運用方針第22」と読み替えるものとする。

（受注者の義務）

第4条 受注者は、契約の履行にあたって用地調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

（用地調査等業務の区分）

第5条 この共通仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 用地測量は、福島県公共測量作業規程により行うものとし、この共通仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定める。
- (2) 建物は、「別記1」建物等区分表の表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する（第14章地盤変動影響調査等を実施する場合を除く。）。
- (3) 工作物は、「別記1」建物等区分表の表2により、機械設備、生産設備、付帯工作物、庭園及び墳墓に区分する。
- (4) 立竹木等は、「別記1」建物等区分表の表3により庭木等、用材林、薪炭林、収穫樹、竹林、苗木（植木畑）、立毛（農作物）及びその他の立木に区分する。

（業務の着手）

第6条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律に規定する行政機関の休日）（以下「休日等」という。）を除く）以内に用地調査等業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、主任技術者が用地調査等業務の実施のため、監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをい

う。

（調査地点の確認）

第7条 受注者は、用地調査等業務着手前にその位置を確認しておかなければならない。

- 2 受注者は、都市部等における用地調査等業務で、地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、監督員に報告し関係機関と協議のうえ現場立会を行い、位置・規模・構造等を確認するものとする。

（設計図書の支給及び点検）

第8条 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図もしくは電子データを貸与するものとする。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

（監督員）

第9条 発注者は、用地調査等業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。

- 2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 監督員の権限は、契約書に規定した事項である。
- 4 監督員がその権限を行使するときは、書面（様式1-7または様式1-8）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従わなければならない。監督員は、その指示等を行った後7日以内に書面（様式1-7または様式1-8）で受注者にその内容を通知するものとする。

（主任技術者）

第10条 受注者は、用地調査等業務における主任技術者を定め、発注者に通知（様式1-3）しなければならない。

- 2 主任技術者は、契約図書等に基づき、用地調査等業務に関する管理を行わなければならない。
- 3 主任技術者は、用地調査等業務の履行に当たり、土地改良補償士（公益社団法人土地改良測量設計技術協会土地改良補償士資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償士資格登録名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）、土地改良補償業務管理者（公益社団法人土地改良測量設計技術協会土地改良補償業務管理者資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償業務管理者等資格登録名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能な者（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 4 主任技術者は、監督員が指示する関連のある用地調査等業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

- 5 主任技術者は、第11条第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。
- 6 主任技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

(照査技術者及び照査の実施)

第11条 受注者は、用地調査等業務における照査技術者を定め、発注者に通知（様式1-3）しなければならない。

- 2 照査技術者は、用地調査等業務の履行にあたり、土地改良補償士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能な者（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 3 照査技術者は、照査計画を作成して業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 4 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 5 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の記名のうえ主任技術者に差し出すものとする。
- 6 照査技術者は、主任技術者及び担当技術者を兼務することはできない。
- 7 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

(業務従事者及び担当技術者)

第12条 受注者は、業務従事者を定める場合には、「別記2」業務従事者資格一覧表の定めるところによるものとする。

ただし、発注者が、同表に定める者と同等の知識及び技能を有する者と認めた場合にあっては、その者とする。

- 2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち、委託に係る用地調査等業務毎に担当技術者を定めるものとし、その氏名その他必要な事項を監督員に通知（様式1-21、1-22）するものとする。

（主任技術者と兼務するものを除く。）

- 3 業務従事者は、契約図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- 4 業務従事者は、照査技術者を兼務することはできない。

(提出書類)

第13条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。

- 2 受注者は、次の各号に掲げる書類を、監督員を経て遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届〔様式1-1〕
- (2) 主任技術者・照査技術者通知書〔様式1-3〕
- (3) 作業工程表〔様式1-2〕

- (4) 業務計画書〔様式1-7〕
 - (5) 委託業務完了届〔様式1-16〕
 - (6) 成果品目録〔様式1-17〕及び成果品
 - (7) その他監督員が必要と認めたもの
- 3 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合には、これに従わなければならない。
- 4 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は業務完了後速やかに、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は8名までとする）。
- また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録 する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。
- また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員に送信される。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除き15日間に満たない場合は、変更時の登録申請江尾省略できるものとする。
- また、本業務の完了後において、訂正または削除する場合においても、同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上、登録機関に申請しなければならない。

（打合せ等）

- 第14条 用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿 様式1-20）に記録し、相互に確認しなければならない。
- なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）等を作成するものとする。
- 2 用地調査等業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- 3 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。
- 4 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
- 5 受注者は発注者に電子媒体等を提出する際には、必ず最新のデータに更新（アップデート）されたソフトを使用してウィルスチェックを行い、提出するものとする。なお、使用するウィルスチェックソフトの種別は任意とする。
- 6 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」（※）に努める。

※ ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での回答が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

- 7 受発注者は、ウィークリースタンスの推進に努める。ウィークリースタンスとは、受発注者協力のもと計画的に業務を履行することで、品質確保に努めるとともに、働き方改革を推進することを目的とするものである。

(取組内容)

(1) 打合せ時間の配慮

昼休みや午後4時以降の打合せは行わない。

(2) 資料作成の配慮

- ① 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
- ② 休日前（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- ③ 定時間際や定時後に依頼をしない。
- ④ 作業内容に見合った作業時間を確保する。

(3) その他

- ① 水曜日、金曜日は定時の帰宅を心がける。
- ② 工程に影響する条件等を、事前に受発注者間で確認・共有する。
- ③ 受発注者間で全体の業務工程の確認・共有を行い、作業工程の把握に努める。

- (4) 災害発生時等の緊急的な対応については、取り組みの対象外とし、受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。

(現地踏査)

第14条の2 受注者は、用地調査等業務の着手に先立ち、調査区域内の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概要を把握しなければならない。

(業務計画書)

第15条 受注者は、契約締結後10日（休日等を除く）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出（様式1-7を付して）しなければならない。

- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ・立会計画
- (6) 実施順序及び方法
- (7) 成果品の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制（緊急時含む）
- (10) 使用機械の種類、名称性能（一覧表にする）
- (11) 仮設備計画

(12) 照査計画

(13) その他必要事項

ただし、軽易な調査については、特記仕様書で示した場合又は監督員の承諾を得た場合は、上記項目の一部を省略することができる。

なお、(2)実施方針又は(13)その他には、第34条 安全等の確保、第38条 個人情報の取扱い及び第39条 行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。

- 3 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 監督員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。
- 5 受注者は、第1項の業務計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

(資料等の貸与及び返却)

第16条 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料（以下、「貸与資料等」という。）を受注者に貸与するものとする。

- 2 受注者は、貸与資料等が必要なくなった場合には、ただちに監督員に返却しなければならない。
- 3 受注者は、貸与資料等を丁寧に扱い、紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

(関係官公庁等への手続等)

第17条 受注者は、用地調査等業務の実施にあたっては、発注者が行う関係官公庁等への手続の際に協力しなければならない。また、受注者は、用地調査等業務を実施するため、関係官公庁等に対する手続が必要な場合には、速やかに行わなければならない。

- 2 受注者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第18条 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。これらの交渉にあたり、受注者は地元関係者に誠意を持って接しなければならない。

- 2 受注者は、用地調査等業務の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、又は監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明等を行う場合には、説明等の内容を書面（様式1-7）により随時、監督員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。
- 4 受注者は、用地調査等業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を作業条件とし

て業務を実施する場合には、設計図書の定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録を作成しなければならない。

- 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて変更しなければならない。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

(土地への立入り等)

第19条 受注者は、屋外で行う用地調査等業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち、用地調査等業務調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

- 2 受注者は、用地調査等業務実施のため障害となる植物、かき、さく等（以下「障害物」という。）の伐除又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者等の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合には、受注者はこれに協力しなければならない。

- 3 前項の場合において、障害物を伐除した場合は、障害物伐除等報告書(様式1-23)を作成し、監督員に提出するものとする。
- 4 受注者は、第2項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。
- 5 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出して身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立入作業完了後10日（休日等を除く）以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

(成果品の提出)

第20条 受注者は用地調査等業務が完了したときは、「別記3」の成果品一覧表のうち設計図書に示す成果品及び照査報告書(参考様式1-18)を委託業務完了届(様式1-16)とともに提出し、検査を受けなければならない。

- 2 受注者は、設計図書に定めがある場合又は監督員の指示する場合において同意した場合は、履行期間途中においても成果品の部分引渡しを行わなければならない。
- 3 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（SI）とする。
- 4 原則として全ての調査業務に対して電子納品の対象とする。電子納品とは、「調査、設計などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「福島県電子納品ガイドライン【業務委託編】」に示されたファイルフォーマット等に基づいて作成されたものを指す。

なお、「委託ガイドライン」で特に記載がない項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。

- 5 原則、紙媒体と電子媒体の両方による納品は行わないものとし、電子納品対象項目、成果品

納品、検査方法等について、監督員との電子納品に関する事前協議（以下、「事前協議」という。）により決定するものとする。

- 6 成果品の提出は、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に基づき、事前協議により決定する。

なお、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」で特に記載がない場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。

- 7 成果品の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に適合していること、CADソフト付属のチェック機能等によりCAD製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

- 8 受注者は、機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、発注者に提出するとともに、「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。地盤情報の公開・利用の可否については、受発注者間における事前協議により決定し、受注者成果物データにおいても「公開可否」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。

また、受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDFファイル）を福島県電子納品ガイドライン【業務委託編】に規定されている格納フォルダBORING/OTHERSに格納することをもって、提出する成果が検定済みであることを報告することとする。

（関係法令及び条例の遵守）

- 第21条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

（検査）

- 第22条 受注者は、契約書の規定に基づき、委託業務完了届（様式1-16）を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督員に提出していなければならない。

- 2 発注者は、用地調査等業務の検査に先立って、受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。

- 3 検査職員は、監督員及び主任技術者の立会のうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（1）用地調査等業務の成果品の検査

（2）用地調査等業務の管理状況の検査

用地調査等業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については、「委託ガイドライン」を参考にするものとする。

（修補）

- 第23条 発注者は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指

示することができるものとする。

- 2 受注者は、発注者が指示した期間内に修補を完了しなければならない。
- 3 発注者が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は発注者の指示に従うものとする。

(条件変更等)

第24条 監督員が、受注者に対して用地調査等業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下「用地調査等業務の変更」という。）の指示を行う場合は、書面（様式1-7）によるものとする。

- 2 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、ただちに書面（様式1-7）をもってその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期できない特別な状態」とは以下のものをいう。
 - (1) 第19条第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合
 - (2) 天災その他の不可抗力による損害
 - (3) その他、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合

(契約変更)

第25条 発注者は、次の各号に掲げる場合において、用地調査等業務の契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、用地調査等業務の施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書の規定（業務委託料の変更に代える設計図書の変更）に基づき、設計図書の変更を行う場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 前条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 用地調査等業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

(履行期間の変更)

第26条 発注者は、受注者に対して用地調査等業務の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。

- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び用地調査等業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4 契約書に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は速やかに作業工程表を修正し提出しなければならない。

(一時中止)

第27条 次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、用地調査等業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による用地調査等業務の中断については、第35条に定めるところにより、受注者は適切に対応しなければならない。

(1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合

(2) 関連する用地調査等業務の進捗が遅れたため、用地調査等業務の続行を不相当と認めた場合

(3) 環境問題等の発生により用地調査等業務の続行が不相当又は不可能となった場合

(4) 天災等により用地調査等業務の対象箇所の状態が変動した場合

(5) 権利者及び第三者並びにその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合

(6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合

2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等であって、監督員が必要と認めた場合には、用地調査等業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。

3 前2項の場合において、受注者は、屋外で行う用地調査等業務の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

(発注者の賠償責任)

第28条 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

(1) 契約書に規定する一般的損害及び第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合

(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

(受注者の賠償責任)

第29条 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

(1) 契約書に規定する一般的損害及び第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合

(2) 契約書に規定する契約不適合責任に係る損害が生じた場合

(3) 受注者の責により損害が生じた場合

(部分使用)

第30条 発注者は、次の各号に掲げる場合には、契約書の規定（引渡し前における成果物の使用）に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

(1) 別途用地調査等業務の用に供する必要がある場合

(2) その他特に必要と認められた場合

2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出しなければならない。

(再委託)

第31条 契約書に規定する一括再委託等の禁止について、「主たる部分」とは、用地調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断を要するものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

2 契約書に規定する一括再委託等の禁止について、ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料整理、電子納品の作成業務、模型製作などの簡易な業務、その他特記仕様書に定める事項とする。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、用地調査等業務を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理の下に用地調査等業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、福島県の工事等請負業者の入札参加資格制限の期間中であってはならない。

5 受注者は、指名競争入札等の発注者が参加者を指定する場合、当該用地調査等業務における同一入札参加者を協力者とすることはできない。

(成果品の使用等)

第32条 受注者は、契約書の規定（著作権の譲渡等）に従い、発注者の承諾を得て、単独で又は他の者と共同で成果品を発表することができるものとする。

2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書の規定（特許権等の使用）に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

(守秘義務)

第33条 受注者は、契約書の規定（総則）により、用地調査等業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

3 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第15条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

4 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知りえた情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。

6 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

- 7 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

(安全等の確保)

第34条 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、用地調査等業務の関係者だけでなく、権利者並びに付近住民、通行者及び通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課平成21年3月）を参考にして、常に用地調査等業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
 - (2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設省大臣官房技術参事官通達昭和62年3月30日）を参考にして、用地調査等業務に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。
 - (3) 受注者は、用地調査等現場に別途調査業務又は工事等が行われる場合は、相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - (4) 受注者は、業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、用地調査等業務をしてはならない。
- 2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、用地調査等業務の実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施にあたり、事故等が発生しないよう使用人等に対して安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施にあたっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
- (1) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 屋外で行う用地調査等業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。
なお、処分する場合は、関係法令を遵守するとともに関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) 受注者は、用地調査等現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
 - (6) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。
- 6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに

関係官公署の指導に従い、爆発等の防止に必要な措置を講じなければならない。

- 7 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施にあたっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。また、災害発生時においては、権利者、第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合には、その指示に従わなければならない。
- 9 受注者は、用地調査等が完了したときには、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。

(臨機の措置)

- 第35条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、臨機の措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。
- 2 監督員は、天災等に伴い、成果品の品質又は工程に関して業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額の費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

(履行報告)

- 第36条 受注者は、契約書の規定に基づき、履行状況報告を作成し、これを監督員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、監督員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。
 - 3 受注者は、前項の進捗状況の報告に主任技術者を立ち会わせるものとする。

(屋外で作業を行う時期及び時間の変更)

- 第37条 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合であって、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
- 2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合には、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

(低価格入札業務の履行状況調査)

- 第37条の2 低入札価格調査制度適用業務の場合、調査基準価格（非公表）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は下記の事項に協力しなければならない。

受注者は、低入札価格調査で受注者が説明した内容の履行状況を確認するために発注者が業務完了後に調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

(個人情報の取扱い)

第38条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）並びに福島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第69号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないように、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9 管理の確認等

(1) 受注者は、取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る

個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

(2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。

また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱状況について報告を求め、又は検査することができる。

10 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第15条で示す業務計画書に記載するものとする。

11 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(行政情報流出防止対策の強化)

第39条 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第15条で示す業務計画書に流出防止対策を記載するものとする。

2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(1) 関係法令等の遵守

行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(2) 行政情報の目的外使用の禁止

受注者は、発注者の許可なく本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的外に使用してはならない。

(3) 社員等に対する指導

① 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

② 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

③ 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託する場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(4) 契約終了時等における行政情報の返却

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(5) 電子情報の管理体制の確保

① 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第15条で示す業務計画書に記載するものとする。

② 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

ア 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

イ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ウ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(6) 電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

ア 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

イ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ウ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

エ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

オ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(7) 事故の発生時の措置

① 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

② この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置）

第39条の2 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2 前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

3 第1項及び第2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

（保険加入の義務）

第40条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

(環境負担軽減への取組)

第41条 受注者は、新たな環境負担を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。

- (1) オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）
- (2) プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用
- (3) 環境負荷低減に配慮したものの調達
- (4) 生物多様性に配慮した事業実施
- (5) みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施

(調査・試験に対する協力)

第42条 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。

(業務情報共有化（業務情報共有システム（ASP））)

第42条の2 受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。

また、情報を交換・共有するにあたっては、原則、業務情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「福島県における情報共有システムの活用ガイドライン」に基づくこととする。

なお、業務で使用する情報共有システムは、最新版の「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。

第2章 用地調査等業務の基本的処理

第1節 用地調査等業務の施行の原則

(用地調査等業務の施行の原則)

第43条 受注者は、契約図書に準拠し、用地調査等業務を行うに当たり権利者及び関係官公庁と協調を保ち、監督員の指示を受けて正確かつ誠実に用地調査等業務を行うものとする。

2 受注者は、用地調査等業務に際して発注者側が別途権利者と補償交渉等を行うに当たって障害となるおそれのある言動等をしてはならないものとする。

(算定資料)

第44条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する移転補償額等の算定又は公共事業に係る工事の施工に起因する地盤変動により損害等が生じた建物その他の工作物の費用負

担額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、監督員と協議の上、市場調査により求めるものとする。

第2節 数量等の処理

(建物等の計測)

第45条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

- 2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
- 3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。
- 4 立竹木の計測単位は、立竹木要領によるものとする。
- 5 立毛（農作物）等が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）までとする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

第46条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

- 2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。
- 3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。
- 4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

(計算数値の取扱い)

第47条 建物等の補償額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

- 2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。
 - (1) 数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。
 - (2) 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。
 - (3) 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位

(小数点以下第4位切捨て)まで算出する。

(補償額算定調書に計上する数値)

第48条 補償額算定調書に計上する数値(価格に対応する数量)は、次の各号によるもののほか、第45条による計測値を基に算出した数値とするものとする。

- (1) 建物の延べ床面積は、第46条第3項で算出した数値とする。
- (2) 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)で計上する。

(補償額の端数処理)

第49条 建物等の補償額等の算定を行う場合の端数処理は、原則として、次の各号に掲げる場合を除き、1円未満切捨てとする。

- (1) 補償単価及び資材単価等は、次による。
 - ① 100円未満のとき 1円未満切捨て
 - ② 100円以上10,000円未満のとき 10円未満切捨て
 - ③ 10,000円以上のとき 100円未満切捨て
- (2) 共通仮設費及び諸経費にあっては、100円未満を切捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切捨てとする。

第3章 権利調査

第1節 調 査

(権利調査)

第50条 権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聞き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者(又はその法定代理人)等の氏名又は名称(以下「氏名等」という。)及び住所又は所在地(以下「住所等」という。)等に関し調査することをいうものとする。

(地図等の転写)

第51条 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下「登記所備付け地図」という。)を次の各号に定める方法により行うものとする。

この場合において、土地改良事業及び土地区画整理事業の箇所で換地処分が行われる計画があるものについては、監督員の指示により、その換地計画図の転写も併せて行うものとする。

- (1) 転写した地図には、登記所備付け地図の着色に従って着色する。
- (2) 転写した地図には、方位、縮尺、市区町村名、大字名、字名(隣接字名を含む。)及び地番を記載する。

(3) 転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。

2 地積測量図等の転写は、調査区域内の土地について、管轄登記所に地積測量図等が存する場合に、これを転写により行うものとする。

(土地の登記記録の調査)

第52条 土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から調査区域内の土地について管轄登記所の登記記録の登記事項証明書等の交付を受け、次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

なお、隣接地についても管轄登記所の登記記録の登記事項証明書等の交付を受け確認するものとする。

(1) 土地の所在及び地番、不動産番号並びに当該地番に係る最終支号

(2) 地目及び地積

(3) 登記名義人の氏名等及び住所等並びに登記年月日及び登記原因

(4) 共有土地については、共有者の持分

(5) 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間

(6) 仮登記等があるときは、その内容

(7) その他必要と認める事項

2 登記記録の登記事項証明書等の交付申請は郵送によることを原則とし、発注者と受注者の作業分担は次のとおりとする。

(1) 交付申請書の作成（受注者が行う）

前条で作成した地図を基に、調査区域内の土地及び隣接地の権利者を調査するため、管轄登記所から登記事項証明書等の交付を受けるための申請書を作成する。

公用申請様式は発注者が受注者に支給する。

(2) 交付申請（発注者と受注者で作業を分担）

① 受注者が作成した交付申請書の確認（発注者）

② 発議（発注者）

③ 決裁後、公印を押印（発注者）

④ 送返信用封筒（※1）の宛名書き（受注者）

⑤ 送返信用切手（※2）の貼付（受注者）

⑥ ④⑤を確認の上、管轄登記所へ発送（受注者）

（※1）④の送返信用封筒は、発注者が受注者へ支給する。

（※2）⑤の送返信用切手は、受注者の費用とする。

(3) 証明書の受理（発注者が行う）

（※3）発注者は管轄登記所からの登記事項証明書等を受理し、受注者に渡す。

(建物の登記記録の調査)

第53条 建物の登記記録の調査は、第51条で作成した地図から調査区域内に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

(1) 建物の所在地、不動産番号、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日

付け

- (2) 登記名義人の氏名等及び住所等
 - (3) 共有建物については、共有者の持分
 - (4) 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
 - (5) 仮登記等があるときは、その内容
 - (6) その他必要と認める事項
- 2 登記記録の登記事項証明書等の交付申請は郵送によることを原則とし、発注者と受注者の作業分担は前条第2項に準じて行うものとする。

(権利者の確認調査)

第54条 権利者の確認調査は、前2条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等（以下「戸籍簿等」という。）の交付を受け行うものとする。

- (1) 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
 - (2) 商業登記簿、法人登記簿等
- 2 権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 権利者の氏名、住所及び生年月日
 - (2) 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係。相続の経過を明らかにした相続関係説明図（様式3-1）を作成する。
 - (3) 権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所
 - (4) 権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所
- 3 権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 法人の名称及び主たる事務所の所在地
 - (2) 法人を代表する者の氏名及び住所
 - (3) 法人が破産法（平成16年法律第75号）による破産宣告を受けているとき等の場合にあつては、破産管財人等の氏名及び住所
- 4 戸籍簿等の交付申請における発注者と受注者の作業分担は次のとおりとする。
- (1) 登記記録上における所有権者の抽出（受注者が行う）
登記記録から土地及び建物に関する所有権者の住所及び氏名を抽出する。
 - (2) 交付申請書の作成（受注者が行う）
土地及び建物に関する所有権者の特定に必要な戸籍簿等について、当該市町村から交付を受けるための交付申請書を作成する。
 - (3) 交付申請書の発送（発注者と受注者で作業を分担）
 - ① 受注者が作成した交付申請書の確認（発注者）
 - ② 発議（発注者）
 - ③ 決裁後、公印を押印（発注者）
 - ④ 送返信用封筒（※1）の宛名書き（受注者）
 - ⑤ 送返信用切手（※2）の貼付（受注者）
 - ⑥ ④⑤を確認のうえ当該市町村に発送（受注者）
- （※1）④の送返信用封筒は、発注者が受注者へ支給する。

(※2) ⑤の送返信用切手は、受注者の費用とする。

(4) 交付申請書の受理 (発注者が行う)

(※3) 当該市町村からの戸籍簿等を受理し、受注者に渡す。

5 前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等からの聞取りを基に調査を行うものとする。

(登記記録外の権利関係の調査)

第55条 受注者は、前各条のそれぞれの調査のほか、土地又は建物の調査において、当該土地又は建物にかかる賃貸借、使用貸借による権利、その他（土地又は建物の登記記録と異なる真正の所有者が発見された場合も含む）について、これらの権利の内容並びに権利者の住所及び氏名又は名称を当事者からの聴取等より調査するものとする。

(墓地管理者等の調査)

第56条 墓地管理者等の調査は、改葬等要領により行うものとする。

(土地利用履歴等の調査)

第57条 土地利用履歴等の調査とは、取得又は使用の対象となる土地に係る土壤汚染状況調査の実施の可否を判定するために業務であり、土地利用履歴要領により行うものとする。

第2節 調査書等の作成

(転写連続地図の作成)

第58条 第51条第1項により転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図（以下「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- (1) 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線
- (2) 第52条第1項第3号で調査した登記名義人の氏名等
- (3) 管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名

(調査書の作成)

第59条 第52条から第55条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表（様式3-2、3-3）建物の登記記録調査表（様式3-4、3-5）、権利者調査表（様式3-6、3-7）、共有者調書（様式3-8）、及び戸籍簿等調査表（様式3-9）に所定の事項を記載するものとする。

- 2 各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。
- 3 墓地管理者等の調査表は、第56条の調査結果を基に改葬等要領により作成するものとする。
- 4 土地利用履歴等の調査表は、第57条の結果を基に土地利用履歴要領により作成するものとする。

第4章 用地測量

第1節 境界確認

(公共用地境界の打合せ)

第60条 調査区域内に国有財産法（昭和23年法律第73号）の規定に基づき、部局等の長が管理する国有財産が存するとき又は公共物管理者等が管理する土地が存するときは、部局等の長又は公共物管理者等と公共用地境界確定（境界確認を含む。）の方法について監督員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

(資料の作成及び立会い)

第61条 受注者は、前条の打合せの結果を監督員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。

2 部局等の長又は公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助するものとする。

3 前条の打合せの結果、第58条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局等の長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第65条第2項に準じた同意を得るものとする。

(境界確定後の図書の作成)

第62条 前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図書等の作成を行うものとする。

(立会い準備)

第63条 受注者は、調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第52条から第56条までの調査結果を基に作成するものとする。

2 受注者は、前項の権利者一覧表の作成が完了したときは、監督員と立会い日時、具体の作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行うものとする。

(境界立会いの画地及び範囲)

第64条 受注者は、調査区域内における次の各号の画地の境界が確認できる範囲の立会いを行うものとする。

(1) 一筆を範囲とする画地

(2) 一筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとの画地

(3) 一筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は現況の地目ごとの画地、この場合の現況地目は、不動産登記事務取扱手続準則に定める地目の区分によるものとする。

- (4) 一画地にあつて、土地に付属するあぜ、みぞ、その他これらに類するものが存するときは、一画地に含むものとする。ただし、一部ががけ地等で通常の用途に供することができないと認められるときは、その部分を区分した画地とする。
- (5) 調査区域内の土地の隣接土地等のうち監督員が必要であると指示した画地。

(境界立会い)

第65条 受注者は、前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。

- (1) 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得ること。
- (2) 境界点が表示されていないため、第51条の転写地図及び各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行う。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行う。
- (3) 前号の作業によって表示した境界点に関連する権利者全員の同意が得られたときには、上部赤色のプラスチック杭（規格：4.5cm×4.5cm×45cm）又は金属鋌（頭部径15mm）等容易に移動できない標識を設置する。

ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。

- 2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界確認書（様式4-1）及び用地実測図に確認のための署名押印を求めるものとする。
- 3 受注者は、第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
 - (1) 関連する権利者全員の同意が得られないとき
 - (2) 関連する権利者の一部が立会いを拒否したとき
 - (3) 必要な境界点を確定するために調査区域外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき

第2節 境界測量

(用地測量の基準点)

第66条 用地測量に使用する基準点について、当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用するものとする。

- 2 前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには、監督員と協議しなければならない。
- 3 第1項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督員と協議し、その指示を受けるものとする。

(境界測量)

第67条 境界測量は、近傍の4級以上の基準点に基づき、放射法により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づいて行うことができるものとする。

- 2 前項の観測は、福島県公共測量作業規程によるものとする。
- 3 前項の結果に基づき、境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を計算により求めるものとする。
- 4 座標値等の計算における結果の表示単位等は、福島県公共測量規程によるものとする。
- 5 第1項の観測を行うに当たり、用地実測図の作成に必要となる建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。
- 6 各境界点等は、連番を付するものとする。

(用地境界仮杭の設置)

第68条 境界測量等の作業が完了し用地取得等の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきトータルステーション等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。

- (1) 原則として、関連する権利者の立会いの上行う。
 - (2) 用地境界仮杭は、上部黄色のプラスチック杭（規格：7.0cm×7.0cm×60cm）又は金属鋌（規格：頭部15mm、長さ75mm以上の鋼鉄製）とする。
- 2 用地境界仮杭の観測は、福島県公共測量作業規程によるものとする。
 - 3 第1項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭の控杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させた上で用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

(境界点間測量)

第69条 境界測量及び用地境界仮杭の設置のための観測を行う場合には、併せて隣接する境界点間の距離をトータルステーション等を用いて測定し精度を確認するものとする。

- 2 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界杭を設置した点（以下「用地境界点」という。）との距離を全辺について現地で測定し、境界測量及び用地境界仮杭の設置において求められた計算値との測定値の差を比較することにより行うものとする。
なお、較差の許容範囲は、福島県公共測量作業規程によるものとする。
- 3 境界点間測量の結果は、精度管理表（様式4-2）により精度を確認するものとする。

第3節 面積計算の範囲

(面積計算の範囲)

第70条 面積計算の範囲は、境界確認を行う範囲とする画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- (1) 画地の全てが用地取得等の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その画地面積。
- (2) 画地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得等の対象となる土地及び用地取得等の対象となる土地以外の土地（残地）の面積。

(3) 前各号によらない場合については、監督員の指示による。

2 土地の取得等補償額算定に計上する面積は、平方メートル単位（小数点以下第3位切捨て）とする。

第4節 用地実測図等の作成

（用地実測図等の作成）

第71条 用地実測図の作成に当たっては、次の各号の方法により行うものとする。

(1) 用地実測図は、境界・現況測量より得られた成果に基づき、次の事項を標準とし、監督員が指示する事項を記入するものとする。なお、表示記号については、「別記4 用地実測図及び平面図表示記号」により表示するものとする。

- ① 基準点及び官民、所有権、借地、地上権等の境界点の座標値、点名、標杭の種類及び境界線
- ② 面積計算表
- ③ 各筆の地番、不動産番号、登記地目、土地所有者及び借地人等の氏名又は名称
- ④ 境界辺長
- ⑤ 隣接地の地番、不動産番号及び境界の方向線
- ⑥ 用地の三斜及び数字
- ⑦ 借地境界並びに借地の三斜及び数字
- ⑧ 用地取得線
- ⑨ 図面の名称、配置、方位、座標線、縮尺、地図情報レベル、座標系、測量年月日、計画機関名称、作業機関名称及び土地の測量に従事した者の氏名
- ⑩ 市区町村の名称、大字、字の名称又は町、丁の名称及び境界線
- ⑪ 中心杭点、用地幅杭点及び用地境界杭点の位置
- ⑫ 現況地目
- ⑬ 道路名及び水路名
- ⑭ 建物及び工作物
- ⑮ 画地及び残地の面積
- ⑯ その他

(2) 用地実測図の縮尺は、原則として縮尺500分の1（土地が市街地地域にあつては、監督員の指示により縮尺250分の1とすることができる。）とする。

(3) 用地実測図は、左を起点側、右を終点側とし、数葉にわたるときは、一筆の土地が2葉にまたがらないこととし、右上に番号を付すとともに、当該図面がどの位置に存するかを示す表示図を記載する。

(4) 用地実測図の素材はポリエステルフィルム又はこれと同等以上のものとし、#300とするものとする。

2 用地平面図等の作成は、用地実測図から監督員が指示する事項を記入するものとする。

（区分地上権設定範囲図の作成）

第72条 区分地上権設定範囲図の作成は、区分地上権設定図（用地平面図）と縦断図等を合成した図面を作成し、区分地上権設定の対象となる土地ごとに区分地上権設定範囲（上下範囲）及び土地の利用が妨げられる程度を算出するほか、監督員が指示する事項を記入するものとする。

（土地調書の作成）

第73条 受注者は、第3章及び第4章に定める業務の成果品により土地調書（様式4-3）を作成するものとする。

（予定分筆）

第74条 監督員の指示により取得等の区域内の土地を分筆する必要があると認められる場合には、次の各号に定めるところにより予定分筆をするものとする。

- （1）予定分筆前の土地の地番に順次支号を付して、予定分筆後の土地の各筆の地番を定める。
- （2）予定分筆後の土地の各筆の面積は、用地実測図等に表示したものによる。
- （3）予定分筆後の土地の地番及び面積を定めた場合には、土地調査表（様式4-4）に記入する。

第5章 登記資料収集整理等

（登記資料収集整理）

第75条 登記資料収集整理とは、土地等の取得又は権利設定等に伴い、不動産登記法等で規定する登記に必要な資料等の収集整理を行うことをいう。

（地積測量図（案）等の作成）

第76条 取得等の区域内の土地が一筆の土地の一部であるため、分筆を必要とする場合又は地積の更正等が必要と認められる場合には、不動産登記法等で規定する方法で、地積測量図（案）（様式5-1）、土地所在図（案）（様式5-2）及び土地調査書（様式5-3）等を作成するものとする。

（協 議）

第77条 受注者は、第75条で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、監督員と協議し、指示を受けなければならない。

（責 務）

第78条 受注者は、発注者が土地等の取得又は権利設定等について、管轄登記所に対し嘱託書を提出し、登記完了証が交付されるまでの間、発注者を補助するものとする。

第6章 建物等の調査

第1節 調 査

（建物等の調査）

第79条 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木等について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

(建物等の配置等)

第80条 次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。

- (1) 建物、工作物及び立竹木等の位置
- (2) 敷地と土地の取得等の予定線の位置
- (3) 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
- (4) その他配置図作成に必要となる事項

2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、監督員から調査の実施範囲について指示を受けるものとする。

(法令適合性の調査)

第81条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき土地改良補償要綱第26条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要な法令に係る適合状況を調査するものとする。この場合において、調査対象法令については監督員と協議するものとする。

- (1) 調査時
- (2) 建設時又は大規模な増改築時

(木造建物)

第82条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、軸組工法により建設されている木造建設にあつては、建物要領別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕(以下「木造建物要領〔軸組工法〕」という。)により行うものとし、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建設されている木造建物にあつては、建物要領別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕(以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕」という。)により行うものとする。

- 2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。
- 3 前2項の実施に当たっては、運用方針第15別表第11に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

(木造特殊建物)

第83条 木造特殊建物の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して行うほか、当該建物の推定再建設費の積算が可能となるよう行う。

- 2 前項の実施に当たっては、取扱要領第7条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

(非木造建物)

第84条 非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物要領別添二非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の調査は、非木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

(機械設備)

第85条 機械設備の調査は、機械設備要領により行うものとする。

なお、現地調査等を行うに当たっては、事前に監督員と協議し、調査の実施について必要な指示を受けるものとする。

(生産設備)

第86条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。

- (1) 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、現況測量等を行う。
- (2) 種類（使用目的）
- (3) 規模（形状及び寸法）、材質及び数量
- (4) 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- (5) ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等
- (6) 当該設備の取得年月日及び耐用年数
- (7) その他補償額の算定に必要と認められる事項
- (8) 当該設備の概要が把握できる写真の撮影

(附帯工作物)

第87条 附帯工作物の調査は、附帯工作物要領により行うものとする。

(庭 園)

第88条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。

- (1) 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、現況測量等により行うものとする。
- (2) 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
- (3) 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- (4) その他補償額の算定に必要と認められる事項
- (5) 庭園の概要が把握できる写真の撮影

(墳 墓)

第89条 墳墓の調査は、改葬等要領により行うものとする。

(立竹木等)

第90条 立竹木等の調査は、次の各号により行うものとする。

(1) 立竹木の調査は、立竹木要領による。

(2) 立毛（農作物）は、権利者毎に水稻、陸稻、麦類、いも類、豆類、野菜、工芸作物及びその他の農作物（以下「農作物」という。）として取り扱うことが相当と認められる区域を決定し、その区域に栽培されている農作物について、栽培形態等を調査する。

（石綿）

第91条 建物等に石綿が含有されている場合の調査は、石綿要領により行うものとする。

第2節 調査書等の作成

（建物等の配置図の作成）

第92条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成する。

(1) 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。

(2) 縮尺は、原則として、次の区分による。

① 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木等

100分の1又は200分の1

② 庭園、墳墓、庭木等

50分の1又は100分の1

(3) 用紙は、日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、日本産業規格A列2番にすることができる（以下この節において同じ。）。

(4) 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。

(5) 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。

(6) 建物、工作物及び立竹木等の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木等ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木等が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。

(7) 図面中に次の事項を記入する。

① 敷地面積

② 用途地域

③ 建ぺい率

④ 容積率

⑤ 建築年月

⑥ 構造概要・建築工法

⑦ 建築面積（一階の床面積をいう。以下同じ。）

⑧ 建物延べ床面積

（法令に基づく施設改善）

第93条 法令に基づく施設改善の調査書は、第81条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

る。

- 2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時には法令に適合していたが、調査時には法令に適合していない（このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。）と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。

- (1) 法令名及び条項
- (2) 改善内容

（木造建物）

第94条 木造建物の図面及び調査書は、第82条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより作成するものとする。
- 3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。
 - (1) 基礎伏図（縮尺100分の1）
 - (2) 床伏図（縮尺100分の1）
 - (3) 軸組図（縮尺100分の1）
 - (4) 小屋伏図（縮尺100分の1）

（木造特殊建物）

第95条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第83条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 図面は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。
 - (1) 基礎伏図（縮尺100分の1）
 - (2) 床伏図（縮尺100分の1）
 - (3) 軸組図（縮尺100分の1）
 - (4) 小屋伏図（縮尺100分の1）
 - (5) 断面図（矩計図）（縮尺50分の1）
 - (6) 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）
- 3 調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕に準じ、次の各号により作成するものとする。
 - (1) 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。
 - (2) 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

（非木造建物）

第96条 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第84条第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

- 2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第84条第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

(機械設備)

第97条 機械設備の図面及び調査書は、第85条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

(生産設備)

第98条 生産設備の図面及び調査書は、第86条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要となる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

3 調査書は、前条に準じ作成するものとする。

(附帯工作物)

第99条 附帯工作物の図面及び調査書は、第87条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

(庭 園)

第100条 庭園の調査書は、第88条の調査結果を基に庭園工作物は附帯工作物要領に定める調査表、庭園立竹木は立竹木要領に定める調査表を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

(墳 墓)

第101条 墳墓の図面及び調査書は、第89条の調査結果を基に改葬等要領により作成するものとする。

(立竹木等)

第102条 立竹木等の図面及び調査書は、第90条の調査結果を基に立竹木要領により作成するものとする。

2 立毛の調査書は、「立毛調査表」(様式6-5)を用いて作成するものとする。

(石綿)

第103条 石綿の図面及び調査書は、第91条の調査結果を基に石綿要領により作成するものとする。

第3節 算 定

(移転先の検討)

第104条 工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習場等の大規模なもの(以下「大規模工場等」という。)以外の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合には、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからエまでの要件に該当するか否かの検討を行い、次の各号に

掲げる資料を作成するものとする。

なお、大規模工場等の建物を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合は、第10章移転工法案の検討により行うものとする。

(1) 移転想定配置図（縮尺100分の1～500分の1程度）

(2) 有形的・機能的・法制的検討を行った資料（検討概要書）

- 2 前項の検討に当たり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、策定した建物計画案に基づき、概算額により積算するものとする。

また、概算額の積算に必要となる、平面図、立面図等はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。

なお、監督員から、照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。

- 3 第1項の検討に当たり、当該委託契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督員から指示を受けるものとする。
- 4 前3項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、第92条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

（法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定）

第105条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第81条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針第15第7項の定めるところにより行うものとする。

（木造建物）

第106条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第94条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第2条第3項のいずれかに定めるところによるものとする。

- 2 木造建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

（木造特殊建物）

第107条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第95条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。

なお、その積算に当たっては、木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項に定めるところによるものとする。

- 2 木造特殊建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行

うものとする。

(非木造建物)

第108条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第96条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、非木造建物〔Ⅱ〕の推定再建築費を積算に当たっては、非木造建物要領第3条第3項に定めるところによるものとする。

2 非木造建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(照応建物の詳細設計)

第109条 第104条第2項の照応建物の推定建築費の概算額により第104条第1項の検討を行った場合は、監督員と協議するものとする。

2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は第104条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

(1) 照応建物についての計画概要表(様式6-6-1、6-6-2)

(2) 面積比較表(様式6-7)

(機械設備)

第110条 機械設備の補償額の算定は、第97条で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。

(生産設備)

第111条 生産設備の補償額の算定は、第98条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討した上で、行うものとする。

2 生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条に準じて処理するものとする。

(附帯工作物)

第112条 附帯工作物の補償額の算定は、第99条で作成した資料を基に当該附帯工作物の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。

(庭 園)

第113条 庭園の補償額の算定は、第100条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討した上で、行うものとする。

(墳 墓)

第114条 墳墓の補償額の算定は、第101条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方

における改葬方法の慣行等を検討した上で、改葬等要領により行うものとする。

(立竹木)

第115条 立竹木の補償額の算定は、第102条で作成した資料を基に当該立竹木の移植の可否及び適否について検討し、東北地区用地対策連絡会が定めた補償金算定標準書〔Ⅳ〕立木編の各算定要領等により行うものとする。

第7章 営業その他の調査

第1節 調 査

(営業その他の調査)

第116条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

(営業に関する調査)

第117条 営業に関する調査は、営業要領により行うものとする。

(居住者等に関する調査)

第118条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 氏名等、住所（建物番号及び室番号）
 - (2) 居住者の家族構成（氏名及び生年月日等）
 - (3) 住居の占有面積及び使用の状況
 - (4) 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
- 2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。
- 3 前2項の調査は、住民票、賃貸借契約書等の確認のほか、仮住居要領、家賃減収要領又は借家人要領により行うものとする。

(動産に関する調査)

第119条 動産に関する調査は、動産要領により行うものとする。

第2節 調査書の作成

(調査書の作成)

第120条 営業に関する調査書は、第117条の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。

- 2 居住者等に関する調査書は、第118条の調査結果を基に居住者調査表（様式7-5-1、7-5-2）により作成することとし、建物を借家・借間している者がいる場合においては、家賃減収要領により作成するものとする。

- 3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。

第3節 算 定

(補償額の算定)

第121条 営業に関する補償額の算定は、前条第1項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。この場合において、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該委託契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。

- 2 仮住居等に要する費用、家賃減収補償及び借家人補償の算定は、前条第2項で作成した資料等を基に仮住居要領、家賃減収要領及び借家人要領により行うものとする。

- 3 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。営業に関する補償額の算定は、監督員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。

- 4 移転雑費の算定は、移転雑費要領により行うものとする。

第8章 消費税等調査

(消費税等に関する調査等)

第122条 消費税等に関する調査とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第1項第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

(調査)

第123条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に定める事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

- (1) 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- (2) 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- (3) 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
- (4) 消費税簡易課税制度選択届出書
- (5) 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- (6) 消費税課税事業者選択届出書
- (7) 消費税課税事業者選択不適用届出書

- (8) 消費税課税事業者届出書
- (9) 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- (10) 法人設立届出書
- (11) 個人事業の開廃業等届出書
- (12) 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- (13) 消費税課税事業者届出書（特定期間用）
- (14) 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）
- (15) 特定新規設立法人に該当する旨の届出書
- (16) 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書
- (17) 適格請求書発行事業者登録に係る通知書
- (18) 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書
- (19) その他の資料

2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

（補償の要否の判定等）

第124条 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「土地改良事業用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（令和元年10月10日付け元農振第1862号農林水産省農村振興局長通知）別添－5、6参考）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式8-1）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不相当又は困難と認めたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第9章 予備調査

第1節 調査

（予備調査）

第125条 予備調査とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められるときに、第6章建物等の調査に先立ち、企業内容等及び敷地使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額の算定を行うことにより、建物等の移転が与える影響の範囲並びに土地改良補償要綱第26条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。

（企業内容等の調査）

第126条 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 所在地、名称及び代表者名
- (2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- (4) 財務状況
- (5) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- (6) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- (7) 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容
- (8) その他移転計画案の検討に必要と認める事項

（敷地使用実態の調査）

第127条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- (2) 用途地域等の公法上の規制
- (3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- (4) 敷地内の使用状況等
 - ① 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
 - ② 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - ③ 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
 - ④ 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- (5) 前条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係
- (6) その他移転計画案の検討に必要と認める事項
- (7) 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

（建物調査）

第128条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第82条から第84条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

- 2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、監督員の指示を受けるものとする。
- 3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。

（機械設備等調査）

第129条 予備調査に係る機械設備等（生産設備及び附帯工作物を含む。）の調査は、第126条及び第127条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の

機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、第85条から第87条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における機械設備等調査は、配置、機械名（種類）規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

- 2 前項の関連移転の検討の対象とする機械設備等を定めるに当たっては、監督員の指示を受けるものとする。
- 3 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。

第2節 調査書等の作成

（企業概要書）

第130条 企業内容等の調査書は、第126条の調査結果を基に企業概要書（様式9-1）を用いて、作成するものとする。

（配置図）

第131条 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第127条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- (1) 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）
- (2) 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- (3) 縮尺は、500分の1又は1,000分の1

（建物、機械設備等の図面作成）

第132条 予備調査に係る大規模工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

（移転計画案の作成）

第133条 予備調査に係る工場等の移転計画案は、第126条から第129条までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1（4）アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- (1) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）の変更計画
- (2) 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む）、機械設備等の移転計画
- (3) 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- (4) 建物、機械設備等の移転工程表
- (5) 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）

- (6) 移転工法（計画）案検討概要書（様式10-1）
- (7) 移転工法（計画）各案の比較表（様式10-2）
- 2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。
 - (1) 照応建物についての計画概要表（様式6-6-1、6-6-2）
 - (2) 面積比較表（様式6-7）
 - (3) 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式6-8）

第3節 算 定

（補償概算額の算定）

第134条 前条で作成する移転計画案（2又は3案）の補償概算額の算定は、第130条から前条まで作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第10章 移転工法案の検討

第1節 調 査

（移転工法案の検討）

第135条 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査及び第7章営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、土地改良補償要綱第26条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討することをいう。

（企業内容等の調査）

第136条 大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第130条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- (1) 所在地、名称及び代表者名
- (2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- (4) 財務状況
- (5) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- (6) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- (7) 移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容
- (8) その他移転工法案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

第137条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第127条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- (1) 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- (2) 用途地域等の公法上の規制
- (3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- (4) 敷地内の使用状況等
 - ① 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
 - ② 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - ③ 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
 - ④ 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- (5) 次のいずれかにおける建物等の配置との関係
 - ① 前条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
 - ② 第125条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
 - ③ 営業要領第2条第1項第1号ロ（2）の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- (6) その他移転工法案の検討に必要と認める事項
- (7) 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第138条 企業内容等の調査書は、第136条の調査結果を基に企業概要書（様式9-1）を用いて、作成するものとする。

(配置図)

第138条の2 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、第137条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- (1) 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）
- (2) 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- (3) 縮尺は、500分の1又は1,000分の1とする。

(移転工法案の作成)

第139条 大規模工場等の移転工法案は、第80条から第88条まで、第90条、第136条及び第137条

の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1（4）アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- (1) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）の変更計画
- (2) 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画
- (3) 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- (4) 建物、機械設備等の移転工程表
- (5) 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）
- (6) 移転工法（計画）案検討概要書（様式10-1）
- (7) 移転工法（計画）各案の比較表（様式10-2）

2 前項の検討に当たり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

- (1) 照応建物についての計画概要表（様式6-6-1、6-6-2）
- (2) 面積比較表（様式6-7）
- (3) 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式6-8）

（補償額の比較）

第140条 前条の移転工法案を作成したときは、運用方針第15第1（4）エに定める補償額の比較を行うものとする。

2 前項の検討に当たり、当該委託契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督員から教示を得るものとする。

第11章 再算定業務

（再算定業務）

第141条 再算定業務とは、建物等の補償額について再度算定する（再調査して算定する場合を含む。）ことをいう。

（再算定の方法）

第142条 建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の補償額の算定方法により行うものとする。

- (1) 補償額の算定項目、算定方法等に係る要綱、運用方針又は調査算定要領等が改正されている場合には、改正後の要綱等により算定する。
- (2) 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定するものとする。この場合における移転工法は、監督員の指示による。

第12章 土地評価

(土地評価)

第143条 土地評価とは、取得等する土地（残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。）の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

(土地評価の基準)

第144条 土地評価は、監督員から特に指示された場合を除き運用方針第2別記1土地評価事務処理要領（以下「土地評価要領」という。）に定めるところに基づき実施するものとする。

(現地踏査及び資料作成)

第145条 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

(1) 同一状況地域区分図

同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

- ① 起業地の範囲、同一状況地域の範囲、土地評価要領第5条（2）に規定する標準地及び用途的地域の名称
- ② 鉄道駅、バス停留所等の交通施設
- ③ 学校、官公署等の公共施設、病院等の医療施設、銀行、スーパーマーケット等の商業施設
- ④ 幹線道路の種別及び幅員
- ⑤ 都市計画の内容、建築物の面積・高さ等に関する基準
- ⑥ 行政区域、大字及び字の境界
- ⑦ 取引事例地
- ⑧ 地価公示法（昭和44年法律第49号）第6条により公示された標準地（以下「公示地」という。）又は国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第9条第5項により周知された基準地（以下「基準地」という。）

(2) 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1標準地につき3事例地程度を収集し、おおむね次の事項を整理の上調査表を作成する。

- ① 土地の所在、地番及び住居表示
- ② 土地の登記記録に記録されている地目及び面積並びに現在の土地の利用状況
- ③ 周辺地域の状況
- ④ 土地に物件がある場合は、その種別、構造、数量等
- ⑤ 売主及び買主の氏名等及び住所等並びに取引の目的及び事情（取引に当たって特段の事情がある場合はその内容を含む。）

- ⑥ 取引年月日、取引価格等
- ⑦ 取引事例地の画地条件（間口、奥行、前面道路との接面状況等）及び図面（100分の1～500分の1程度）
- (3) 収益事例調査表及び造成事例調査表
収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理の上作成する。
- (4) 用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面
- (5) 地域要因及び個別的要因の格差認定基準表
格差認定基準表とは、土地価格基準表を適用するに当たり、土地価格基準表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うに当たり基準となるものをいう。
- (6) 公示地及び基準地の選定調査表
調査区域及びその周辺区域に基準とすべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。

（標準地の選定及び標準地調査書の作成）

第146条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

- 2 標準地調査書は、前条第2号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記の上作成するものとする。

（標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成）

第147条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第144条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

- 2 取得等する土地の評価は、前項で決定した標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成するものとする。
- 3 前2項の評価額は、監督員が指示する図面に記載するものとする。

（残地等に関する損失の補償額の算定）

第148条 残地又は残借地に関する損失の補償額は、土地改良補償要綱第50条及び運用方針第36に定めるところにより算定し、残地（又は残借地）補償額算定調査書を作成するものとする。

第13章 補償説明

（補償説明）

第149条 補償説明とは、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明を行うことをいう。ただし、補償説明には、土地調書（共通仕様書様式4-3）及び物件調書（共通仕様書様式18-1）並びに用地事務取扱要領（昭和58年4月10日付け農地林

務部長通知) 第49条により作成する契約書の説明等の各権利者に関する個別事項の説明は含めないものとする。

(概況ヒアリング等)

第150条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督員から、当該事業の計画概要、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、権利者ごとの補償内容、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握するものとする。

2 受注者は、現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に補償説明の対象となる権利者等に対し、面接等により補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第151条 権利者等に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これらの業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。

- (1) 当該区域全体及び権利者等ごとの処理方針の検討
- (2) 権利者等ごとの補償説明に係る事項の整理
- (3) 権利者等に対する説明用資料の作成

(権利者等に対する説明)

第152条 権利者等に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- (1) 権利者等との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ監督員にその方法等について確認すること。
 - (2) 権利者等と面接等を行うときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。
- 2 権利者等に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償説明の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第153条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式13-1)に記載するものとする。

(説明後の措置)

第154条 受注者は、補償説明の現状及び権利者等ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。

- 2 受注者は、当該権利者等に係る補償説明のすべてについて権利者等の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者等が説明を受け付けない、又は当該事業計画、補償説明若しくはその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

第14章 地盤変動影響調査等

第1節 調 査

(地盤変動影響調査)

第155条 地盤変動影響調査とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施工中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施工に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。

(調査)

第156条 地盤変動影響調査は、地盤変動要領により行うものとする。

2 前項により難しい場合は、監督員の指示により必要な調査を行うものとする。

(水準測量)

第157条 地盤変動要領第9条第2項の水準測量は、事前調査及び事後調査時において、既存の基準となる点（公共水準点並びに沈下等の恐れのない県粉物件）から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、辻の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については、検測し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎当の計測にあたっては、往復観測するものとする。

- (1) 観測手簿
- (2) 計算簿
- (3) 点の記
- (4) その他必要と認められる書面及び図面

2 前項により難しい場合は、監督員の指示により必要な調査を行うものとする。

(費用負担の要否の検討)

第158条 損害等をてん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が公共事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

2 前項の検討結果については、速やかに監督員に報告するものとする。

第2節 算 定

(費用負担額の算定)

第159条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動要領により行うものとする。

2 前項により難しい場合は、監督員の指示する方法により費用負担額の算定を行うものとする。

第15章 費用負担の説明

(費用負担の説明)

第160条 費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング等)

第161条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督員から、当該事業の計画概要、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、権利者ごとの費用負担の内容、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握するものとする。

2 受注者は、現地踏査及び現況ヒアリングを行った後に補償説明の対象となる権利者等に対し、面接等により補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第162条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、監督員の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。

- (1) 説明対象建物及び権利者ごとの処理方針の検討
- (2) 権利者ごとの費用負担の内容等の確認
- (3) 権利者に対する説明用資料の作成

(権利者に対する説明)

第163条 権利者に対する説明は、監督員の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 権利者との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ監督員にその方法等について確認すること。
- (2) 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。

2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第164条 受注者は、権利者と面接等により説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式13-1）に記載するものとする。

(説明後の措置)

第165条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員

に報告するものとする。

- 2 受注者は、当該権利者に係る費用負担の内容等の全てについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない又は費用負担の内容等若しくはその他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

第16章 騒音等調査

（騒音等調査）

第166条 騒音等調査とは、騒音、振動及び井戸に関する調査をいう。

（調査の方法）

第167条 前条の調査は、「別記7」騒音等調査要領及び監督員の指示に基づき、現地を調査し、次の各号に掲げる調査表を作成するものとする。

- (1) 騒音測定結果一覧表（様式16-1）
- (2) 振動測定結果一覧表（様式16-2）
- (3) 井戸調査表（様式16-3）

第17章 事業認定申請図書等の作成

（事業認定申請図書等の作成）

第168条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいう。

- (1) 事業認定申請図書の作成
- (2) 裁決申請図書の作成
- (3) 明渡裁決申立図書の作成

（事業認定申請図書の作成）

第169条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。

- (1) 相談用資料作成

起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの。

- (2) 申請図書作成

起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの。

(事業計画の説明)

第170条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督員等から説明を受けるものとする。

(現地踏査)

第171条 事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。

(起業地の範囲の検討)

第172条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督員と協議するものとする。

(事業認定申請図書の作成方法)

第173条 事業認定申請図書は、法第18条及び法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下この章において「規則」という。）第2条並びに第3条に定めるところに従うほか、「別記8」事業認定申請図書等作成要領等により作成するものとする。

(相談用資料の作成方法)

第174条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件全てに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料を併せて作成するものとする。

- (1) 事業認定申請書（案）
- (2) 事業計画書
- (3) 関連事業に関する協議書（案）
- (4) 法第4条地の調査及び管理者の意見書（案）
- (5) 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案）
- (6) 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書（案）
- (7) その他必要な書面等

(相談用資料の添付図面の作成方法)

第175条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の添付図面の作成は、第173条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件全てに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面を併せて作成するものとする。

- (1) 起業地表示図
- (2) 法第4条地表示図
- (3) 関連事業表示図
- (4) 法第4条地管理者意見照会添付図

- (5) 起業地計画図等
- (6) 法令制限地表示図
- (7) 許認可等土地表示図
- (8) 参考資料として必要な図面
- (9) その他必要と認められる図面

(本申請図書の作成)

第176条 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書(案)の作成は、監督員の指示により、既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。

(裁決申請図書の作成)

第177条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(裁決申請図書の作成方法)

第178条 裁決申請図書の作成は、法第40条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うほか、「別記8」事業認定申請図書等作成要領等により作成するものとする。

- (1) 裁決申請書(案)
- (2) 事業計画書
- (3) 法第40条第1項第2号関係書類
- (4) 規則第17条第2号イに定める書面
- (5) 規則第17条第3号に定める書面
- (6) 法第36条に定める土地調書(案)
- (7) 起業地の位置を表示する図面
- (8) 起業地及び事業計画を表示する図面
- (9) 土地調書に添付する実測平面図
- (10) その他必要と認められる書面及び図面

(明渡裁決申立図書の作成)

第179条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(明渡裁決申立図書の作成方法)

第180条 明渡裁決申立図書の作成は、法第47条の3に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うほか、「別記8」事業認定申請図書等作成要領等により作成するものとする。

- (1) 明渡裁決申立書(案)
- (2) 法第47条の3第1項第1号関係書類
- (3) 規則第17条の6第1号に定める書面
- (4) 規則第17条の6第2号に定める書面

- (5) 法第36条に定める物件調書（案）
- (6) 物件調書に添付する図面
- (7) その他必要と認められる書面及び図面

第18章 物件調書の作成

（物件調書の作成）

第181条 受注者は、第6章及び第7章に定める業務の成果品より物件調書（様式18-1）を作成するものとする。

第19章 保安林解除等申請図書の作成

（保安林解除等申請図書の作成）

第182条 保安林解除等申請図書の作成とは、保安林解除申請図書及び国有林野の使用申請図書の作成をいう。

- 2 保安林解除申請図書作成とは、森林法（昭和26年法律第249号）第27条及び同法施行規則第17条に規定する保安林解除の手続きに要する関係書面を作成することをいうものとする。
- 3 国有林野の使用申請図書の作成とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第2416号）第7条及び同法施行規則第14条に規定する国有林野の使用申請手続きに要する関係書面を作成することをいうものとする。

（事業計画の説明）

第183条 保安林解除等申請図書の作成に当たっては、当該保安林解除等申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督員等から説明を受けるものとする。

（現地踏査）

第184条 保安林解除等申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、保安林解除等申請に係る現地の踏査を行うものとする。

（保安林解除等申請図書の作成方法）

第185条 保安林解除等申請図書は、森林法第27条及び同法施行規則第17条並びに国有林野の管理経営に関する法律第7条及び同法施行規則第14条に定めるところに従うほか、「別記9」保安林解除等申請図書作成要領及び監督員の指示により行うものとする。

第20章 完了図書の作成

（完了図書の作成）

第186条 完了図書の作成とは、県営土地改良事業、県管理地すべり対策事業及び県管理海岸保

全事業の完了に伴い必要となる工事完了届の事業成績書を構成する図書を作成することをいう。

2 県営土地改良事業の完了図書については、次の各号に掲げる調書等を作成するものとする。

(1) 事業出来形調書

- ① 事業年度別決算表
- ② 出来型内訳書
 - ア 工事費内訳書
 - イ 用地費及び補償費内訳書

(2) 土地改良財産調書

- ① 土地改良施設整理台帳
 - ア 工作物の部（総括表）
 - イ 工作物の部（年度別・工事別表）
 - ウ 土地の部（総括表）
 - エ 土地の部
 - オ 権利の部
- ② 占・使用台帳
- ③ 他目的使用調書
- ④ 土地改良施設整理台帳付属図面
- ⑤ 土地改良施設台帳
- ⑥ 土地改良補償施設整理台帳
- ⑦ 引継施設整理台帳

(3) その他関係書類・図面等

3 県管理地すべり対策事業の完了図書については、次の各号に掲げる調書等を作成するものとする。

(1) 事業出来形調書

- ① 事業年度別決算表
- ② 出来型内訳書
 - ア 工事費内訳書
 - イ 用地費及び補償費内訳書

(2) 地すべり防止施設調書

- ① 地すべり防止施設整理台帳等
 - ア 工作物等の部（総括表）
 - イ 工作物等の部（年度別・工事別表）
 - ウ 土地の部（総括表）
 - エ 土地の部
 - オ 権利の部
- ② 占・使用台帳
- ③ 他目的使用調書
- ④ 地すべり防止施設整理台帳付属図面
- ⑤ 補償施設整理台帳

- ⑥ 引継施設整理台帳
- (3) その他関係書類・図面等
- 4 県管理海岸保全事業の完了図書については、次の各号に掲げる調書等を作成するものとする。
 - (1) 事業出来高調書
 - ① 事業年度別決算表
 - ② 出来高内訳書
 - ア 工事費内訳書
 - イ 用地費及び補償費内訳書
 - (2) 土地改良施設調書
 - ① 土地改良施設整理台帳
 - ア 工作物の部（総括表）
 - イ 工作物の部
 - ウ 土地の部（総括表）
 - エ 土地の部
 - オ 権利の部
 - ② 占・使用台帳
 - ③ 他目的使用台帳
 - ④ 土地改良施設整理台帳付属図面
 - ⑤ 土地改良施設台帳
 - ⑥ 土地改良補償施設整理台帳
 - ⑦ 引継施設整理台帳
 - (3) その他関係書類・図面等

（現地踏査）

第187条 完了図書の作成に当たっては、あらかじめ、現地の踏査を行うものとする。

（完了図書の作成方法）

- 第188条 県営土地改良事業の完了図書は、「国営造成施設の戦略的保全管理のための情報整備について」（平成24年11月20日付け24農振第1507号農林水産省農村振興局長通知）により作成するものとする。
- 2 県管理地すべり対策事業の完了図書は、「直轄地すべり対策事業の事務取扱いについて」（平成12年6月5日付け12構改D第540号農林水産省構造改善局長通知）に準じて作成するものとする。
- 3 県管理海岸保全事業の完了図書は、「直轄施行に係る海岸工事の完了に伴う事務処理について」（昭和42年5月9日付け42農地D第519号農林事務次官依命通知）に準じて作成するものとする。

第21章 内水面漁業権等調査

(内水面漁業権等調査)

第189条 内水面漁業権等調査とは、内水面における水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む権利に関する調査をいう。

2 漁業調査等の実施に当たり、事業の実施に伴い影響が予測される水域に係る漁業権等の範囲内の河川の現地踏査を行い、河川及び漁場の状況を把握するものとする。

3 事業の実施に伴い影響が予測される漁業権等に関する調査及び資料収集を行うものとする。

なお、当該調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 漁業権等調査
 - (2) 漁業協同組合概要調査
 - (3) 漁獲量調査
 - (4) 増殖事業実績調査
 - (5) 魚価調査
 - (6) 漁業経営費調査
 - (7) 補償事例及び文献等調査
 - (8) 収益率の算定
- 4 関係漁業協同組合の立会を得て、次の各号に掲げる漁場環境の実態調査を行うものとする。
- (1) 漁場環境概要調査
 - (2) 漁場利用状況調査
 - (3) 河川実態調査
 - (4) 区間別漁獲量調査
- 5 事業の実施に伴う漁業への影響について、次の各号に掲げる現況調査を行い、予想被害対策の検討を行うものとする。
- (1) 工事予定区域内の実態調査
 - (2) 漁場の資源保護対策
 - (3) 工事期間中の被害回避対策等
 - (4) 工作物設置後生ずる被害の回避対策等
- 6 2項から前項までの調査結果をもとに、事業の実施に伴い予測される漁業への影響について、総合的な検討を行い、必要な漁業補償の概要を取りまとめるものとする。
- なお、取りまとめに当たっての漁業補償項目は、おおむね次のとおりとするものとする。
- (1) 工事期間中の水質汚濁及び漁場の制限に伴う補償
 - (2) 魚族の遡上・遡下に伴う補償
 - (3) 工作物管理上の立入制限（漁業権行使の制限）に伴う補償
 - (4) 取水等による魚族の迷入に伴う補償
 - (5) 減水による漁場減少に伴う補償
 - (6) 湛水による漁場の喪失に伴う補償

(調査の方法)

第190条 前条の調査は、「別記10」内水面漁業権等調査検討要領及び監督員の指示に基づき行い、調査書を作成するものとする。

第22章 阻害要因の調査及び処理方針の作成

(阻害要因の調査及び処理方針の作成)

第191条 阻害要因に関する調査とは、用地補償業務の処理計画を策定するため、事前に用地補償業務における阻害要因を調査し、阻害要因の内容及び用地補償業務における課題（以下「阻害要因等」という。）を取りまとめ、処理方針案を作成する業務をいう。

(現地確認調査)

第192条 工事施行予定地周辺（以下「当該地周辺」という。）の現地において、目視による阻害要因の確認調査を行うものとする。

2 阻害要因を確認したときは、写真を撮影するものとする。

(法令規制等の調査)

第193条 地方公共団体等から法令規制の図面等を入手し、当該地周辺に次の各号に掲げる規制があるか確認を行うものとする。

- (1) 森林法（昭和26年6月26日付け法律第249号）に関する規制
- (2) 砂防法（明治30年3月30日付け法律第29号）に関する規制
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日付け法律第58号）に関する規制
- (4) 都市計画法（昭和43年6月15日付け法律第100号）に関する規制
- (5) 文化財保護法（昭和25年5月30日付け法律第214号）に関する規制
- (6) その他の規制

(登記及び権利に関する調査)

第194条 登記所備付け地図の転写は第51条を、土地の登記記録の調査は第52条を、権利者の確認調査は第54条をそれぞれ準用するものとし、当該地周辺の登記及び権利関係の阻害要因を調査するものとする。

(現地ヒアリング調査)

第195条 現地において、次の各号に掲げる者から、当該地周辺の阻害要因の聞き取り調査を行うものとする。

- (1) 土地改良区関係者（職員、地元役員及び総代）
- (2) 地方公共団体職員（農業担当課、公共事業担当課）
- (3) 地元精通者（町内会長等）

2 聞き取りを行った際は、記録簿を作成するものとする。

(更新事業資料収集整理)

第196条 更新事業が計画されているときは、次の各号に掲げる関係資料の収集整理を行うものとする。

- (1) 施設関係台帳及び関係図面
- (2) 前歴事業計画書及び事業成績書

- (3) 施設管理に関する協定等
- (4) その他阻害要因に関連する資料

(阻害要因の調査分析及び取りまとめ)

第197条 第192条から前条までの調査における阻害要因を分析の上、阻害要因等特定調査票（様式22-1、22-2）に取りまとめ、施設別及び次に掲げる類型別に整理するものとする。

- (1) 権利者に関する課題（権利者不明、海外居住者、成年後見人ほか）
- (2) 登記に関する課題（多人数共有地、地図混乱、境界争い、相続、仮登記、権利設定ほか）
- (3) 用地に関する課題（不法占有、不法投棄、土壌汚染、国有地、神社地ほか）
- (4) 補償及び事業損失に関する課題（特殊補償、工事損害、残地工事費ほか）
- (5) 交渉難航に関する課題（事業反対、不当要求、環境等反対組織ほか）
- (6) 法令規制に関する課題（保安林指定地、埋蔵文化財保護規制地ほか）
- (7) 更新事業に関する課題（紛争、権利設定期間満了、境界杭未設置、無権原用地ほか）
- (8) その他課題（公共施設、地域特性、ほ場整備、他の事業公共事業ほか）

2 取りまとめに当たっては、阻害要因の位置を示す地図を作成するものとする。

(阻害要因等に対する処理方針（案）の作成)

第198条 前条により取りまとめた阻害要因等に対する処理方針（案）を作成するものとする。

2 処理方針（案）は、阻害要因等特定調査票により、次の各号に掲げる項目について取りまとめるものとする。

- (1) 阻害要因等の解決方法及び処理方針（案）
- (2) 処理に要する期間
- (3) 処理に当たっての留意事項
- (4) その他

(用地補償処理計画（案）の作成)

第199条 事業計画、工事実施計画及び前条において取りまとめた阻害要因等特定調査票を基に、施設別に用地補償処理の期間等を表記した用地補償処理計画（案）を作成するものとする。

2 用地補償処理計画（案）は、用地補償処理計画（案）記載例（様式第23号）を参考に作成するものとする。

第23章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第200条 受注者は、第6章、第7章、第9章、第10章及び第14章に定める調査等と併せて次の各号に定めるところにより写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

- (1) 第6章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。
- (2) 第6章及び第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、建物の全景及び建物の主要

な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。

(3) 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、動産の種類、形状、収容状況等が容易にわかるものとする。

(4) 第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼働状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。

(5) 第9章及び第10章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督員の指示により前各号に準じて行うものとする。

(6) 第14章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動要領により行う。

2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。

3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の氏名を記載するものとする。

4 第12章、第16章、第19章及び第21章についても、前3項各号に準じて処理するものとする。

用地調査等業務共通仕様書の様式一覧

章	様式番号	様 式 名	共通仕様書関係条文
1	1-1	委託業務着手届	13条
1	1-2	作業工程表	13条
1	1-3	主任技術者・照査技術者通知書	10条、11条、13条
1	1-4	主任技術者経歴書	10条
1	1-5	照査技術者経歴書	11条
1	1-6	主任技術者変更通知書（又は、照査技術者変更通知書）	10条、11条
1	1-7	業務打合せ簿	9条、14条、15条等
1	1-8	確認書	9条
1	1-9	支給材料受領書	8条
1	1-10	支給材料精算（返納）書	8条
1	1-11-1	資料貸与通知書	16条
1	1-11-2	資料受領書	16条
1	1-11-3	資料返却書	16条
1	1-12	【欠番】	
1	1-13	部分使用同意願	30条
1	1-14	部分使用同意書	30条
1	1-15	部分使用に係る確認検査結果書	30条
1	1-16	委託業務完了届	13条
1	1-17	成果品目録	13条
1	参考1-18	照査報告書	20条
1	参考1-19	修補指示書	23条
1	1-20	打合せ記録簿	14条
1	1-21	担当技術者届	12条
1	1-22	担当技術者変更届	12条
1	1-23	障害物伐除等報告書	19条
3	3-1	相続関係説明図	54条
3	3-2	土地の登記記録調査表（一覧）	59条
3	3-3	土地の登記記録調査表	59条
3	3-4	建物の登記記録調査表（一覧）	59条
3	3-5	建物の登記記録調査表	59条
3	3-6	権利者調査表（土地）	59条
3	3-7	権利者調査表（建物）	59条
3	3-8	共有者調書	59条
3	3-9	戸籍簿等調査表	59条
3	3-10	【欠番】	
3	3-11	【欠番】	

用地調査等業務共通仕様書の様式一覧

章	様式番号	様 式 名	共通仕様書関係条文
4	4-1	土地境界確認書	63条
4	4-2	境界測量精度管理表	73条
4	4-3	土地調書	74条
4	4-4	土地調査表	74条
5	5-1	地積測量図（案）	76条
5	5-2	土地所在図（案）	76条
5	5-3	土地調査書	76条
6	6-1	【欠番】	
6	6-2	【欠番】	
6	6-3	【欠番】	
6	6-4	【欠番】	
6	6-5	立毛調査表	102条
6	6-6-1	計画概要表（検討資料）	109条、133条、139条
6	6-6-2	計画概要表	109条、133条、139条
6	6-7	面積比較表	109条、133条、139条
6	6-8	計画概要比較表	133条、139条
7	7-1	【欠番】	
7	7-2	【欠番】	
7	7-3	【欠番】	
7	7-4	【欠番】	
7	7-5-1	居住者等調査表（自家・家主）	120条
7	7-5-2	居住者等調査表（借家・借間）	120条
7	7-6	【欠番】	
8	8-1	消費税等調査表	124条
9	9-1	企業概要書	130条、138条
10	10-1	移転工法（計画）案検討概要書	133条、139条
10	10-2	移転工法（計画）案の比較表	133条、139条
13	13-1	補償説明記録簿	153条、164条
16	16-1	騒音測定結果一覧表	167条
16	16-2	振動測定結果一覧表	167条
16	16-3	井戸調査表	167条
18	18-1	物件調書	181条
22	22-1	阻害要因等特定調査票（1）	197条
22	22-2	阻害要因等特定調査票（2）	197条
22	23	用地補償処理計画（案）記載例	199条

委 託 業 務 着 手 届

年 月 日

(契約権者)

様

住 所
受注者
氏 名

年 月 日付け契約の下記委託業務は、年 月 日着手しましたので届
けます。

記

1. 委託業務の番号・名称

2. 委託業務の場所

線 郡 町 大字 字 地内
筋 市 村

3. 委託料の額 ￥

4. 委託の期間

着 手 年 月 日

履行期限 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

作業工程表

[illegible]

2. 変更の場合は、変更工程を下段に朱書きで表示する。

主任技術者・照査技術者通知書

年 月 日

(契約権者)

様

住 所

受注者

氏 名

年 月 日契約の 委託業務について、契約書の規定に基づき
主任技術者及び照査技術者を下記のとおり定めましたので、別紙経歴書を添えて通知します。

記

1. 主任技術者

2. 照査技術者

注1 別紙経歴書は様式1-4と様式1-5を使用すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

主任技術者変更通知書

(又は照査技術者変更通知書)

年 月 日

(契約権者)

様

住 所

受注者

氏 名

年 月 日契約の 委託業務について、主任技術者（又は照査技術者）を下記のとおり変更したので、別紙経歴書を添えて通知します。

記

1. 新主任技術者
(又は、新照査技術者)

2. 旧主任技術者
(又は、旧照査技術者)

3. 変更年月日 年 月 日

4. 変更理由

注1 別紙経歴書は様式1-4と様式1-5を使用すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

部 長 副部長	課 長	主任主査	監督員

確 認 書

確 認 ・ 立 会 願		年 月 日
下記について、確認・立会を願いたい。		
受 注 者 名 主任技術者名		
業 務 名	第 号	業 務
業務場所		
事 項	位 置 等	

確 認 ・ 立 会 結 果 書	
上記について、確認・立会を実施し確認した。	
立会者名	
確認・立会年月日	年 月 日
方 法	現 地 ・ 書 類 (机 上)
結果判定	
指示事項 (記事)	

指示事項等処理完了確認	年 月 日	監督員
-------------	-------	-----

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

支給材料受領書

年 月 日

(契約権者) 様

受注者 住 所
氏 名

〇〇〇委託契約に基づく下記記載物品を受領しました。

記

品 名	規 格	単 位	数 量	備 考

- 注1 本受領書の作成は、主任技術者でもよい。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

支 給 材 料 精 算 返 納 書								
(契約権者) 様 年 月 日 住所 受注者 氏 名 〇〇〇委託契約に基づく支給品について下記のとおり精算します。残品は同じく下記のとおり返納します。								
委託業務の 番号・名称					契約年月日		年 月 日	
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考		
			支給数量	使用数量	残数量			
監 督 員 証 明 欄	上記精算について調査したところ事実と相違ないことを証明します。					物品管理簿登記		
	年 月 日 職氏名					年 月 日		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

資料貸与通知書

年 月 日

(受注者)
様

監督員 住 所
氏 名

下記のとおり資料を貸与します。

記

業 務 名				契 約 年 月 日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

資料受領書

年 月 日

(監 督 員)

様

受注者 住 所
会 社 名 等
主任技術者

下記のとおり資料を受領いたしました。

記

業 務 名				契 約 年 月 日		年 月 日	
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考	
			前回まで	今 回	累 計		
						月 日から の今回受領分 月 日まで	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

資 料 返 却 書

年 月 日

(監 督 員)

様

受注者 住 所
会 社 名 等
主任技術者

下記のとおり資料を返却します。

記

業 務 名				契 約 年 月 日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

部分使用同意願

年 月 日

(受注者)

様

(契約権者)

年 月 日契約の
同意願います。

委託業務について、下記の部分使用について

記

1. 使用部分

2. 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 使用目的

4. 使用者

注1 4. 使用者については、明らかにする必要がある場合に記載する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

部分使用同意書

年 月 日

(契約権者)

様

住 所
受注者
氏 名

年 月 日契約の
異議がありませんので同意します。

委託業務について、下記の部分使用について

記

1. 使用部分

2. 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 使用目的

4. 使用者

注1 4. 使用者については、明らかにする必要がある場合に記載する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

年 月 日

(受注者)

様

確認検査員

部分使用に係る確認検査結果書

委 託 番 号	第 号
委 託 名	
委 託 場 所	
検 査 年 月 日	年 月 日
結 果 判 定	
指 示 事 項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

委 託 業 務 完 了 届

年 月 日

(契約権者)

様

受注者

保証人

年 月 日付け契約の下記委託業務は、年 月 日完了しましたので成果品を添えて届けます。

記

1. 委託業務の番号・名称

2. 委託業務の場所

郡 町 大字 字 地内
市 村

3. 委託料の額 ￥

4. 委託の期間

着 手 年 月 日

履行期限 年 月 日

5. 成果品目録 別紙のとおり

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

成 果 品 目 録

名 称	種 別	部 数	摘 要

年 月 日

(契約権者) 様

受注者 住 所
氏 名

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

照 査 報 告 書

年 月 日

主任技術者

様

照査技術者

下記業務について、 年 月 日に照査を行ったので、照査結果を別紙のとおり照査報告書として提出します。

記

1. 委託業務の番号・名称

2. 委託の期間 着 手 年 月 日

履行期限 年 月 日

3. 発 注 者 ○○○農林事務所

4. 受 注 者 (会社名)

(※照査報告様式は、受注者の任意とする。)

(※照査技術者は、記名のうえ主任技術者に差し出す。)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

修 補 指 示 書

年 月 日

(受注者)

様

(契約権者)

下記業務について、 年 月 日に検査を行いました。修補の必要がありますので、
下記のとおり指示します。

記

1. 修補の内容

2. 修補の期限 年 月 日

3. 修補完了の確認

(※修補の内容及び完了の確認方法を具体的に記載する。)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

年 月 日

契約権者
(監督員)

様

受注者
(主任技術者)

担 当 技 術 者 届

業務名：

下記のものを、上記業務の担当技術者として定めましたので、別添経歴書を添えてお届けします。

氏 名	担 当 業 務 内 容	備 考

(担当技術者経歴書を添付すること。)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

年 月 日

契約権者
(監督員)

様

受注者
(主任技術者)

担 当 技 術 者 変 更 届

業務名：

下記のものを、上記業務の担当技術者として定めましたので、別添経歴書を添えてお届けします。

氏 名	担 当 業 務 内 容	備 考

(担当技術者経歴書を添付すること。)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

年 月 日

契約権者
(監督員)

様

受注者
(主任技術者)

障 害 物 伐 除 等 報 告 書

年 月 日契約の
調査表を添えて報告します。

用地調査等のため、障害物を伐除したので、別紙

- 注1 別紙調査表は、土地調書（様式4-3）の記、附帯工作物要領における工作物調査表及び立竹木要領における立竹木調査表等に準じて作成するものとする。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

相 続 関 係 説 明 図

被相続人	相続関係説明図
相続を証明する書面は還付した。	

様式3-2

土地の登記記録調査表（一覧）

[illegible]

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番横とする。

土地の登記記録調査表

調査年月日	年 月 日	調査者		整理番号		
表 題 部 (土地の表示)						
所 在						
地 番		最終支号		不動産番号		
地 目			地 積			
所有者						
権 利 部 甲 区 欄 (所 有 権)						
登 記 名 義 人	氏 名、名 称			共有持分		
	住所、所在地					
	氏 名、名 称			共有持分		
	住所、所在地					
	氏 名、名 称			共有持分		
	住所、所在地					
権 利 部 乙 区 欄 (所有権以外の権利)						
登 記 名 義 人	氏 名、名 称					
	住所、所在地					
	権 利 の 種 類		順位 番号		権 利 の 内 容	
	権 利 の 始 期			存 続 期 間		
	氏 名、名 称					
	住所、所在地					
	権 利 の 種 類		順位 番号		権 利 の 内 容	
	権 利 の 始 期			存 続 期 間		
仮登記の内容						

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式3-4

建物の登記記録調査表（一覧）

整理 番号	所 在	表 題 部					権 利 部		備 考
							甲 区	乙 区	
		家屋番号	種 類	構 造	床 面 積	原因及びその日付	所 有 者	有 無	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

建物の登記記録調査表

調査年月日	年 月 日	調査者		整理番号	
表 題 部 (主たる建物の表示、附属建物の表示)					
所 在					
家屋番号			不動産番号		
種 類		構 造		床 面 積	
登記原因及びその日付					
所 有 者					
権 利 部 甲 区 欄 (所 有 権)					
登 記 名 義 人	氏 名、名 称			共有持分	
	住所、所在地				
	氏 名、名 称			共有持分	
	住所、所在地				
権 利 部 乙 区 欄 (所有権以外の権利)					
登 記 名 義 人	氏 名、名 称				
	住所、所在地				
	権 利 の 種 類		権 利 の 内 容		
	権 利 の 始 期		存 続 期 間		
	氏 名、名 称				
	住所、所在地				
	権 利 の 種 類		権 利 の 内 容		
	権 利 の 始 期		存 続 期 間		
仮登記の内容					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

権 利 者 調 査 表 (土地)

調査年月日		年 月 日		調査者				整理番号				
権利者が法人以外	登記名義人の氏名								生 年 月 日 死亡年月日			
	登記名義人の住所											
	相 続 関 係								相続系統図		別 紙	
	相続人の氏名		生 年 月 日 死亡年月日		被相続人との続柄		相続人の住所					
	法定代理人等		氏 名									
		住 所										
財産管理人		氏 名										
		住 所										
権利者が法人	法人の名称											
	主たる事務所の所在地											
	法人の代表者		氏 名									
			住 所									
	破産管財人等		氏 名									
			住 所									

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

権 利 者 調 査 表 (建物)

調査年月日		年 月 日		調査者				整理番号				
権利者が法人以外	登記名義人の氏名								生 年 月 日 死亡年月日			
	登記名義人の住所											
	相 続 関 係								相続系統図		別 紙	
	相続人の氏名		生 年 月 日 死亡年月日		被相続人との続柄		相続人の住所					
法定代理人等	氏 名											
	住 所											
財産管理人	氏 名											
	住 所											
権利者が法人	法人の名称											
	主たる事務所の所在地											
	法人の代表者	氏 名										
		住 所										
	破産管財人等	氏 名										
		住 所										

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式3-8

共 有 者 調 書

共有者氏名	住 所		共有持分 割 合	相 続 開 始 の 有 無	備 考
	土 地 ・ 建 物 の 登 記 記 録 甲 区 欄 住民登録（商業登記簿、法人登記簿）	登記と住民登録との 不 突 合 原 因			
	-----	-----			
	-----	-----			
	-----	-----			
	-----	-----			
	-----	-----			
	-----	-----			
	-----	-----			
	-----	-----			

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式3-9

戸 籍 簿 等 調 査 表

			調 査 表		調査年月日	
区 分	本 籍 及 び 住 所	氏 名	出生 死亡 年 月 日	事 由		

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

年 月 日

土地所有者

住所.....
氏名.....印

隣接土地所有者

住所.....
氏名.....印

住所.....
氏名.....印

住所.....
氏名.....印

土地境界確認書

下記記載の土地の境界は、現地で立会の上、相違ないことを確認しました。

都 市 区 町
県 郡 村

区分	大 字	字	地 番	地 目	登 記 地 積	登記名義人	摘 要
対 象 地							
	不動産番号						
	不動産番号						
隣 接 地							
	不動産番号						
	不動産番号						
	不動産番号						
	不動産番号						
	不動産番号						

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式4-2

境 界 測 量 精 度 管 理 表

作 業 名		地 区		計 画 機 関		作 業 機 関		点 検 者	
路 線 名		期 間		作 業 量		主任担当者		そ の 他	

[illegible]

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

土 地 調 書

福島県が施行する 工事のため必要な土地について、下記のとおり調書を作成する。

年 月 日

所 長 印

調査者氏名 印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 土地所有者住所
氏名又は名称 印

年 月 日 関係人住所
氏名又は名称 印

記

							県	郡市	町村	地内
大字	字	地番	公 簿		取得し又は使用しようとする土地		所有権以外の権利の種類	権利者の氏名	摘 要	
			地 目	地 積	現 況 地 目	面 積				

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式4-4

土地調査表

氏名			住所			地図訂正の有無	分筆			適用	地上権			その他の代位登記		
生年月日			世帯主			地積更正 実測面積㎡	地番	地目	地積	適用	金額	範囲	権目的			
土地の所在	市・郡		町・村大字		字		①	—			㎡	円	～		サイホン暗渠 トンネル その他	所有
地番	地目	地積	最終支号	登記年月日	登記名義人		②	—					～		許容載荷重量	
							③	—					～		1㎡当たり (トン以下)	
備考							④	—					～	トン以下		
氏名			住所			地図訂正の有無	分筆			適用	地上権			その他の代位登記		
生年月日			世帯主			地積更正 実測面積㎡	地番	地目	地積	適用	金額	範囲	権目的			
土地の所在	市・郡		町・村大字		字		①	—			㎡	円	～		サイホン暗渠 トンネル その他	所有
地番	地目	地積	最終支号	登記年月日	登記名義人		②	—					～		許容載荷重量	
							③	—					～		1㎡当たり (トン以下)	
備考							④	—					～	トン以下		
氏名			住所			地図訂正の有無	分筆			適用	地上権			その他の代位登記		
生年月日			世帯主			地積更正 実測面積㎡	地番	地目	地積	適用	金額	範囲	権目的			
土地の所在	市・郡		町・村大字		字		①	—			㎡	円	～		サイホン暗渠 トンネル その他	所有
地番	地目	地積	最終支号	登記年月日	登記名義人		②	—					～		許容載荷重量	
							③	—					～		1㎡当たり (トン以下)	
備考							④	—					～	トン以下		
氏名			住所			地図訂正の有無	分筆			適用	地上権			その他の代位登記		
生年月日			世帯主			地積更正 実測面積㎡	地番	地目	地積	適用	金額	範囲	権目的			
土地の所在	市・郡		町・村大字		字		①	—			㎡	円	～		サイホン暗渠 トンネル その他	所有
地番	地目	地積	最終支号	登記年月日	登記名義人		②	—					～		許容載荷重量	
							③	—					～		1㎡当たり (トン以下)	
備考							④	—					～	トン以下		
氏名			住所			地図訂正の有無	分筆			適用	地上権			その他の代位登記		
生年月日			世帯主			地積更正 実測面積㎡	地番	地目	地積	適用	金額	範囲	権目的			
土地の所在	市・郡		町・村大字		字		①	—			㎡	円	～		サイホン暗渠 トンネル その他	所有
地番	地目	地積	最終支号	登記年月日	登記名義人		②	—					～		許容載荷重量	
							③	—					～		1㎡当たり (トン以下)	
備考							④	—					～	トン以下		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式5-1

		地番		地積測量図	
		土地の所在			
筆界	境界標の種類				
⊕	コンクリート杭				
○	プラスチック杭				
◎	鉄 鋌				
作製者	事務所 (年 月 日作製)			嘱託者	福島県知事
				縮尺	1／

様式5-2

		地番		土地所在図		
		土地の所在				
		嘱託者	福島県知事		縮尺	1／

様式5-3

土 地 調 査 書										年 月 日作成	
① 登 記 の 目 的		☐ 表題 ☐ 分筆 ☐ 合筆 ☐ 地目 ☐ 地積 ☐ 地図 ☐ 変更 ☐ 更正 ☐ 訂正									
② 登 記 簿 調 査		所在		☐ 市 ☐ 郡 ☐ 町 ☐ 村 大字							
		字									
		地番		番		番		番		番	
		甲区		仮登記 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 其他()		仮登記 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 其他()		仮登記 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 其他()		仮登記 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 其他()	
		乙区		抵当権 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 共担 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 其他()		抵当権 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 共担 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 其他()		抵当権 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 共担 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 其他()		抵当権 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 共担 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 其他()	
③ 所 在 地 番 形 状 の 調 査		資料		☐ 登記簿 ☐ 法第14条地図 ☐ 付属地図 ☐ 地積測量図 ☐ 其他()							
現地		☐ 申請人の説明 ☐ 立会人の説明 ☐ 隣接地等周囲の状況 ☐ 其他()									
申請適格の調査		☐ 埋立竣工認可書 ☐ 官公署の証明書 ☐ 売払証明書 ☐ 其他()									
		☐ 登記簿 ☐ 代理権限証書 ☐ 相続関係書類 ☐ 其他()									
⑤ 現 況 及 び 利 用 状 況 等 の 調 査		☐ 宅 地									
		1.建物がある場合		☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ 共同住宅 ☐ 倉庫 ☐ 其他()							
		2.建物がない場合		☐ 宅地造成地で道路工事完了 ☐ 側溝工事完了 ☐ 擁壁工事完了 ☐ 基礎工事完了 ☐ 上下水道工事完了 ☐ 電気工事完了 ☐ ガス工事完了 ☐ 建築確認済 ☐ 其他()							
		3.周囲の状況		☐ 市街地 ☐ 住宅地 ☐ 村落地 ☐ 其他()							
		☐ 農 地		☐ 田 ☐ 畑 ☐ 水稻 ☐ 陸稲 ☐ 麦類 ☐ 蔬菜 ☐ 草花 ☐ 果樹 ☐ 茶園 ☐ 桑園 ☐ 牧草 ☐ 其他()							
		☐ 山 林		☐ 松 ☐ 杉 ☐ 桧 ☐ 竹 ☐ 雑木 ☐ 其他()							
		☐ 原 野		☐ 雑草類 ☐ 灌木類 ☐ 其他()							
		☐ 雑種地		☐ 駐車場 ☐ 資材置場 ☐ 鉄塔敷 ☐ 其他()							
⑥ 周 圍 の 状 況 等 の 調 査		☐ 上記以外の土地の状況 ☐ 道路 ☐ 水路 ☐ 其他()									
		北側 ☐ 田 ☐ 畑 ☐ 宅地 ☐ 山林 ☐ 原野 ☐ 公衆用道路 ☐ 水路 ☐ 其他()									
		東側 ☐ 田 ☐ 畑 ☐ 宅地 ☐ 山林 ☐ 原野 ☐ 公衆用道路 ☐ 水路 ☐ 其他()									
		南側 ☐ 田 ☐ 畑 ☐ 宅地 ☐ 山林 ☐ 原野 ☐ 公衆用道路 ☐ 水路 ☐ 其他()									
		西側 ☐ 田 ☐ 畑 ☐ 宅地 ☐ 山林 ☐ 原野 ☐ 公衆用道路 ☐ 水路 ☐ 其他()									
⑦ 筆 界 標 等 の 調 査		筆界調査の方法		☐ 法第14条地図 ☐ 付属地図 ☐ 地積測量図 ☐ 公有地境界査定図 ☐ 測量成果図 ☐ 区画整理等の確定図 ☐ 其他() ☐ 申請人・立会人の指示 ☐ 其他()							
		筆界標の種類		☐ コンクリート杭() ☐ 石杭() ☐ 金属杭() ☐ 金属標() ☐ 鋺() ☐ 刻印() ☐ プラスチック杭() ☐ 木杭() ☐ 境樹() ☐ 塀() ☐ 其他()							
		() 内 は		☐ コンクリートブロック() ☐ コンクリート基礎() ☐ コンクリート擁壁() ☐ 側溝()							
		数 量		☐ 既設の工作物() ☐ 其他()							
		与点の種別		☐ 図根点() ☐ 三角点() ☐ 多角点() ☐ 水準点() ☐ 電子基準点() ☐ 其他()							
恒 久 的 地 物 の 種 別		☐ 鉄橋 ☐ 鉄塔 ☐ ガスタンク ☐ ビルディング ☐ 記念碑 ☐ 石段 ☐ マンホール ☐ 其他()									
⑧ 地 域 区 分		☐ 市街地 ☐ 準市街地 ☐ 村落地 ☐ 農耕地 ☐ 山林 ☐ 原野									
⑨ 精 度 区 分		☐ 甲1 ☐ 甲2 ☐ 甲3 ☐ 乙1 ☐ 乙2 ☐ 乙3									
⑩ 測 量 ・ 求 積 の 方 法		測 量 の 方 法		求 積 の 方 法		座 標 系					
		☐ GPS測量 ☐ トランシット測量		☐ 座標法 ☐ 座標を三斜に換算		☐ 世界測地系					
		☐ コンパス測量		☐ 三斜法 ☐ 三辺法		☐ 旧測地系					
		☐ テープ測量 ☐ 其他()		☐ 其他()		☐ 任意					

新設の筆界標 ⑪ の 種 別 () 内 は 数 量		☐ コンクリート杭() ☐ 石杭() ☐ 金属杭() ☐ 金属標() ☐ 鋺() ☐ プラスチック杭() ☐ 刻印() ☐ 其他()							
⑫ 登 記 原 因 ・ 日 付 の 調 査		☐ 申請人の説明 ☐ 立会人の説明 ☐ 官公署の証明 ☐ 工事人の証明 ☐ 建物登記簿 ☐ 其他() 昭和 平成 令和 不詳 年 月 日 ☐ 変 更 ☐ 錯 誤 ☐ 其他()							
⑬ 官 公 署 の 許 可 等		☐ 農地法第 条 ☐ 許可書 ☐ 届出受理通知書 ☐ 農地法適用外証明書 ☐ 転用の事実を示す書面 ☐ 建築確認済証、検査済証 ☐ 宅地造成等規制法第12条第2項の検査済証 ☐ 都市計画法第29条許可指令書 ☐ 都市計画法第36条第2項の検査済証 ☐ 建築基準法施行細則第20条道路基準適合証 ☐ 其他()							
⑭ 地 図 又 は 地 積 測 量 図 等 の 訂 正 理 由		☐ 方位の誤り ☐ 計算の誤り ☐ 所在地番の誤り ☐ 筆界線の誤り ☐ 其他()							
⑮ 立 会 人 及 び 資 格 確 認 方 法		☐ 立会人証明書 ☐ 筆界確認証明書							
		地 番		立合者氏名			資格確認方法		
		☐ 所有者 ☐ 所有者の家族					☐ 身分証明書 ☐ 免許証		
		☐ 管理者 ☐ 隣接所有者					☐ 書類・印鑑収受 ☐ 委任状		
		☐ 管理者 ☐ 隣接所有者					☐ ⑤事務所来訪 ☐ ⑥自宅訪問		
		☐ 管理者 ☐ 隣接所有者					☐ ⑦面識あり ☐ ⑧名詞交換		
		☐ 管理者 ☐ 隣接所有者					☐ ⑨口頭確認 ☐ ⑩所有者の紹介		
		☐ 管理者 ☐ 隣接所有者					☐ ⑪自己紹介 ☐ ⑫電話による確認		
⑯ 参 考 事 項		☐ 管理者 ☐ 隣接所有者					☐ ⑬其他 ()		
		☐ 管理者 ☐ 隣接所有者							
		☐ 管理者 ☐ 隣接所有者							
		☐ 管理者 ☐ 隣接所有者							
上記のとおり、		年 月 日		実施調査した。		印			

様式6-5

立 毛 調 査 表

			調査者			調 査 年月日	
所 在 地	県	郡	町大字	字	番地	地 目	
立毛等の所有者 の住所又は氏名 又は名称							
土地所有者の 住所及び氏名							
備 考							
種 類	面積又 は数量	予想収穫量	植付け又は 播種の時期	収穫の 時 期	育成の状況	その他必要と認め られる事項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

計画概要表（検討資料）

整理番号		検討月日		検討者			
所在地				用途地域		建ぺい率	
土地所有者				容積率		その他	
建物所有者				家族人員		占有者	
建物の構造概要		一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積	主たる用途	
(1)		，	，	，	，		
(2)		，	，	，	，		
(3)		，	，	，	，		
(4)		，	，	，	，		
計		，	，	，	，		
敷地面積(A)	，	事業用地率 (B)／(A)	，		特記事項		
事業用地 面積(B)	，	残地建築 可能面積	，				
残地又は建築 可能面積(C)	，	建築可能 延べ面積	，				
営 業 の 実 態							
業 種		基 本 額	収 益	円			
従 業 員 数			給 料	円			
一 か 月 の			固定経費	円			
売 上			計	円			
検討結果							

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式6-6-2

計 画 概 要 表

所 在 地				敷 地 面 積 等 の 確 認	・ m ² 1. 残地実測図 2. 図上求積 3. その他 〔 〕	特 記 事 項	
建 物 所 有 者						用 途 （ 係 る 機 能 ）	
土 地 所 有 者							
道 路 関 係	計画道路等						
	敷地に接面 する道路	郡 ・ 区 ・ 私 ・ m					
		4 2 条 2 項 年 月 日 道路後退距離 (第 号) m					
建 築 基 準 法 関 係	都市計画	区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域			構 造 （ 係 る 基 礎 ）		
	区域・地区	第一種住専・第二種住専・住居・近隣商業・準工業・工業					
		工業専用・特別用途地区（ ）無指定					
		高度地区（ ）種・美観地区・風致地区第（ ）種					
	防火指定	防火・準防火・無指定			設 備 に 係 る も の		
	22条・23条 指定地域	防火しなければならない範囲					
	建 ぺ い 率	（ ）% 敷地に二以上の地域・地区のある場合（ ）%					
	角 地 適 用	有 ・ 無 （条件 ）					
	容 積 率	（ ）% 敷地に二以上の地域・地区のある場合（ ）%					
	絶 対 高	有 ・ 無 （ ） m					
	建 築 協 定	有 ・ 無 （ ）					
	壁 面 後 退	有 ・ 無 （ ）					
	斜 線				そ の 他		
	北側斜線 隣地斜線 道路斜線 （図示）						

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式6-7

面 積 比 較 表

建物 No.	現 状 建 物			A 案			B 案			C 案			備 考
	階	室 名	面 積	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	
1 階 床 面 積													
2 階 床 面 積													
3 階 床 面 積													
4 階 床 面 積													
建 物 延 べ 面 積													
面 積 増 減 率			①	%			%			%			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式6-8

計 画 概 要 比 較 表

項 目		A 案	B 案	C 案
敷 地 面 積 m ² (・)	建ぺい率 (%)	・ %	・ %	・ %
	容積率 (%)	・ %	・ %	・ %
	建物（計画）延べ面積	・ m ²	・ m ²	・ m ²
	面 積 増 減 率	・ m ² (・ %)	・ m ² (・ %)	・ m ² (・ %)
建築基準法その他法令上の問題点				
平面計画上の メリット及びデメリット メ リ ッ ト = (M) デメリット = (D)		(M)		
		(D)		
総 合 判 断				
判 定				

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式7-5-1

居住者等調査表

(自家・家主)		調査者		調査年月日		整理番号	
建物所在地							
建物所有者住所							
建物所有者 氏名又は名称		法人を代表する者の 氏名及び住所				電話番号	
土地所有者 住所・氏名							
建物取得年月日 (不明の時は推定)	年 月 日	建物の 取得方法		居住年月日 (不明の時は推定)		年 月 日	
建物の居住者							
続柄	氏名	生年月日		勤務先所在地		職業	
世帯主		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
建物に借家・借間人が居住している場合							
貸家・貸間 の別	貸主	貸家・貸間 人氏名	家賃 (円)	貸家・貸間 面積 (㎡)	権利金 敷金 (円)	契約 年月日	契約書 の有無
戸籍簿等の調査							
使用状況					居住面積		
摘要							
配偶者居住権に関する調査結果							
配偶者居住権 の有無	有・無	存続期間	終身・ 年	権利の始期			
上記認定理由							
配偶者居住権者の氏名		配偶者居住権者の住所					

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

2 調査を行った項目についてのみ記載する。ただし、「配偶者居住権の有無」「上記認定理由」は、必ず調査結果を記載する。

様式7-5-2

居住者等調査表

(借家・借間)		調査者		調査年月日		整理番号	
住所							
氏名又は名称						電話番号	
続柄	氏名	生年月日		職業	勤務先所在地		
世帯主		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
家主氏名			家賃	月 円		権利金敷金	円
借家面積	m ²	借間面積			住居面積	m ²	
借家・借間 契約年月日	年 月 日		契約期間			住民基本台帳、住民票、賃貸借契約書等の有無	
使用状況	入居日 年 月 日		入居期間				
備考	家賃差について、特筆すべき事情がある場合は、該当欄に記載する。						

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

消 費 税 等 調 査 表

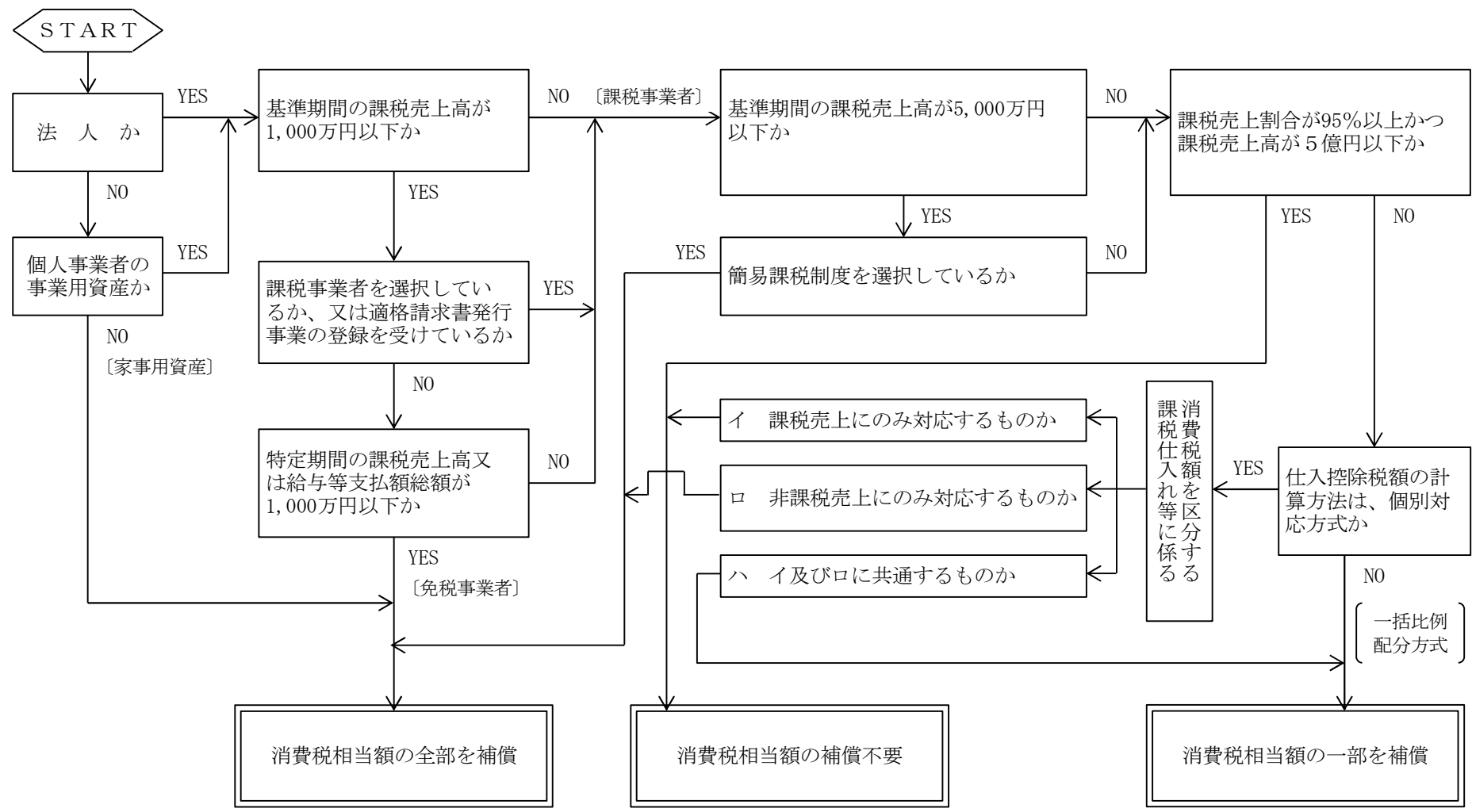
		調査者		年月日	
県 市 郡 町 村 大字					
調査対象者	住 所	県 市 郡 町 村 大字			
	氏 名 又 は 法人・代表者名				
調 査 対 象 物 件 名 ・ 用 途			調 査 対 象 物 件 の 資 産 の 区 分		
			☐ 事業用資産 ☐ 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
前年(個人)又は 前事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日				
調 査 ・ 収 集 し た 資 料	☐ 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 ☐ 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 ☐ 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」 ☐ 消費税簡易課税制度選択届出書 ☐ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 ☐ 消費税課税事業者選択届出書 ☐ 消費税課税事業者選択不適用届出書 ☐ 消費税課税事業者届出書 ☐ 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 ☐ 法人設立届出書 ☐ 個人事業の開廃業等届出書 ☐ 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 ☐ 消費税課税事業者届出書（特定期間用） ☐ 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等） ☐ 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 ☐ 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 ☐ 適格請求書発行事業者登録に係る通知書 ☐ 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書 ☐ その他の資料				

本 則 課 税 事 業 者 関 係	資 料	前年（個人）又は前事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」		☐ 有（下記へ） ☐ 無		
		「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書類」の有無及び承認割合について ※本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税資産）である場合のみ収集する。		☐ 有（個別対応方式の 共用資産へ） ☐ 無（下記へ）		
	補 償 用 課税売上割合	① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き） 円 ② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き） 円 ③ 土地買収代金額等（区分地上権、地役権設定代金を含む） 円				
		補償用課税売上割合の算出 ①／(②＋③)	① 円		=	%
			② 円＋③ 円			
	補償用課税売上割合の率	補償用課税売上割合率	☐ 95%以上である ☐ 95%未満である（下記へ）			
	補償用課税売上高	補償用課税売上高の額	☐ 5億円超えである（下記へ） ☐ 5億円以下である			
	採用方式	前年又は前事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」	☐ 一括比例配分方式を採用している（一括比例配分方式へ） ☐ 個別対応方式を採用している（個別対応方式へ）			
	個別対応方式	補償対象物件	☐ イ 課税売上げにのみ対応するもの ☐ ロ 非課税売上げにのみ対応するもの ☐ イ及びロに共通するもの（下記へ）			
	個別対応方式の共用資産	一部補償	消費税相当額×（1－補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合） 円×（1－0. ）＝			
一括比例配分方式	消費税相当額×（1－補償用課税売上割合） 円×（1－0. ）＝					

注 1 本調査表には、表－1又は表－2を添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

表－1

消費税等相当額補償の要否判断フロー（標準）



(注) 1 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。

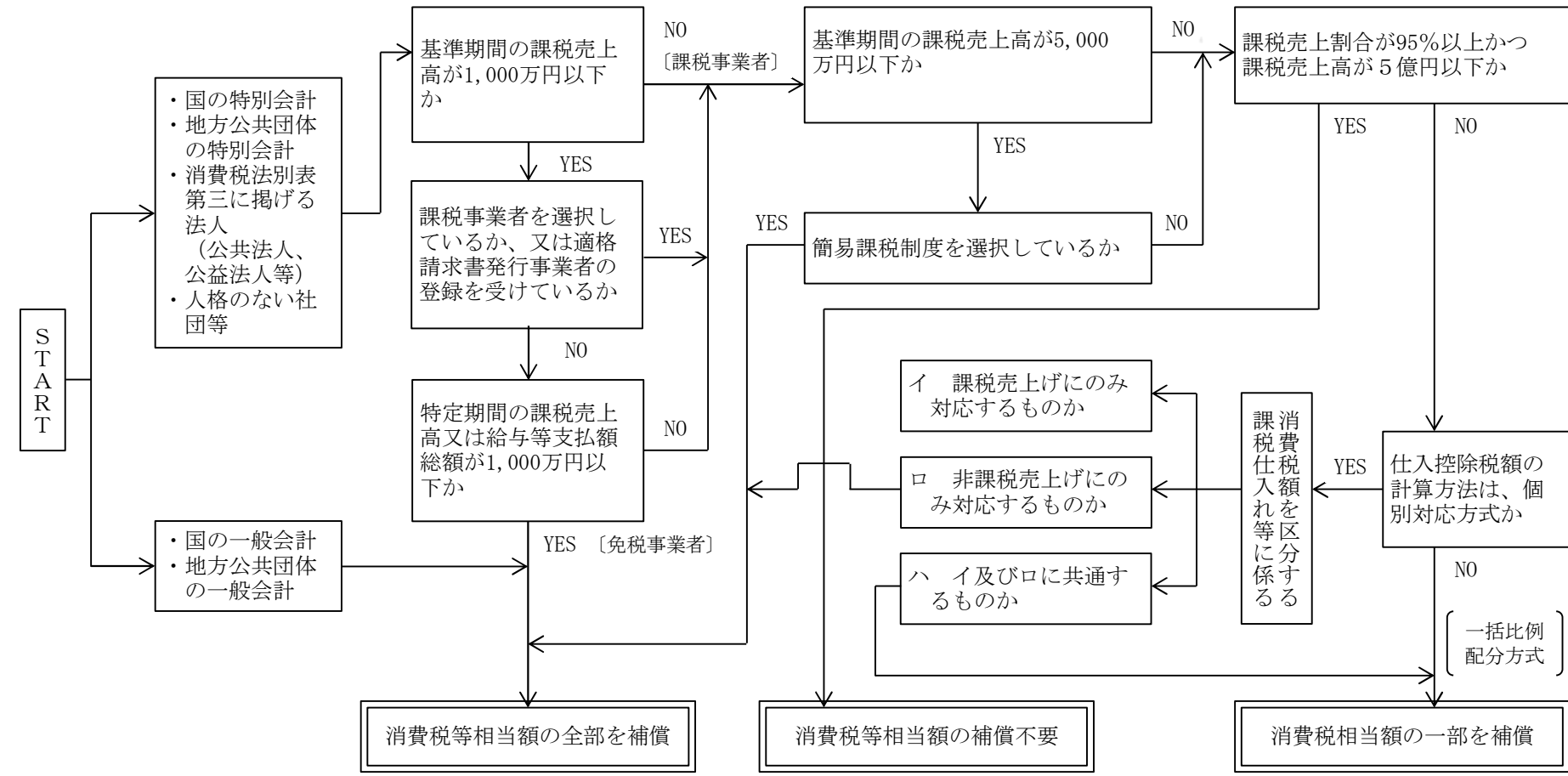
(注) 2 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。

(注) 3 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列版横とする。

表－2

消費税等相当額補償の要否判断フロー
(国若しくは地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等の場合)



(注) 1 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税等相当額をいう。
2 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
3 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等は、特定収入割合が5%を超える場合には、仕入控除税額が調整される。したがって、調整が行われる場合は、その調整される部分の消費税等相当額の補償が必要となる。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式9-1

企 業 概 要 書

所 在 地					組		
名 称 及 び 代 表 者 名							
業 種							
製造、加工 販売等品目					織		
原材料、製品 及び商 品の種類							
主な仕入先 販売先					図		
移転工法検 討上留意す べき事項					製品等の製造 工程流れ図		
敷 地 面 積 (A)	m ² ・	事業用 地面積 (B)	m ² ・	(B) / (A)			%
用途地域等 の公法上の 規 制	用途地域	建ぺい率	容 積 率	そ の 他			
特 記 事 項							

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式10-1

移転工法（計画）案検討概要書

項 目	A 案	B 案	C 案
移転計画の概要 (建物、機械設備 等の移転方法及 び移転期間)			
移転計画の特長 (メリット)			
移転計画の問題点 (デメリット)			
移転費用概算額			
総 合 判 断			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式10-2

移転工法（計画）各案の比較表

項 目	A 案	B 案	C 案
移転対象建物の範囲及び移転の方法 （補償建物の棟数、面積、概算額、その他）			
主たる工作物 （機械設備等）の移転範囲及び方法 （機種名、概算額、その他）			
敷地内の動線 （駐車場、緑地、原材料、製品等の置場面積の確保状況）			
営業補償等に係るもの （休業する部門補償概算額、その他）			

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番横とする。

補 償 説 明 記 録 簿

説 明 場 所							
説明年月日		年	月	日	時 間	自	至
出席者	説明者						
	相手方						
説明内容及び質疑							
特記事項							

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

騒音測定結果一覧表

No. _____

項 目	記 事						測 定 箇 所 平 面 図	
調 査 件 名								
調 査 箇 所								
調 査 年 月 日								
測 定 計 器 名								
測 定 者 氏 名								
測 定 時 間	測定点平均値		気象条件					主要騒音原因
	発生源から 10m	発生源から 30m	天候	気温	風向	風力		
8時(分から 分)								
9 ()								
10 ()								
11 ()								
12 ()								
13 ()								
14 ()								
15 ()								
16 ()								
17 ()								
備 考								

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

振 動 測 定 結 果 一 覧 表

No. _____

項 目	記 事								測 定 箇 所 平 面 図
調 査 件 名									
調 査 箇 所									
調 査 年 月 日									
測 定 計 器 名									
測 定 者 氏 名									
測 定 時 間	測 定 点 平 均 値			気象条件				主要震動原因	
	発 生 源	発生源から 10m	発生源から 40m	天候	気温	風向	風力		
8時(分から 分)									
9 ()									
10 ()									
11 ()									
12 ()									
13 ()									
14 ()									
15 ()									
16 ()									
17 ()									
振 動 の 方 向	鉛直動 (Z)								
備 考									

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式16-3

井戸調査表

					調 査 者			調査番号	
井戸 No.	所 在 地	使 用 者	使用目的		規 格 (径×深)	水 面 調 査		水道の 有 無	備 考
			飲料	他		調査年月日	水面高（水位）		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

物 件 調 書

福島県が施行する
調書を作成する。

取得
工事のため、移転の対象となる物件について下記のとおり
使用

年 月 日

所 長 印

調査者氏名 印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 物件所有者住所
氏名又は名称 印

年 月 日 関係人住所
氏名又は名称 印

記

県 郡市 町村 地内

大字	字	地番	種 類	形 状 寸 法	単 位	数 量	物 件 の 所 有 者 の 氏 名	所有権以 外の権利 の 種 類	権利者の 氏 名	摘 要

注 用紙の大きさは日本産業規格A列4番縦とする。

阻害要因等特定調査票（2）

作成日	年 月 日	調査者		整理 番号	
位 置 図					
概 況 図					
概況写真					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第23号

用地補償処理計画(案) 記載例

施設名: ○○幹線用水路

工区 (施工予定)	処理項目	細項目	○年度				○年度				○年度				○年度				○年度				○年度				備考
			1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4	
A工区 (○年○月)	阻害要因処理	権利関係																									権利者不明
		交渉難航関係																									事業反対
		登記関係																									地図混乱
	用地測量調査	発注手続き																									
		業務実施																									
	用地交渉	説明会																									
		個別交渉																									
B工区 (○年○月)	阻害要因処理	権利関係																									権利者不明
		交渉難航関係																									事業反対
		登記関係																									地図混乱
	用地測量調査	発注手続き																									
		業務実施																									
	用地交渉	説明会																									
		個別交渉																									
C工区 (○年○月)	阻害要因処理	権利関係																									権利者不明
		交渉難航関係																									事業反対
		登記関係																									地図混乱
	用地測量調査	発注手続き																									
		業務実施																									
	用地交渉	説明会																									
		個別交渉																									
D工区 (○年○月)	阻害要因処理	権利関係																									権利者不明
		交渉難航関係																									事業反対
		登記関係																									地図混乱
	用地測量調査	発注手続き																									
		業務実施																									
	用地交渉	説明会																									
		個別交渉																									

「別記 1」 建物等区分表
(第 5 条)

表 1 建物区分

区 分	判 断 基 準
木 造 建 物 〔Ⅰ〕	以下のいずれかに該当する建物 ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は２階建の建物 ・主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建設されている専用住宅で平屋建又は２階建の建物
木 造 建 物 〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は３階建の建物
木 造 建 物 〔Ⅲ〕	木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物
木 造 特 殊 建 物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄鋼造）により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物（石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（重量鉄鋼造）、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物）

（注）建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、又は、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次に掲げるものをいう。

- (1) 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備（キュービクル式受電設備を除く。）、太陽光発電設備（建材型）等）
- (2) 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警報設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等）
- (3) ガス設備
- (4) 給・排水、衛生設備
- (5) 空調（冷暖房・換気）設備
- (6) 消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）
- (7) 排煙設備
- (8) 汚物処理設備
- (9) 煙突
- (10) 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）
- (11) 避雷針

ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有となっており、かつ、容易に取り外しが行えるような場合は、この限りではない。

表 2 工作物区分

区 分	判 断 基 準
機 械 設 備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、建築設備以外の動力設備（変電設備を含む。）、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。
生 産 設 備	当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。 A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等 B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等 C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈澱池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等 D 上記 A から C までに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等
附帯工作物	表 1 の建物（注に掲げる設備、工作物を含む。）及び表 2 の他の区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。 門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、給・排水設備、ガス設備、物干台(柱)、池等
庭 園	立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいう。
墳 墓	墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。

表 3 立竹木等区分

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 ①高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ②株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものをいう。 ③玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものをいう。 ④生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。 ⑤特殊樹 ①～④に該当するものを除く。 B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。 C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。 D 地被類 鑑賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。 ①木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。 ②草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。 E 芝類 鑑賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。 ①日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生ものを除く。 ②西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生ものを除く。 F ツル性類 鑑賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生ものを除く。 G その他 鑑賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生ものを除く。
用 材 林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪 炭 林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。

収 穫 樹	A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ①園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ②散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹 林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木(植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。
立毛(農作物)	水稻、陸稻、麦類、いも類、豆類、野菜、工芸作物及びその他の農作物をいう。

「別記 2」 業務従事者資格一覧表
(第 1 2 条)

業務従事者資格一覧表

関係条項	業務内容	資格
第3章	権利調査	土地改良補償士（公益社団法人土地改良測量設計技術協会土地改良補償士資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償士資格登録名簿に登録されている者。以下同じ。）、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補（公益社団法人土地改良測量設計技術協会の土地改良補償業務管理者資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償業務管理者等資格登録名簿に登録されている者。以下同じ。）
第4章	用地測量	1. 測量士又は測量士補（測量法（昭和24年法律第188号）第49条に基づく測量士名簿又は測量士補名簿に登録されている者。以下同じ。） 2. 土地家屋調査士（土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条に基づく土地家屋士名簿に登録されている者。以下同じ。）
第5章	登記資料収集整理等	1. 土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. 測量士又は測量士補 3. 土地家屋調査士
第6章	建物等の調査（木造建物・木造特殊建物・石綿）	1. 土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. 一級建築士、二級建築士又は木造建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第5条に基づく一級建築士名簿、二級建築士名簿又は木造建築士名簿に登録されている者。以下それぞれ「一級建築士」、「二級建築士」、「木造建築士」という。）。ただし、木造建築士が行うことができる場合は、建築士法第3条の3、二級建築士が行うことができる場合は、建築士法第3条の2及び第3条の3の範囲内とする。
	建物等の調査（非木造建物・石綿）	一級建築士又は二級建築士。ただし、二級建築士が行う場合は、建築士法第3条の2の範囲内とする。
	建物等の調査（機械設備・生産設備・石綿）	1. 土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. 技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）第32条に基づく技術士登録名簿に登録された者。以下同じ。）で当該設備に係る技術士

関係条項	業務内容	資格
第6章	建物等の調査（附帯工作物・石綿）	1. 土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. 一級建築士又は二級建築士 3. 土地家屋調査士
	建物等の調査（庭園、墳墓及び立竹木等）	1. 土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. 造園施工管理技士（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項の検定に合格した者。） 3. 一級建築士又は二級建築士 4. 土地家屋調査士
第7章	営業その他の調査（営業に関するもの）	1. 土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. 公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第17条に規定する公認会計士名簿に登録された者。） 3. 税理士（税理士法（昭和26年法律第237号）第18条に基づく税理士名簿に登録された者。） 4. 中小企業診断士（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第11条に基づく登録簿に登録された者。）
	営業その他の調査（居住者等及び動産に関するもの）	土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補
第8章	消費税等調査	1. 土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. 公認会計士 3. 税理士
第9章	予備調査	1. 土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. 一級建築士又は二級建築士。ただし、二級建築士が行う場合は、建築士法第3条の2の範囲とする。
第10章	移転工法案の検討	1. 土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. 一級建築士又は二級建築士。ただし、二級建築士が行う場合は、建築士法第3条の2の範囲とする。 3. 技術士法第2条に規定する技術士
第11章	再算定業務	第6章それぞれの業務従事者

関係条項	業務内容	資格
第12章	土地評価	1. 土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. 不動産鑑定士（不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第15条に基づく不動産鑑定士名簿に登録された者）又は不動産鑑定士補（同法附則（平成16年6月2日法律第66号）第6条に基づく不動産鑑定士補名簿に登録された者）
第13章	補償説明	土地改良補償士
第14章	地盤変動影響調査等	1. 土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. 木造建築、木造特殊建物及び非木造建物にあっては、建築士法第2条に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士。ただし、木造建築士が行うことができる場合は建築士法第3条の3、二級建築士が行うことができる場合は、建築士法第3条の2及び第3条の3の範囲内とする。 3. 機械設備及び生産設備にあっては、技術士
第15章	費用負担の説明	土地改良補償士
第16章	騒音等調査	土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補
第17章	事業認定申請書等の作成	土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補
第18章	物件調書の作成	第6章及び第7章それぞれの業務従事者
第19章	保安林解除等申請図書の作成	土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補
第20章	完了図書の作成	土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補
第21章	内水面漁業権等調査	土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補
第22章	阻害要因の調査及び処理方針の作成	土地改良補償士

「別記 3」 成果品一覧表
(第 2 0 条)

成 果 品 一 覧 表

- 1 成果品の一覧は次のとおりとし、提出部数は正副各1部とする。
 2 次表に定めのない様式及び提出部数の変更を行う場合は、特記仕様書又は監督員の指示によるものとする。

分 類	業務区分	成 果 品 の 名 称	様式・規格等	備 考
第3章 権利調査	地図等の転写	地図（写）	原図	
		転写連続図（写）	原図	
		地積測量図（写）	原図1	
	土地の登記記録調査	土地の登記記録調査表	様式3-2, 3-3	登記事項証明書等を添付
		共有者調書	様式3-8	
	建物の登記記録調査	建物の登記記録調査表	様式3-4, 3-5	
		共有者調書	様式3-8	
	権利者の確認調査	権利者調査表（土地）	様式3-6	商業登記簿等を添付
		権利者調査表（建物）	様式3-7	商業登記簿等を添付
		戸籍簿調査表	様式3-9	戸籍簿等を添付
		相続関係説明図	様式3-1	相続関係を証する戸籍簿等を全て添付
第4章 用地測量	公共用地境界画定	公共用地境界画定図書等		
	用地測量	土地境界確認書	様式4-1	
		観測手簿	原簿1	
		基準点網図		
		計算書		
		測量成果簿		
		境界点成果簿		
		用地実測図	原図(A1)	
		用地平面図	原図(A1)	
		境界点番号図		
		土地面積計算表		
		境界測量精度管理表	様式4-2	
	土地調書の作成	土地調書	様式4-3	
		土地調査表	様式4-4	
第5章 登記資料収集整理等	地積測量図等の作成	地積測量図（案）	様式5-1	
		土地所在図（案）	様式5-2	
		土地調査書	様式5-3	
	登記資料収集整理	登記嘱託書（案）		
		① 所有権移転登記		
		② 地上権設定登記		
		③ 分筆登記		
		④ 相続登記		
		⑤ 土地表示登記		
		⑥ 保存登記		
		⑦ 登記名義人表示変更・更正登記		
		⑧ 地積変更・更正登記		
		⑨ 地図訂正申出書		
		⑩ 合筆登記		
	不動産調査報告書の作成	不動産調査報告書（案）		

分 類	業務区分	成 果 品 の 名 称	様式・規格等	備 考
第 6 章 建物等の調査	調査等	建物等配置図		
		法令に基づく施設改善調査書		
		木造建物の図面		
		木造建物の調査書		
		木造特殊建物の図面		
		木造特殊建物の調査書		
		非木造建物の図面		
		非木造建物の調査書		
		機械設備の図面		
		機械設備の調査書		
		生産設備の図面		
		生産設備の調査書		
		附帯工作物の図面		
		附帯工作物の調査書		
		庭園の調査書（工作物・立竹木調査書）		
		墳墓の図面		
		墳墓に関する調査書		
		立竹木等の図面		
		立木等の調査書		
		立毛調査表	様式6-5	
		写真台帳		
	算定	施設改善費用に係る運用損失額算定調査書		
		照応建物の図面		
		照応建物の計画概要表	様式6-6-1, 6-6-2	
		照応建物の面積比較表	様式6-7	
		照応建築物推定再建築費積算調査書		
		木造建物推定再建築費積算調査書		
		木造建物移転料算定調査書		
		木造特殊建物推定再建築費積算調査書		
		木造特殊建物移転料算定調査書		
		非木造建物推定再建築費積算調査書		
		非木造建物移転料算定調査書		
		機械設備補償額算定調査書		
		生産設備補償額算定調査書		
		附帯工作物補償額算定調査書		
		庭園補償額算定調査書		
		墳墓に関する補償額算定調査書		
		立竹木等補償額算定調査書		

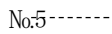
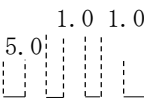
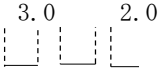
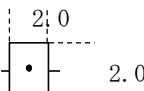
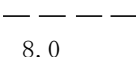
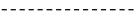
分 類	業務区分	成 果 品 の 名 称	様式・規格等	備 考
第 7 章 営業その他の調査		営業の調査表		
		営業補償額算定調書		
		居住者等調査表（自家・家主、借家・借間）	様式7-5-1, 7-5-2	
		仮営業所設置工事費用算定調書		
		動産の調査表		
		動産移転料算定調書		
		その他通損算定調書		
		写真台帳		
第 8 章消費税等調査		消費税等調査表	様式8-1	
第 9 章予備調査 第10章移転工法案の 検討		企業概要書	様式9-1	
		配置図		
		建物及び機械設備等の図面		
		移転工法（計画）案検討概要書	様式10-1	
		移転工法（計画）各案の比較表	様式10-2	
		照応建物の推定再建築費積算調書		
		移転計画案の補償概算額算定調書		
		照応建物の計画概要表	様式6-6-1, 6-6-2	
		照応建物の面積比較表	様式6-7	
		平面（間取り）の各案についての計画概要比較表	様式6-8	
		写真台帳		
第12章 土地評価		同一状況地域区分図		
		土地取引事例地調査表		
		収益事例調査表及び造成事例調査表		
		用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面		
		地域要因及び個別的要因の格差認定基準表		
		公示地及び基準地の選定調査表		
		標準地調査書		
		標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書		
		残地補償額算定調書		
第13章 補償説明		補償説明資料		
		補償説明記録簿	様式13-1	
第14章 地盤変動影響調査等		事前調査書等		
		① 調査区域位置図		
		② 調査区域平面図		
		③ 建物等調査一覧表		
		④ 建物等調査書		
		⑤ 損傷調査書		
		⑥ 写真集		
		事後調査書等		
		① 調査区域位置図		
		② 調査区域平面図		
		③ 建物等調査一覧表		
		④ 建物等調査書		
		⑥ 写真集		
		費用負担額算定調書		

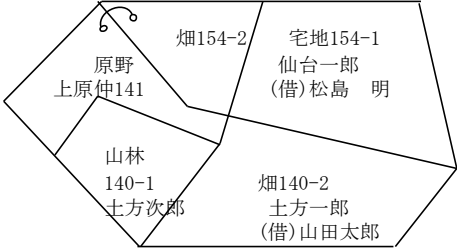
分 類	業務区分	成 果 品 の 名 称	様式・規格等	備 考
第15章 費用負担の説明		費用負担説明資料		
		補償説明記録簿	様式13-1	
第16章 騒音等調査		騒音測定結果一覧表	様式16-1	
		振動測定結果一覧表	様式16-2	
		井戸調査表	様式16-3	
第17章 事業認定		事業認定申請図書		
		裁決申請図書		
		明渡裁決申請図書		
第18章 物件調書		物件調書	様式18-1	
第19章 保安林解除等		保安林解除申請図書		
		国有林野の使用申請図書		
第20章 完了図書		完了図書		
第21章 内水面漁業権等調査		「別記10」要領第9条に基づく報告書		
第22章 阻害要因の調査及び処理方針の作成		阻害要因等特定調査票（１）（２）	様式22-1, 22-2	

「別記 4」 用地実測図及び平面図表示記号
(第 7 1 条)

用地実測図及び平面図表示記号

(数字に単位の表示がないものは、mmとする。)

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線色及び線幅	
中 心 杭	 3.0	黒 0.2	用地杭と用地杭を朱線で結ぶ
中 心 杭 番 号	No.5  2.0	黒 0.2	
用 地 杭 及 び 起 業 地 の 境 界	 2.0	朱 0.15	
大 字 の 境 界	 1.0 1.0 5.0	黒 0.35	字名は4.5mm直立等線体で表示すること。
字 の 境 界	 3.0 2.0	黒 0.35	
土 地 の 境 界		黒 0.15	
土 地 の 境 界 標 イ 石 杭	 2.0	黒 0.15	測量に係る土地を取得し、又は使用するに当たり、分筆を要するものであり、かつ、当該土地に左に掲げる境界標がない場合においては、当該境界に代えて当該土地のうち取得し、又は使用する部分にそれ以外の部分との境界に存する適宜の境界点と近傍の恒久的地物（幅杭を含む）との距離、角度等の位置関係を記載するものとする。
ロ コンクリート杭		黒 0.15	
ハ 合成樹脂杭		黒 0.15	
ニ 不銹鋼杭		黒 0.15	
一 筆 内 の 異 なる 権 利 の 境 界	 8.0	緑 0.10	
一 筆 内 の 異 なる 地 目 の 境 界		緑 0.10	
一 筆 内 の 異 なる 占 有 者 の 境 界		茶 0.15	

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線色及び線幅	
地 番	アラビア数字 左 横 書 字の高さ 2.0 字の間隔 2.0	黒 0.15	
同一所有者記号		黒 0.10	
所有者等の氏名	左 横 書 正 方 形 直 立 等 線 体 字の大きさ 2.5 字の間隔 1.0 やむをえないときは縦書とする。	黒 0.15	
地 目	字の大きさ 2.5 字 の 間 隔 2.5以内	黒 0.15	
	三斜線（底辺） -----	黒 0.10	
	〃（垂線） -----	黒 0.10	
流 水 の 方 向		青 0.10	
建 物 、 工 作 物			
木 造		黄 0.15～ 0.35	
非 木 造		黄 0.35	

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例				
	形状及び大きさ	線色及び線幅					
配 電 線 路		茶 0.15	柱の位置を表示する。 外枠は支持物の敷地の実測。 内枠は支持物の基礎を表示。 柱の正位置に表示する。				
送 電 線 路		茶 0.15					
通 信 線 路		茶 0.15					
鉄 道 ・ 軌 道		茶 0.15					
そ の 他		茶 0.15					
井 戸		茶 0.15					
肥 料 槽		茶 0.15					
貯 水 槽		茶 0.15					
水道、下水道、 屋外電力、屋外 機械等の施設		緑 0.15					
業 務 名	縦 6.5cm 横 10.0cm	黒	業 務 名	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
箇 所 名			○ ○ ○ ○				
測 量 年 月 日			縮 尺	○○○○	図面番号	○○	
縮 尺			測量年月日 平成○○年○○月○○日				
請 負 者 等			受 注 者	○○○○			
			調 査 者	計 算 者	検 査 者	照 合 者	
				印	印	印	印

「別記 7」 騒音等調査要領
(第 1 6 7 条)

騒音等調査要領

1 騒音に関する調査

区 分	調 査 事 項	備 考
測 定 方 法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 (昭和43年11月27日付け厚生省・建設省告示第1号) 備考に準拠する。	
測 定 箇 所 の 所 在	県、郡、市、町、村、大字、字、地番	
測 定 回 数 及 び 時 間	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし1回ごとの測定時間は、10分間とする。	
気 象 条 件	天候、温度、風向、風力	
マイクロホンの位置	工事実施上予想される発生源から測線上に2点を取り、それぞれ10メートル及び30メートルの地点を標準とする。	

2 振動に関する調査

区 分	調 査 事 項	備 考
測 定 方 法	振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号）備考に準拠する。	
測 定 箇 所 の 所 在	県、郡、市、町、村、大字、字、地番	
測 定 回 数 及 び 時 間	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし1回ごとの測定時間は、10分間とする。	
気 象 条 件	天候、温度、風向、風力、地震	
ピックアップの位置	工事実施上予想される発生源から測線上に3点を取り、発生源及び10メートル、40メートルの地点を標準とする。	

3 井戸に関する調査

区 分	調 査 事 項	備 考
井 戸 調 査	所在地、所有者氏名、使用目的（飲料水等）、規模（測定不可能な場合は、聴取調査）、調査年月日、水面高（穂高）水深、備考欄に井戸枠天端の標高を記入するとともに、水道の有無を調査する。また、ポンプ等施設が付随する場合は構造・規模等も調査する。 なお、湧水量を計測できる場合は、これを測定する。	

「別記 8」 事業認定申請図書等作成要領
(第 1 7 3 条、1 7 8 条、1 8 0 条)

事業認定申請図書等作成要領

第 1 章 総則

(総 則)

第 1 条 この要領は、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第16条に規定する事業認定申請、第39条に規定する裁決申請及び第47条の3に規定する明渡裁決申立に係る事業認定申請図書の作成に関する業務を発注する場合に適用するものとする。

第 2 章 事業認定申請図書の作成

第 1 節 事前相談用資料の作成

(事前相談用資料の作成)

第 2 条 事前相談用資料の作成は、次条から第20条までに定めるところにより行うものとする。

(境界等の調査及び確認)

第 3 条 事前相談用資料の作成に当たり、あらかじめ、県・郡・市・区・町・村・大字及び字の名称並びにその境界について、用地実測図、公図、土地登記記録等を調査及び確認するものとする。

(土地面積及び主な物件の数量等の概数積算)

第 4 条 用地実測図等を基に、起業地内全ての土地等の実測面積又は概数（10㎡又は100㎡単位）及び主な物件の数量の概数を、本体事業、関連事業又は付帯工事別、現況地目別、収用又は使用別に積算するものとする。

(法第 4 条地等の調査)

第 5 条 起業地内に次の各号に掲げる土地がある場合には、関係官公署、事業所等において管理台帳を基に、当該各号に掲げる事項を調査し、併せて、現地において調査及び確認をするものとする。

- 一 法第 4 条に規定する土地等がある場合、当該土地等（以下「法第 4 条地等」という。）の所在地、名称、構造、規格、規模
- 二 土地の利用について、法令の規定による制限がある場合、当該土地（以下「法令制限地」という。）の区域及び面積並びに制限の根拠法令及び該当条項

(事業認定申請書の作成)

第 6 条 法第16条に規定する事業認定申請を行う場合は、事業認定申請書（土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33条。以下「規則」という。）別記様式第 5）を作成するものとする。

2 規則別記様式第 5 の記の四（事業の認定を申請する理由）に記載する事項は、次の各号に掲げる事項とし、その要旨を簡明に記載するものとする。

- 一 事業が法第 3 条各号の一に掲げるものに関する事業であること
- 二 事業計画の内容及び目的
- 三 事業の施行に関して、免許、許可又は認可が必要である場合、議会又は取締役会の議決が必要である場合等にあつては、当該処分又は手続きの状況
- 四 収用又は使用しようとする対象物及び土地所有者等の概数
- 五 事業認定の申請に至った用地交渉の概略及び用地取得等ができない理由

3 事業が関連事業又は付帯工事に関するものであるときは、前項各号の事項には、これらの事業についても記載するものとする。

(事業計画書の作成)

第 7 条 事業計画は、次の各号に掲げる事項を記載し作成するものとする。

- 一 事業計画の概要

二 事業の開始及び完成の時期

三 事業に要する経費及びその財源

四 事業の施行を必要とする公益上の理由

五 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

六 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

2 事業が関連事業又は付帯工事に関するものであるときは、前項各号の事項には、これらの事業についても記載するものとする。

(起業地表示図面等の作成)

第8条 起業地を表示する図面は、次の各号に掲げる図面について、当該各号に掲げるところにより作成するものとする。

一 起業地位置図

縮尺は25,000分の1（25,000分の1がない場合は、50,000分の1）とし、一般図を用いる。

二 起業地表示図面

縮尺は100分の1から3,000分の1とする。この場合、収用地は薄い黄色、使用地は薄い緑色、権利等の収用又は使用する物件が存する土地は薄い赤色、保留地は黒の斜線で明確に表示する。

また、県・郡・市・区・町・村・大字及び字の名称並びに境界を明確に表示する。

(事業計画表示図の作成)

第9条 事業計画を表示する図面は、次の各号に掲げる図面について、当該各号に掲げるところにより作成するものとする。

一 平面図

前条第2号の起業地表示図を併用する。

二 横断図面

縮尺は100分の1から1,000分の1までの範囲とし、幅員構造等の標準的な横断図面を作成する。

三 縦断図面

トンネル、導水路等の場合は、必要に応じて作成する。

四 その他の構造図

(関連事業の施行についての協議書の作成)

第10条 事業が関連事業の施行に係るものである場合において、当該事業に係る施設の本来の管理者から法第18条第2項第3号の意見を求めるときは、協議書（別添記載例1）を当該管理者ごとに作成するものとする。

2 前項の規定は、当該事業の施行が道路法第22条、河川法第18条等の法令の規定によるものについては適用しない。

(法第4条地表示図等の作成)

第11条 起業地内に法4条地が存する場合は、次の各号に掲げる図面等について、当該各号に掲げるところにより作成するものとする。

一 法4条地表示図

第8条第2号の起業地表示図を併用し、それぞれの土地等に色分け着色（黄色、緑色、赤色及び黒色を除く。）し、かつ、番地を付して明確に表示するものとする。

ただし、法4条地が多数存在し、起業地の表示に支障を来す場合は、当該表示図を併用しないこ

とができるものとし、当該表示図の作成に使用する図面と同じものを使用する。

二 法4条地調書

法第4条に規定する土地に関する調書（規則別記様式第6）を作成するものとする。この場合、当該調書の番号と前号の図面の番号を整合させる。

三 法4条地の管理者への意見照会書

法4条地の管理者から法第18条第2項第4号の意見を求めるときは、意見照会書（別添記載例2）を作成し、当該管理者ごとに、第1号に準じた図面及び前号に準じた調書を添付する。

ただし、既に法4条地の管理者が道路管理者等から占有許可、使用承諾等を得ているときは、この限りではない。

（法令制限地の管理者への意見照会書の作成）

第12条 起業地内に法令制限地が存する場合において、当該法令制限地の管理者から法第18条第2項第5号に規定する意見を求めるときは、意見照会書（別添記載例3）を当該管理者ごとに作成するものとする。この場合は、必要に応じて当該法令制限地を表示した図面を添付するものとする。

2 前項の規定は、既に行政機関から許可、承認等を得ているときは、適用しない。

（事業の施行に関する行政機関への意見照会書の作成）

第13条 事業の施行に関し行政機関の免許、許可又は認可等の処分が必要な場合において、当該行政機関から法第18条第2項第6号の意見照会書（別添記載例4）を当該行政機関ごとに作成するものとする。

2 前項の規定は、既に行政機関から免許、許可又は認可等を得ているときは、適用しない。

（手続の保留の申立書の作成）

第14条 起業地の一部又は全部について手続の保留を行う場合は、手続の保留の申立書（規則別記第7）を作成するものとする。

（参考資料の作成）

第15条 法第20条各号に掲げる事業認定の要件に該当している旨を説明する参考資料として、次の各号に掲げる資料について当該各号に掲げる書類等を作成するものとする。

- 一 収用適格事業に関する資料
- 二 収用又は使用の必要性に関する資料
- 三 事業計画に関する資料
- 四 経費に関する資料
- 五 公益性に関する資料
- 六 土地利用の合理性に関する資料
- 七 法令制限地に関する資料
- 八 手続保留に関する資料
- 九 その他必要と認められる書類

（取りまとめ方法）

第16条 第6号から第15条までの規定により作成した図書等、前条の規定により作成した参考資料を取りまとめて、取り外すことが可能な方法によりそれぞれ一冊に製本するものとする。

第2節 事業認定本申請図書の作成

（事業認定本申請図書の作成）

第17条 事業認定本申請図書の作成は、事業認定庁との事前協議に基づいて行うほか、本節に定めるところにより作成するものとする。

（境界等の再確認）

第18条 事業認定本申請図書の作成に当たり、県・郡・市・区・町・村・大字及び字の名称並びにその境界、法4条地並びに法令制限地の変更等の有無について、再度確認をするものとする。

（意見書等の確認）

第19条 法第18条第2項に掲げる関連事業を施行する必要が生じたことを証する書面、法4条地の管理者の意見書、法令制限地に係る行政機関の意見書及び事業施行に関する行政機関の免許、許可又は認可等の処分があったことを証明する書類又は当該行政機関の意見書の内容等について、確認をするものとする。

（取りまとめ方法及び作成部数）

第20条 事業認定本申請図書は、第16条に準じて取りまとめるものとする。

第3章 裁決申請図書の作成

（裁決申請書の作成）

第21条 法第39条に規定する裁決申請を行う場合は、裁決申請書（規則別記様式第12）を作成するものとする。

（事業計画書の添付）

第22条 前条の裁決申請書に添付する事業計画書は、事業認定申請書に添付した事業計画書とするものとする。

（起業地及び事業計画表示図の作成）

第23条 第21条の裁決申請書に添付する起業地及び事業計画を表示する図面は、事業認定申請書に添付した図面とするものとする。

（法第40条第1項各号に掲げる事項を記載した書類の作成）

第24条 第21条の裁決申請書の添付書類として法第40条第1項第2号に規定する書類（別添記載例5）を作成するものとする。

（規則第17条第2号イの証明書の作成）

第25条 法第40条第2項の規定により不明裁決を申請する場合は、起業者が過失がなく土地所有者又は関係人を知ることができない旨の証明書を作成するものとする。

（土地調書（案）の作成）

第26条 法第36条の規定により土地調書（規則別記様式8）を作成するものとする。

2 前項の添付図面として、次の各号により実測平面図の写しを作成し、添付するものとする。

一 収用予定の部分は薄い赤色で、使用予定の部分は薄い緑色で、それぞれ着色する。

二 縮尺は250分の1とする。

ただし、やむを得ない場合は、縮尺100分の1から1,000分の1程度で作成する。

三 土地の面積の端数処理は、地目にかかわらず、小数点第3位を切捨て小数点第2位までとする。

（参考資料の作成）

第27条 裁決申請書の参考資料として、次の各号に掲げる書類等を作成等するものとする。

一 収用し又は使用しようとするものが土地の場合は、土地登記事項証明書、建物の場合は、建物登記事項証明書、立木の場合は、立木登記事項証明書

二 用地交渉の経緯の説明書（未取得の理由を明らかにする。）

三 土地所有者及び関係人の住民票（写）（法人の場合は法人登記事項証明書）

四 登記名義人死亡の場合は、相続関係を証明するのに必要な戸籍関係書類（写）及び系統図

五 損失補償金の見積の方法及び基礎資料（鑑定評価書、内訳明細書）

六 事業執行状況説明資料（適宜図面等を利用する。）

七 用地取得状況説明資料（適宜図面等を利用する。）

- 八 事業の認定の告示の写し
- 九 収用し又は使用しようとするもの及び周辺の写真
- 十 その他必要と認められる書類

(取りまとめ)

第28条 第21条から第26条までの規定により作成した図書等、前条の規定により作成した参考資料を取りまとめて、取り外すことが可能な方法によりそれぞれ一冊に製本するものとする。

第 4 章 明渡裁決申立図書の作成

(明渡裁決申立書の作成)

第29条 法第47条の3に規定する明渡裁決申立を行う場合は、明渡裁決申立書（規則別記様式第10）を作成するものとする。

(法第47条の3第1項に掲げる事項を記載した書類の作成)

第30条 前条の明渡裁決申立書の添付書類として法第47条の3第1項に規定する書類（別添記載例6）を作成するものとする。

(物件調書（案）の作成)

第31条 第26条の申立に当たっては、法第36条に規定する物件調書（規則様式第9）を作成するものとする。

2 前項の添付図面として、次の各号により配置図等の図面を作成するものとする。

- 一 縮尺は100分の1とする。
ただし、やむを得ない場合は、縮尺50分の1から500分の1程度で作成する。
- 二 物件の番号は、収用地又は使用地に係わらず、建物、工作物、立竹木の順番に通し番号を付す。
- 三 建物については、建物平面図（求積し、建物延面積記載）を建物1棟ずつ作成する。

(参考資料の作成)

第32条 明渡裁決申請書の参考資料として、次の各号に掲げる書類等を作成等するものとする。

- 一 収用し又は使用しようとする土地に建物がある場合は、建物登記事項証明書、立木がある場合は立木登記事項証明書
- 二 用地交渉の経緯の説明書（未取得の理由を明らかにする。）
- 三 土地所有者及び関係人の住民票（写）（法人の場合は法人登記事項証明書）
- 四 登記名義人死亡の場合は、相続関係を証明するのに必要な戸籍関係書類（写）及び系統図
- 五 損失補償金の見積の方法及び基礎資料（鑑定評価書、内訳明細書）
- 六 事業執行状況説明資料（適宜図面等を利用する。）
- 七 用地取得状況説明資料（適宜図面等を利用する。）
- 八 事業の認定の告示の写し
- 九 明渡裁決申立対象地及び物件の写真
- 十 その他必要と認められる書類

(取りまとめ)

第33条 明渡裁決申立書に係る取りまとめは、第28条の規定を準用するものとする。

(同時申請の場合の参考資料の取りまとめの特例)

第34条 裁決申請及び明渡裁決申立を同時に行うときは、参考資料のとりまとめについては、第27条及び第32条の規定にかかわらず、一冊の参考資料として調製するものとする。この場合は、第32条第2号から第4号、第6号から第8号に掲げる資料の作成は要しない。

別添記載例1

(記号)第 号
年 月 日

(管 理 者) 殿

起 業 者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○

上記代理人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○

上記代理人 (住所)
○○○○○○○ 印

〔 土 地 収 用 法 第 18 条 〕 第2項
公共用地の取得に関する特別措置法第4条
第3号の規定に基づく意見について(協議)

今般○○○○○が施行する 工事に伴い貴 管理に係る下記調書記載の
を 必要が生じ、関連事業として施行したいので、貴 の同意を得たく
協議します。

記

調 書

図表記	面示号	県 郡 市 町 村 大 字 及 び の 名 称	現に供している事業 (施設)の種類	計 画		現 況		備考
				延 長	幅 員	延 長	幅 員	

(記号)第 年 月 日 号

(管 理 者) 殿

起 業 者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○

上記代理人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○

上記代理人 (住所) ○○○○○○ 印

〔 土 地 収 用 法 第 18 条 〕 第2項
〔 公 共 用 地 の 取 得 に 関 す る 特 別 措 置 法 第 4 条 〕
第 4 号 の 規 定 に 基 づ く 意 見 に つ い て (照 会)

今般○○○○○が施行する 工事に必要な土地について 〔 土 地 収 用 法 第 16 条
公 共 用 地 の 取 得 に 関 す る

特 別 措 置 法 第 4 条 〕 の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴職管理に係る

下記調書記載の土地(物件)を起業地に編入することについて〔 同 法 第 18 条
同 法 第 4 条 〕 第2項第4号の規定

に基づく意見を承りたく照会いたします。

記

調 書

県 郡 市 町 村 大 字 及 び 字 の 名 称	現 に 供 し て い る 事 業 (施 設) に 種 類	供 し て い る 土 地 の 面 積	備 考

(記号)第 号
年 月 日

(行政機関の
長) 殿

起 業 者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○
上記代理人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○
上記代理人 (住所)
○○○○○○○ 印

〔 土 地 収 用 法 第 18 条 〕
〔 公 共 用 地 の 取 得 に 関 す る 特 別 措 置 法 第 4 条 〕 第2項
第 5 号 の 規 定 に 基 づ く 意 見 に つ い て (照 会)

今般○○○○○が施行する 工事に必要な土地について〔 土 地 収 用 法 第 16 条
公 共 用 地 の 取 得 に 関 す る
特 別 措 置 法 第 4 条 〕 の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する下記調書掲載の
土地(物件)を起業地に編入することについて〔 同 法 第 18 条
同 法 第 4 条 〕 第2項第5号の規定に基づく意見を承
りたく照会いたします。

記

調 書

県郡市町村大字及び 字 の 名 称	現に供している事業 (施 設) の 種 類	利 用 制 限 法 令 名	起業地に編入する面積	備 考
			m ²	

(記号)第 号
年 月 日

(行政機関の
長) 殿

起業者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○

上記代理人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○

上記代理人 (住所)
○○○○○○○ 印

〔土地収用法第18条〕 第2項
〔公共用地の取得に関する特別措置法第4条〕
第6号の規定に基づく意見について(照会)

今般○○○○○が施行する 工事に必要な土地について〔土地収用法第16条
公共用地の取得に関する

特別措置法第4条〕の規定により事業の認定を申請するに当たり、下記の工事を施行することについて

〔同法第18条
同法第4条〕 第2項第6号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

- 1 免許、許可又は認可等に係る工事の概要
- 2 その他必要と認められる事項及び図書等

別添記載例5

法第40条第1項第2号に掲げる必要事項を記載した書類の記載例

- 1 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番、地目及び面積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所

〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇地内

地番	地目		全体の面積		使用しようとする土地の面積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)	土地所有者		関係人		備考
	公簿	現況	公簿(㎡)	実測(㎡)			氏名	住所	氏名	住所	
計											

- 2 使用しようとする土地の使用方法及び機関
(1) 使用方法
(2) 使用期間
- 3 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償額の見積り及びその内訳の記載例
(1) 見積

補償項目 氏名	使用しようとする土地に対する損失補償見積額	使用しようとする土地に対する損失補償見積額	収用しようとする土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償見積額	収用しようとする土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償見積額	残地に対する損失補償見積額	損失補償見積額計	備考
計							

注) 抵当権が設定された土地の一部を収用する場合、補償金は土地所有者等に一括して見積ってもよい。

(記載例…抵当権に対する権利消滅補償については、見積ることが困難であるため土地収用法第69条但し書きにより土地に対する損失補償見積額に一括見積とした。)

- (2) 内訳
(イ) 収用しようとする土地に対する損失補償見積額

〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇地内

地番	地目		全体の面積		収用しようとする土地の面積(㎡)	単価 (1㎡当たり)	損失補償見積額	土地所有者	備考
	公簿	現況	公簿(㎡)	実測(㎡)					
計									

注) 共有等持分割合について、説明を要する場合、各人別の内訳を適宜作成すること。

(ロ) 使用しようとする土地に対する損失補償見積額

〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇地内

地番	地目		全体の面積		使用しようとする土地の面積(㎡)	単 価 (1箇月当たり)	使用期間	損 失 補 償 見 積 額	土 地 所 有 者	備 考
	公簿	現況	公簿(㎡)	実測(㎡)						
計										

(ハ) 収用しようとする土地に関する所有権以外の権利に関する損失補償見積額の記載例

〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇地内

地番	地目		全体の面積		収用しようとする土地の面積(㎡)	単 価 (1㎡当たり)	損 失 補 償 見 積 額	土 地 に 関 する 所 有 権 以 外 の 権 利 者 氏 名	備 考
	公簿	現況	公簿(㎡)	実測(㎡)					
計									

(ニ) 残地に対する損失補償見積額の記載例

〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇地内

地番	地目		残地面積(㎡)	単価 (1㎡当たり)	損失補償見積額	土地所有者	備考
	公簿	現況					
計							

(ホ) 積算の基礎

土地の損失補償見積りの基礎については、下記に記載する各条文に基づき、不動産鑑定士の鑑定等を考慮して相当な価格としたものである。
 なお、土地の価格については、平成〇年〇月〇日付けで事業の認定の告示があったので、同日の時点で算定したものである。

記

- 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱
(昭和37年6月29日閣議決定) 第〇〇条、第〇〇条
- 土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱
(昭和38年3月23日38農地第251号(設)農地局長) 第〇〇条、第〇〇条
- 土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱の運用方針について
並びに運用方針別記1「土地評価事務処理要領」 第〇〇条、第〇〇条
(昭和46年1月11日45農地D第994号(設)農林省農地局長通知)

- 権利を取得し又は消滅させる時期
権利取得裁決の日より〇〇日(ヶ月)以内

別添記載例6

法第40条第1項第2号に掲げる必要事項を記載した書類の記載例

1 土地の所在、地番、地目及び土地所有者、関係人の氏名及び住所

地番	地目		土地所有者		関係人		摘要
	公簿	現況	氏名	住所	氏名	住所	

2 土地のある物件の種類及び数量

〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇地内

地番	地目	物件 番号	物件の種類	単位	数量	物件 所有者	物件に関して所有 権以外の権利を有 する者
		1					
		2					
		3					
		4					
		5					
		6					

注1) 物件所有者及び関係人は、明渡申立ての土地に存する物件のみに権利を有するものを記載すること。

注2) 物件の存しない土地については、「なし」と記載すること。

3 法第40条第1項第2号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積及びその内容の記載例
(1) 見積

氏名	建物移転料	工作物移転料	動産移転料	移転雑費	立竹木補償金	損失補償金	摘要

(2) 内訳

〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇地内

地番	地目	物件 番号	物件の種類	単位	数量	単価	金額	所有者 氏名	摘要
		1							
		2							
		3							
		4							
			諸経費						
			消費税相当額						
			計						
			計						
		5							
		6							
			諸経費						
			消費税相当額						

(3) 積算の基礎

土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償以外の損失補償の見積の基礎については、下記に記載する各条文に基づき積算した損失補償基準書により、補償額を算定したものである。		
記		
条文 補償項目	公共用地の取得に伴う損失補償基 綱 (昭和37年6月29日閣議決定)	土地改良事業に伴う用地等の取得およ び損失補償要綱(昭和38年3月23 日38農地第251号(設)農地局長)
建物移転料	第24条	第26条
工作物移転料	第24条	第26条
立竹木補償金	第29条	第36条
動産移転料	第27条	第29条
移転雑費補償金		第35条

4 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限

明渡裁決の日より〇〇日(ヶ月)以内

「別記 9」 保安林解除等申請図書作成要領
(第 1 8 5 条)

保安林解除申請図書等作成要領

第1 申請書類作成の基本的事項

本要領は、森林法（昭和26年法律第249号）第27条の規定により農林水産大臣又は都道府県知事に対して、保安林の解除申請をする場合に必要となる関係書類の作成等の基本的事項を定めるものである。

第2 関係書類及びその作成要領

区 分	作 成 要 領
1. 保安林解除申請書 (様式第1号)	(1) 指定の解除の事由については、できる限り具体的に記載する。 (この場合、その内容によっては、「別紙」にすることも可とされている。) (2) 面積については、実測又は見込みの区別を明記するものとし、haを単位とし、少数第4位まで記載する。（＊面積は㎡単位まで） (3) 国有林、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林については、農林水産大臣あて、飛砂防備保安林、防風保安林、水害防備保安林、潮害防備保安林、干害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、防火保安林、魚つき保安林、航行目標保安林、保健保安林及び風致保安林については、都道府県知事あてとする。 (4) 森林の所在場所の記載は、土地登記記録と一致させる。
2. 位置図	(1) 明示する事項 ①行政区画界、②事業区域界（青色）、③解除申請区域（赤く薄く着色）、④道路等のような継続事業の場合にあっては施行済区域（保安林の場合にあっては解除告示年月日及び番号を併記）、⑤申請区域、⑥計画区域の図示、⑦それぞれの区間の年度延長等を記入し、⑧残土処理を要する場合にあっては、その箇所を明記する。 (2) 留意事項 国土地理院発行の5万分の1の地形図を使用する。
3. 写真	(1) 全景及び近景の写真については、適宜の枚数を添付する。 (2) 写真撮影の位置については、現況図を使用し、撮影位置及び撮影方向を図示する。（この場合、その内容によっては、別葉をもって撮影位置図を作成することも可とする。） (3) 事業区域、保安林区域及び解除申請区域を明記する。 (4) 大規模な事業計画については、空中写真を添付する。 (5) 残土処理を要する箇所についても、写真を添付する。

区 分	作 成 要 領								
4. 事業計画図 及び代替施設 計画図	(1) 明示する事項 ①地形（等高線入り）、②保安林界（赤色）、③解除申請区域、④土地利用計画（施設の配置及び名称）、⑤法面の位置、形状、小段、⑥切土、盛土の区分、⑦えん堤、擁壁、排水施設の位置、記号又は番号、種類又は規模等の代替施設の配置、⑧縦横断測点又は測線を記入する。 (2) 留意事項 ① 縮尺は、1／500～1／2,000とする。 ② 工種別（道路、排水施設等）に色別する。 ③ 残土の処理箇所についても同様に作成する。 ④ 事業計画図と代替施設計画図を合併して作成することも可とするが、その場合には、表題を「事業計画図兼代替施設計画図」とする。 なお、必要事項の記載ができる場合には、「事業計画図」は、「代替施設計画図」と兼用しても差し支えないが、この場合にも、その表題は「事業計画図兼代替施設計画図」とする。								
5. 事業計画書	<table> <tr> <th>記 載 事 項</th><th>記 載 留 意</th></tr> <tr> <td>1. 転用の目的に係る事業 又は施設の名称</td><td></td></tr> <tr> <td>2. 当該事業を行い、又は 施設を設置する者の氏名 及び住所</td><td>法人及び法人でない団体にあつては名称及び住所（法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあつては代表者の住所とする。）</td></tr> <tr> <td>3. 当該事業等の用に供す るため当該保安林の土地 を選定した理由</td><td> 事業対象地の選定が、次の事由によつて行われたものであることを、事業の目的又は施設の性質等と関連させて具体的に記載する。 ① 自然的条件、地理的条件、土地利用の状況等から当該事業用地としての適地をその区域以外には求めることが極めて困難であること。（選定経過について「別紙」で簡明に説明し、関係図面を添付する。） </td></tr> </table>	記 載 事 項	記 載 留 意	1. 転用の目的に係る事業 又は施設の名称		2. 当該事業を行い、又は 施設を設置する者の氏名 及び住所	法人及び法人でない団体にあつては名称及び住所（法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあつては代表者の住所とする。）	3. 当該事業等の用に供す るため当該保安林の土地 を選定した理由	事業対象地の選定が、次の事由によつて行われたものであることを、事業の目的又は施設の性質等と関連させて具体的に記載する。 ① 自然的条件、地理的条件、土地利用の状況等から当該事業用地としての適地をその区域以外には求めることが極めて困難であること。（選定経過について「別紙」で簡明に説明し、関係図面を添付する。）
記 載 事 項	記 載 留 意								
1. 転用の目的に係る事業 又は施設の名称									
2. 当該事業を行い、又は 施設を設置する者の氏名 及び住所	法人及び法人でない団体にあつては名称及び住所（法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあつては代表者の住所とする。）								
3. 当該事業等の用に供す るため当該保安林の土地 を選定した理由	事業対象地の選定が、次の事由によつて行われたものであることを、事業の目的又は施設の性質等と関連させて具体的に記載する。 ① 自然的条件、地理的条件、土地利用の状況等から当該事業用地としての適地をその区域以外には求めることが極めて困難であること。（選定経過について「別紙」で簡明に説明し、関係図面を添付する。）								

区 分	作 成 要 領
	② 当該事業区域は、極力保安林を避けて選定されたものであり、区域内に保安林が介在する等のために保安林を除外して事業計画をたてることが著しく困難であること。 ③ 当該区域内の森林等を転用し、当該用途に利用することが、市町村振興計画等地域における公的な各種土地利用計画に適合していること。 4. 申請面積について必要とする根拠 (1) 法令等により基準が定められている場合は、当該基準に照らして必要最少限度である根拠を記載する。 (2) 法令等による基準が定められていない場合は、同種の事業の計画基準又は利用実績等からみて合理的な必要性があり、最少限度であることを具体的に記載する。 5. 当該事業等を実施する者が、当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得の状況 (1) 事業等に必要土地の「土地を使用する権利」について説明する。(権利は、必ずしも所有権である必要はない。) (2) 「面積」については、実測又は見込み面積を記載する。 6. 事業等に要する費用の総額等を明確にできる書面等 (1) 資金の全部又は一部が「自己資金」である場合には、銀行の残高証明書等を添付する。 (2) 地方公共団体の場合には、議会の議決書の写し、又は収支予算書を添付する。 (3) 事業会社等の法人にあっては、執行機関の意思決定を証する書類を添付する。 (4) 資金の全部又は一部が借入金等である場合には、これらの貸付機関の証明書(融資証明書等)を添付する。

区 分	作 成 要 領
	7. 事業等に要する経費 8. 事業等に関する工事を開始する予定の日並びに当該工事の工程及び当該工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在 (1) 工事を開始する予定の日 (2) 工事の工程 (3) 当該工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在 9. その他の参考となるべき事項 (1) 当該保安林の土地と併せて当該事業等の用に供される土地がある場合における当該土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況 (2) 転用前後の用途別面積 (5) 資金の全部又は一部が補助金、助成金等である場合には、交付決定通知書又は交付申請書等の写しを添付する。 上記(1)から(5)までの書類については、別綴とする。 (1) 土砂貯留施設、土止柵工等の防災工事が先行するよう配慮する。 (2) 土工事については、できるだけ雨期をさけて行うよう配慮する。 (1) 注意事項については、前述5の場合と同じ。 (2) 地目ごと小計を設ける。 (1) 事業区域内の土地について、用地の現況別に転用後の用途別面積及び構成比率(%)を記載する。 (2) 末尾については、記載例に準じて残置森林率及び森林率の算定因子及び計算を記載する。

区 分	作 成 要 領
	なお、15年生以下の若齢林がある場合で緑地がある場合にあつては、これを区分して記載（（ ）で内書きとする。）する。 (3) 事業量及び事業の概要 (1) 申請の目的に係る主な施設等の数量、事業費（概算）等を概括して記載する。 (2) 申請地が全体計画の一部であるときは、全体計画と申請地との関係並びに過去の実績及び将来の計画等について記載する。 (4) 予定施工業者及びその実績 (1) 公的機関による事業及び小規模な事業については記載しないものとする。 (2) 予定施工業者とその事業経歴等について記載する。 ただし、未定の場合にあつては、選定方針等を記載する。 (5) 事業者以外の者が申請者である場合は、当該事業者でない者が申請をする事由 当該事業者が申請をしないで、事業者以外の者が申請をする事由を記載する。 (6) 利害関係者の意見 当該保安林の解除に利害関係を有する地方公共団体の長及び解除に直接の利害関係を有する者から同意を得ている旨を記載の上、同意書を添付する。 (7) 工事仕様書 工事仕様書を添付し、「別紙No.〇〇のとおり」と記載する。 (8) 土量計算及び残土（又は不足土）の処理方法 ① 土量計算の総括表 ② 積算基礎 (1) 土量計算書を添付し、「別紙のとおり」と記載する。 （事業によっては、省略してよい場合があるので、十分打合せておく必要がある。） (2) 保安林解除面積が1 ha以下であつて、森林法第26条第2項（公益上の事由）によるもの及び土地の形質の変

区 分	作 成 要 領	
6. 代替施設計画書	③ 残土(又は不足土)の処理方法	更行為の態様等が軽微であると認められるものについては、①の土量計算総括表以外の添付を省略することができる。 残土が生じる場合については、その処理場所及び方法について、保安上支障がないように行なわれることを具体的に説明の上、関係法令の許認可状況等についても記載する。
	記 載 事 項	記 載 留 意
	1. 当該代替施設を実施する者が、当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況 2. 代替施設に要する資金の総額及びその調達方法 3. 代替施設に要する経費 4. 代替施設に関する工事を開始する予定の日並びに当該工事の工程及び当該工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在 (1) 工事を開始する予定の日 (2) 工事の工程 (3) 当該工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在	「事業計画書」の記載事項の5に準じて記載する。その土地が事業計画書に記載された土地に含まれる場合には、その旨を記載する。 「事業計画書」の記載事項の6に準じて記載する。 「事業計画書」の記載事項の8に準じて記載する。 代替施設については、設置完了後において「確認」を受けるものであることから、関係図面等と符合させて、明確に記載する。

区 分	作 成 要 領
	5. その他参考となるべき事項 (1) 当該保安林の土地と併せて当該事業等の用に供される土地がある場合において当該土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況 (2) 排水施設計画 ① 雨水流量算出根拠 ② 排水施設流量の算出根拠 「事業計画書」の記載事項の9の(1)に準じて記載する。 計算式及び計算諸元について記載する。 〔記載例〕 $Q_1 = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$ Q_1 = 雨水流出量(m^3 / sec) f = 流出係数(林地=○, ○○、草地=○, ○○、裸地=○, ○○を使用) r = 設計雨量強度=10年確率雨量強度 A = 集水区域面積(ha)の計算式で算出する。 ③の取りまとめ表の流出係数は、面積加重平均とした。 〔記載例〕 $Q_2 = V \cdot A$ Q_2 排水流量(m^3 / sec)、V = 流速(m / sec)、A = 断面積(m^2) $V = \frac{1}{n} \times R^{\frac{2}{3}} \times I^{\frac{1}{2}}$ 〔V = 流速(m / sec)、n = 粗度係数、R = 径深、I = 勾配〕の計算式で算出する。(使用因子は、「③の取りまとめ表」のとおり。) 〔留意事項〕 ① 排水施設の「許容流量」の算出のための流速は、原則としてマニング公式を使用する。

区 分	作 成 要 領
	なお、流速は、原則として 0.2 ～ 6.0/sec とし、流速の早いものについては、「落差工」等のウォータークッションを設けて水路勾配を緩やかにし、流速を減ずるような方法又は排水断面を 2 倍以上にする等の措置を講じる。 ② 安全率は、1.2 倍以上とする。 (1) 「工事中」と「工事後」に区分して作成する。 (2) ブロック番号は、図面と対応させて付す。 (3) この表は、添付資料として、別紙とすることができる。 ③ 排水施設計画総括表 (3) 流末処理の方法 (1) 排水施設の種類、流末の処理方法等について説明する。 (2) 接続する河川の管理者との協議資料等も添付して説明する。 (3) 流末処理施設等の安全確保のため洗掘防止対策をたてる。 (4) 転用に伴う土砂流出の防止計画 (1) 工事中の期間が 4 か月未満のものは、4 か月として計算する。 (2) 工事中又は工事後における流出土砂量は、地形、地被状態等を考慮して適切に定める。 (3) 大規模な開発行為及び当該開発行為が公共施設等の近くで実施されるときは、原則として 5 年間の土砂流出量を見込む。 算出に用いた単位当たり土砂流出量及びこれを採用した事由等を記載する。 ① 土砂流出量の算出根拠 ② 土砂流出防止計画の総括 (1) 「土砂流出防止施設計画総括表」に取りまとめる。 (2) 「工事中」と「工事後」に分類して作成する。 (3) ブロック番号は、図面（排水施設計画図又は集水区域図）と対比させて付す。

区 分	作 成 要 領
(1) 書 類	(1) 原則として、作成を要する書類 ① 申請に係る保安林の土地登記事項証明書 ② 土地使用承諾書、売買契約書、公正証書、戸籍謄本、委任状等（申請者と登記名義人が異なる場合） ③ 受益者の同意書 ④ 他の法令による許認可書又は申請の状況を記載した書類 ⑤ 予算書又は予算議決書の写し等資金の調達方法を証する書類（残高証明書、融資証明書等） ⑥ 工事設計書 ⑦ 工事仕様書 ⑧ 土量計算書 ⑨ 土捨場容量計算書 ⑩ 代替施設安定計算書 ⑪ 排水施設計画取りまとめ表（排水流量計算書） ⑫ 土砂流出防止施設計画取りまとめ表（流出土砂量計算書） ⑬ 洪水調節計画計算書 ⑭ その他 (2) それぞれの関係書類の作成・提出に当たっては、その都度、農林水産大臣又は都道府県知事と協議して行う。
(2) 図 面	(1) 保安林解除図 ① 明示する事項 (ア) 市町村界、(イ) 大字界、(ウ) 字界、(エ) 地番界、(オ) 地番、(カ) 地目、(キ) 事業区域界（青色）、(ク) 保安林界（赤色）、(ケ) 解除申請区域（赤く薄く着色）、(コ) 解除申請地の隣接地の地番及び地目。 ② 留意事項 - ア 公図上の道路（赤線）及び水路（青線）は、それぞれ茶色及び水色で薄く着色する。 - イ 縮尺は、$1/500 \sim 1/2,000$とする。 (2) 現況図 ① 明示する事項 (ア) 地形（1～2mの等高線）、(イ) 行政区界、事業区界（青色）、(ウ) 保安林界（赤色）、(エ) 解除申請区域（赤く薄く着色）、(オ) 他の法令規制区域及びその名称、(カ) 土地利用現況（森林、農地、道路、宅地等）、(キ) 人家・公共施設等、⑧ 治山施設の位置、種類及び施工年度、(ク) 保安林の傾斜区分（25度未満、25度以上）、(ケ) 添付写真の撮影位置及び方向。

区 分	作 成 要 領
	② 留意事項 ア スキー場、ゴルフ場、農用地等のような大規模な転用の場合に作成することとし、一般的には省略することができる。 イ 縮尺は、$1/500 \sim 1/2,000$とする。 ウ 前述の(1)添付写真の撮影位置及び方向を示す場合において、「撮影位置図」として別図に作成しても差し支えない。 (3) 面積計算図 ① 明示する事項 (ア) 保安林界（赤色）、(イ) 解除申請区域（赤く薄く着色）、(ウ) 地番界。 ② 留意事項 ア 解除申請区域の縮尺は、$1/500 \sim 1/1,000$とする。 イ 面積計算は、原則として、三斜法による。 (4) 土量配分計画平面図 ① 明示する事項 (ア) 事業区域界(青色)、(イ) 造成区域界、(ウ) 保安林界（赤色）、(エ) 切土区域（黄色で薄く着色）、(オ) 盛土区域（淡緑色でうすく着色）、(カ) 切土並びに盛土部分の位置形状及び土量、(キ) 土砂の移動方向及び移動土量。 ② 留意事項 縮尺は、$1/500 \sim 1/1,000$とする。 (5) 集水区域図 ① 明示する事項 (ア) 等高線、(イ) 集水区域界、(ウ) 集水区域の番号及び面積、(エ) 水区域内の主要な治山、(オ) 治水、利水の施設。 ② 留意事項 ア 縮尺は、$1/2,000 \sim 1/5,000$とする。 イ 流域の説明を要する場合は、$1/50,000$の地形図を用いる。 (6) 防災計画平面図 ① 明示する事項 (ア) 集水区域界(色別)、(イ) 集水区域の番号及び面積、(ウ) 土砂流出防止施設(色別)の位置記号又は番号、(エ) 種類、規模及び貯砂量、(オ) 保安林界赤色)。 ② 留意事項 ア 縮尺は、$1/500 \sim 1/2,000$とする。 イ 集水区域及び施設の記号又は番号は、土砂流出防止施設計画総括表等を対照できるように番号を付す。

区 分	作 成 要 領
	ウ 堰堤等の実測縦横断面図及び貯砂量計算書は、別に添付する。 エ 必要に応じ、「工事中」と「工事後」に区分して作成する。 (7) 排水計画平面図 ① 明示する事項 (ア) 集水区域界（色別）、(イ) 集水区域の番号及び面積、(ウ) 排水施設の位置、記号又は番号、種類、形状、内のり寸法、勾配、延長、水の流れの方向及び放流先の名称、(エ) 保安林界（赤色）、(オ) 排水系統模式図を図面の余白に記載する。 ② 留意事項 ア 縮尺は、1／500～1／2,000とする。 イ 集水区域及び排水施設の記号又は番号は、「排水施設計画総括表」と対照できるように番号を付す。 ウ 必要に応じ、「工事中」と「工事後」に区分して作成する。 (8) 排水流末処理計画図 ① 明示する事項 (ア) 集水区域界（色別）、(イ) 集水区域の番号及び面積、(ウ) 事業区域、(エ) 下流河川の名称、(オ) 流下能力の検討地点及び縦横断面、(カ) 現況写真（ポール等で大きさを表示したもの。）を添付する。 ② 留意事項 ア 縮尺は、1／1,000～1／5,000とする。 イ 排水施設計画総括表と対照できるように表示する。 (9) 用地縦断面図 ① 明示する事項 (ア) 測点、区間距離、(イ) 追加距離、(ウ) 地盤高、(エ) 計画高、(オ) 切土高、(カ) 盛土高、(キ) 勾配、(ク) 保安林解除の申請区域（赤色）。 ② 留意事項 ア 縮尺 〔水平〕 1／1,000～1／2,000とする。 〔垂直〕 1／200～1／400とする。 イ 土石等の採掘にあつては、年度別掘削断面及び採掘量計算表を表示する。 (10) 用地横断面図 ① 明示する事項 (ア) 測点、(イ) 切土又は盛土高、(ウ) 現地盤線、(エ) 計画地盤線及び勾配、(オ) 擁壁及び法面保護施設、(カ) 保安林解除の申請区域（赤色）。

区 分	作 成 要 領
	② 留意事項 ア 縮尺は、1／100～1／200とする。 イ 土石等の掘削に当たっては、年度別掘削断面及び採掘量計算表を表示する。 (11) 構造図 ① 明示する事項 ①構造各部の仕上がり寸法、②材料の種類及び寸法、③基礎工の材料及び寸法。 ② 留意事項 ア 縮尺は、1／20～1／200とする。 イ 正面図、平面図、側面図、断面図及び配筋図等で図示する。 (12) 土工定規図（標準断面図） ① 明示する事項 (ア) 地質又は土質毎の切土勾配及び盛土勾配、(イ) 小段の位置、幅及び間隔、(ウ) 擁壁及び法面の保護施設仕上がり寸法(道路)、(エ) 宅地造成の場合にあつては造成地盤の勾配を記載する。 ② 留意事項 縮尺は、1／100～1／200とする。

(留意)

本関係書類及び関係図面については、通常、標準とされているものを掲げたもので、当該業務によって、その作成等を省略することができる場合があるので、発注者側と常に緊密な連絡等を図りながら行うものとする。

③「取りまとめ表」

流出係数

地表の状態	優良林地	普通林地	草 地	耕 地	裸 地
流 出 係 数	0.5 ～ 0.6	0.6 ～ 0.7	0.7 ～ 0.8	0.7 ～ 0.8	1.0

注) 地形、地質、土壌等の条件を勘案し決定する。

単位時間

流 域 面 積	50 ヘクタール以下	100 ヘクタール以下	500 ヘクタール以下
単 位 時 間	10 分	20 分	30 分

◇ 保安林解除手続のフロー ◇

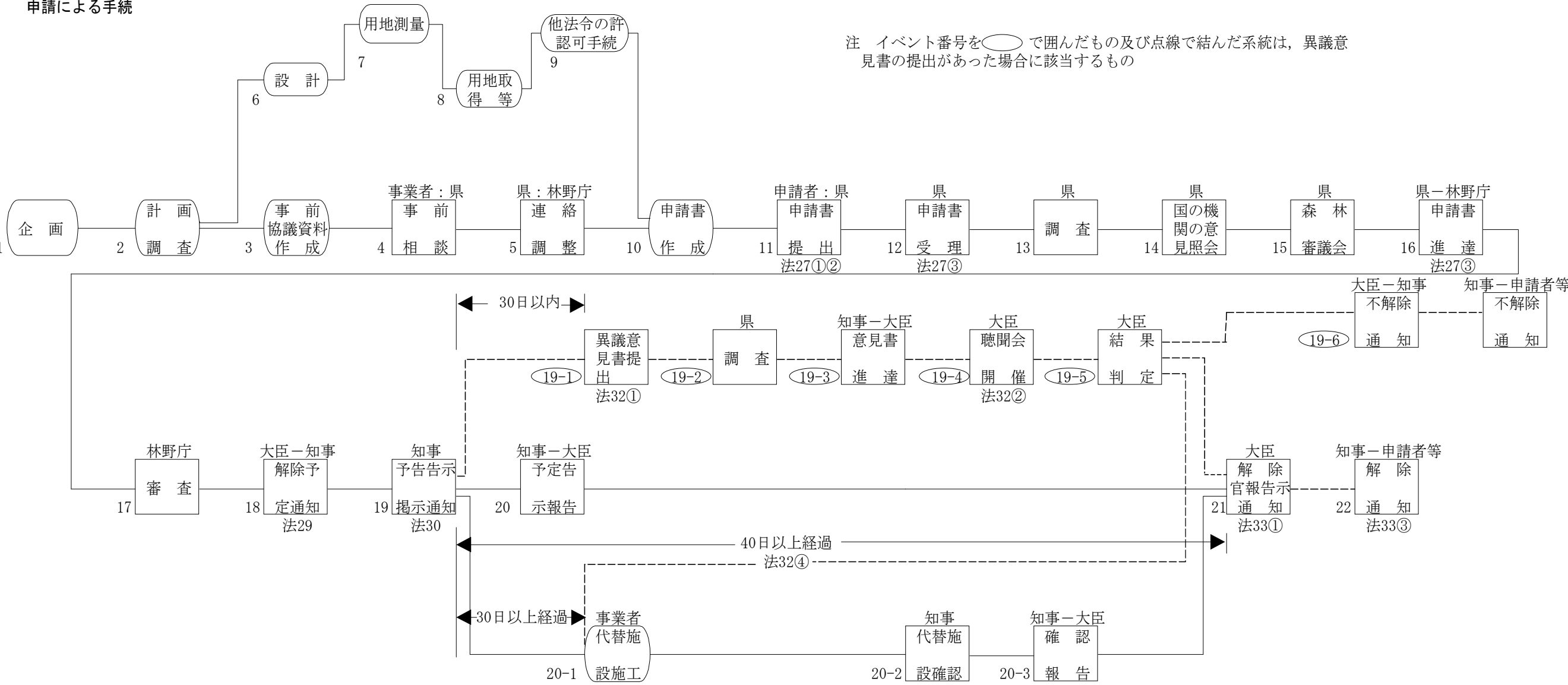
保安林解除の手続は、保安林のもつ公益と私権との調整という重大な事項に関するものであるため、森林法に定められた多くの手続を経なければならない。

保安林解除の手続の発端は、「認定による手続」と「申請による手続」との2様があるが、両手続が異なるのは、解除権者に達するまでの処理過程のみであり、解除権者が保安林解除の適否判断をする場合の基準及びそれ以後は、ほとんど同じである。即ち、解除権者が解除しようとするときは、解除予定の告示、通知によって周知を図り、利害関係者に異議意見の提出の機会を与え、最終決定を官報告示（知事権限の場合は、都道府県告示）によってするというのが大筋である。

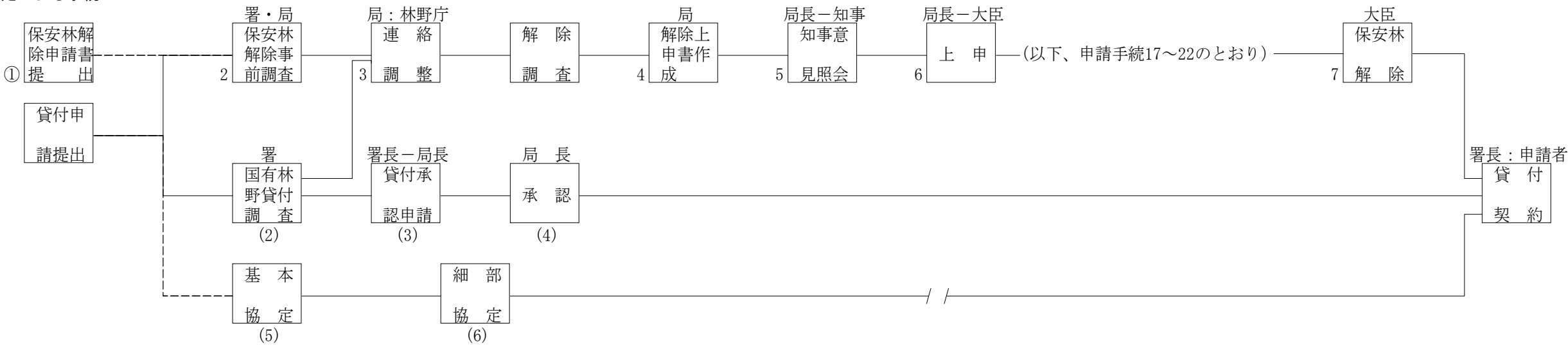
なお、ここでは法に定められている一連の手続の概要を述べるが、実際には正規の手続に入る前に林野庁長官通達による「事前相談」の制度があるので、事業者等は事前指導を受けて的確に対応できるような途が開かれている。

事業の企画から保安林の解除までの手続系統図

A
申請による手続



B
認定による手続



「別記 1 0」 内水面漁業権等調査検討要領
(第 1 9 0 条)

内水面漁業権等調査検討要領

（目 的）

第1条 この要領は、農林水産省所管の国営土地改良事業及び直轄地すべり対策事業「以下「事業」という。）の実施に伴う内水面漁業権等の調査に関する基本的事項を定め、調査の円滑、かつ、適正な実施に資することを目的とする。

（調査準備）

第2条 河川及び漁業の現況等を把握するため、漁業権者ごとに「調査計画表」（別紙様式第1号）を作成するものとする。

（現地調査）

第3条 本要領に定める漁業調査等の実施に当たり、事業の実施に伴い影響が予測される水域に係る漁業権等の範囲内の河川の現地踏査を行い、河川及び漁場の状況を把握するものとする。

2 現地踏査を実施する場合は、関係機関に協力依頼するとともに関係漁業協同組合の了解を得るものとする。

3 河川の現況把握のため、河川の状況、河川工作物の現況及び事業による工作物の設置予定箇所を確認して写真撮影を行い、「河川模式図」（別紙図面作成基準）を作成するものとする。

（漁業権等の資料調査）

第4条 事業の実施に伴い影響が予測される漁業権等に関する調査及び資料収集を行い、次の各号により調査表を作成するものとする。

（1）漁業協同組合の漁業権等について、関係都道府県の水産部局及び関係漁業協同組合から資料を収集し、「漁業権等調査表」（別紙様式第2号）及び「漁業権設定範囲図」（別紙図面作成基準）を作成するものとする。

（2）漁業協同組合の概要について、関係漁業協同組合から資料を収集し、「漁業協同組合調査表」（別紙様式第3号）を作成するものとする。

（3）漁獲量について、関係漁業協同組合のほか、統計（農林水産統計、都道府県統計）及び税務申告書等の資料を、最近5ヶ年間を調査収集して「漁法別漁獲量調査表」（別紙様式第4号－1）及び「魚種別漁獲量調査表」（別紙様式第4号－2）を作成するものとする。

なお、必要に応じて漁場を定期的に巡回し、ビク調査を実施して、「ビク調査表」（別紙様式第5号）を作成するものとする。

- (4) 遊漁料について、関係漁業協同組合から最近5ヶ年間の遊漁料収入に関する資料を収集し、「遊漁料収入調査表」(別紙様式第6号)を作成するものとする。
- (5) 漁法別出漁日数について、関係漁業協同組合(又は同組合員)から資料を収集し、「漁法別出漁日数調査表」(別紙様式第7号)を作成するものとする。
- (6) 漁法別の償却資産等について、関係漁業協同組合(又は組合員)から資料を収集し、「漁法別償却資産等調査表」(別紙様式第8号)を作成するものとする。
- (7) 増殖事業について、関係漁業協同組合から最近5ヶ年間の増殖事業費に関する資料を収集し、「増殖事業実績調査表」(別紙様式第9号)を作成するものとする。
- (8) 魚価について、魚種ごとに販売経路を確認の上、魚市場、料理店、漁業協同組合及び同組合員等から聞き取り調査(販売手数料がある場合は控除)を行い、「魚価調査表」(別紙様式第10号)及び「月別魚価調査表」(別紙様式第11号)を作成するものとする。
- (9) 本条第3号及び第8号の調査結果をもとに、「魚種別漁獲高調査表」(別紙様式第12号)及び「漁法別漁獲高調査表」(別紙様式第13号)を作成するものとする。
なお、遊漁料収入がある場合には、当該収入を漁獲高に反映させるものとする。
- (10) 漁業経営費について、漁業協同組合(同組合員)及び漁業精通者から聞き取り調査を行い、「漁業経営費調査表」(別紙様式第14号)を作成するものとする。
なお、増殖事業を実施していて遊漁料を徴収している場合は、遊漁料徴収に対応する増殖費用を経営費に反映させるものとする。
- (11) 当該河川及び近隣河川における最近10ヶ年にわたる補償事例並びに補償に関する文献等について、国及び地方公共団体等から収集するものとする。
- (12) 本条第1号から第10号に定める調査表等をもとに、漁場ごとの収益率を算定するものとする。
なお、収益率の算定に当たっては、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱」第18条及び「同運用方針」第7によるものとする。

(漁場環境現地調査)

第5条 関係漁業協同組合の立会を得て、漁場環境の実態調査を行い、次の各号により調査表及び図面を作成するものとする。

- (1) 魚族の生息状況について、調査地点を定め投網等により魚類等を捕獲し魚種別生息状況を確認して写真撮影を行うほか、漁業精通者から聞き取りを行い「魚種別生息分布図」

(別紙図面作成基準)を作成するものとする。

また、必要があれば、河川内の底生生物及び水生昆虫等の生息状況についても併せて調査するものとする。

(2) 漁場の利用状況の把握については、漁法別に漁業権等の行使状況を調査し、「漁場利用図」(別紙図面作成基準)を作成するものとする。

(3) 河川工作物等が設置されている場合は、これを確認し、写真撮影を行うとともに、「河川工作物等設置状況調査表」(別紙様式第15号)を作成するものとする。

なお、当該調査表の河川工作物は第3条第3項に定める「河川模式図」の河川工作物の現況と一致させるものとする。

(4) 前号の河川工作物等で仕切られた区間ごとの漁場面積を算定し、「区間別漁場面積の算定表」(別紙様式第16号)を作成するものとする。

(5) 河川工作物等間の漁獲量の把握については、本条第1号から前号までの調査をもとに、河川工作物等の上、下流部における魚種別漁獲量を調査し、「区間別魚種別漁獲量調査表」(別紙様式第17号)及び「区間別魚種別漁獲高調査表」(別紙様式第18号)を作成するものとする。

(漁業影響現地調査等)

第6条 事業の実施に伴う漁業への影響について、次の各号の調査を行い、その結果を取りまとめるものとする。

なお、必要に応じて水産専門家及び学識経験者等から意見を徴するものとする。

(1) 事業により設置する工作物等の管理上、立ち入り禁止区域を設け権利行使を制限する場合は、立入禁止区域に係る漁場面積を調査し、「立入禁止区域の漁場依存割合算定表」(別紙様式第19号)を作成するものとする。

(2) 漁場の保全対策及び魚族の遡上・遡下の現況について調査し、「漁場の保全対策及び魚族の遡上・遡下現況調査表」(別紙様式第20号)を作成するものとする。

(3) 事業の計画前及び計画後における流量等について調査し、「漁場内の潤辺等変動調査表」(別紙様式第21号)を作成するものとする。

(4) 工事期間中における水質汚濁、漁場の制限等について、工事実施で措置する漁業被害対策内容と予想される魚族等への影響を調査し、「工事期間中の水質汚濁等調査表」(別紙様式第22号)を作成するものとする。

(漁業影響の検討)

第7条 前条第1号から4号までの調査をもとに、工事完成後における魚族の遡上・遡下への影響、施設管理上必要となる立ち入り制限区域設定及び魚族の迷入による漁獲への影響並びに漁業被害の回避対策及び将来の漁業資源保護対策について検討し、その結果を取りまとめるものとする。

(総合的検討)

第8条 第2条から前条までの調査結果をもとに、事業の実施に伴い予測される漁業への影響について総合的な検討を行い、必要な漁業補償の概要を取りまとめるものとする。

なお、取りまとめに当たっての漁業補償項目は、おおむね次のとおりとする。

- ①工事期間中の水質汚濁及び漁場の制限に伴う補償
- ②魚族の遡上・遡下に伴う補償
- ③工作物管理上の立入制限（漁業権行使の制限）に伴う補償
- ④取水等による魚族の迷入に伴う補償
- ⑤減水による漁場減少に伴う補償
- ⑥湛水による漁場の喪失に伴う補償

(報告書の作成)

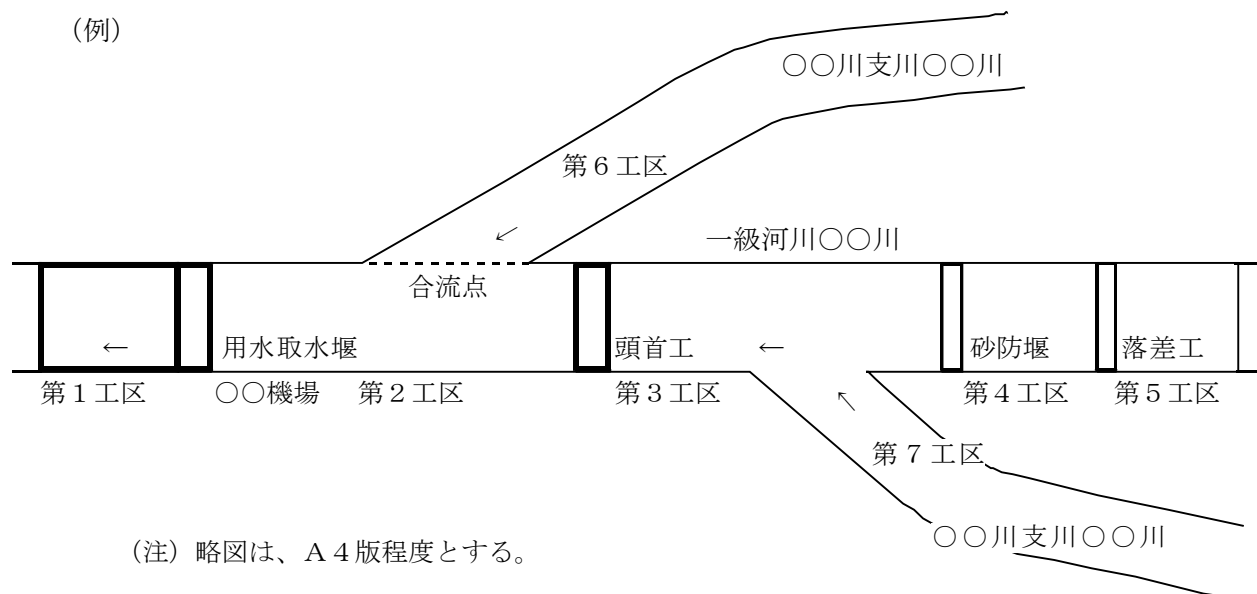
第9条 第2条から前条までの調査表及び漁業関係資料等を取りまとめの上、報告書を作成するものとする。

別 紙

図 面 作 成 基 準

(1) 河川模式図

河川図を作成し、河川の現況及び河川工作物の設置予定箇所等を確認し、作成する。



(2) 魚種別生息分布図

上記(1)の「河川模式図」と同様の河川図に、魚種別生息分布の状況が分かるように、例えばあゆは○印、こいは×印、ふなは△印のように記入し、作成する。

(3) 漁場利用図

上記(1)の「河川模式図」と同様の河川図に、漁法別の漁場の利用状況が分かるように、例えば釣りはツ、投網はト、刺網はサのように記入し、作成する。

(4) 漁業権設定範囲図

都道府県の水産部局において「漁業権範囲図」を閲覧し、1/25,000～1/50,000の地図に当該漁業権設定範囲を記入し、作成する。

なお、併せて行政区域の境界等も記入する。

調 査 計 画 表

漁業協同組合

調 査 項 目	調 査 期 間				備 考
	月	月	月	月	
1 調査計画表の作成					
2 現 地 踏 査					「河川模式図」を作成する
3 漁 業 調 査					
(1) 漁 業 権 等 調 査					「漁業権設定配置図」を作成する
(2) 漁 協 概 要 調 査					
(3) 漁 獲 量 調 査					ビク調査等を含む
(4) 増殖事業実績調査					
(5) 魚 価 調 査					
(6) 漁業経営費調査					
(7) 補償事例及び 文 献 等 調 査					
(8) 収 益 率 の 算 定					
4 漁 場 環 境 調 査					
(1) 漁場環境概要調査					「魚種別生息分布図」を作成する
(2) 漁場利用状況調査					「漁場利用図」を作成する
(3) 河 川 実 態 調 査					「河川模式図」に工作物等の位置 を記入する
(4) 区間別漁獲量調査					
5 漁場現況と予想被害 対 策 の 検 討					予想被害率等の検討を含む
(1) 工事予定区域内 の 実 態 調 査					
(2) 漁場の資源保護対策					
(3) 工事期間中の 被害回避対策等					
(4) 工作物設置後生ずる 被害の回避対策等					
6 総 合 的 検 討					
7 報 告 書 作 成					

漁業権等調査表

		調査年月日		調査員
		調査方法		
項 目	免 許 内 容			備 考
免 許 番 号				
漁 業 権 者	住 所			
	名 称			
	代 表 者			
漁業権の種類	第 5 種 共 同 漁 業			
存 続 期 間	平成	年	月	日から
	平成	年	月	日まで
漁 具 の 制 限	網 の 長 さ	m		
	網	目	cm以上	
禁 止 区 域	区 域			
禁 止 期 間	魚 種	漁 法	期 間	
遊 漁 期 間	魚 種	漁 法	期 間	
遊 漁 料	漁具漁法	料	金	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
特 記 事 項				

注1:「漁業権設定範囲図」を添付すること。

注2:禁止区域は別図に表示すること。

注3:「禁止期間」及び「遊漁期間」は、別紙可とする。

注4:遊漁料は、別紙可。子供、大人料金を区分する。

漁業協同組合調査表

		調査年月日		調査員	
		調査方法			
組 合 の 名 称	漁業協同組合		電話番号		
組 合 長	代表理事		設立年月日		
	役員数	名	組合員数	正 名	準 名 合 計 名
事 務 所 所 在 地	県 市 町		番地		
	出 資 金	千円			
事 業 内 容	補助金の有無				
養 殖 事 業	養殖事業の形態				
	仕入れ先		放流時期		
	稚 魚	kg	放流場所		
	購 入 額	千円			
増 殖 事 業	増殖事業の形態				
	産卵採取				
	成育期間				
	飼 料 代	千円			
その他 参考事項	定 款	(別添のとおり)			
	行使規則	(")			
	遊漁規則	(")			

注1:放流場所は、図面に明記すること。

注2:行使料及び遊漁料について漁法別に区別されている場合は、別途一覧表を添付すること。

魚種別漁獲量調査表

(単位:Kg)

				調査年月日	調査員				
				調査方法					
魚種	年度	年度	年度	年度	年度	計	平均	備考	
計									

注:「計」欄は、豊凶の著しい年を除く累計の数量を記入すること。

(単位:Kg)

						調査員		
魚種	漁法	1回 /	2回 /	3回 /	4回 /	計	平均 漁獲量	備考
計								

注. 遊漁規則を添付する。

漁法別出漁日数調査表

		調査年月日	調査員
		調査方法	
漁 法	年 間 出 漁 日 数		年 間 出 漁 総 時 間 数
	一 日 当 た り 出 漁 時 間 数	年 間 出 漁 日 数	
	時間	日	時間
計			

漁 法 別 償 却 資 産 等 調 査 表

(単位:千円)

						調査年月日		調査員		
						調査方法				
漁 法	償却資産等	品質・規格	購入価格	耐用年数	年間償却費 (a)	修 理 費・ 材料費等 (b)	数 量 (c)	償却金額 (A=a×c)	修理金額 (B=b×c)	計 (A+B)
計										

増殖事業実績調査表

(単位:Kg、千円)

					調査年月日		調査員		
					調査方法				
魚 種	区 分	年度	年度	年度	年度	年度	平 均	備 考	
	数 量								
	事業費								
	数 量								
	事業費								
	数 量								
	事業費								
	数 量								
	事業費								
	数 量								
	事業費								
	数 量								
	事業費								
計									

調査年月日	調査員
調査方法	

注. 市場等は、魚市場、料理店、漁協、組合員等を記入する。

月 別 魚 価 調 査 表

(単位:円/Kg)

				調査年月日		調査員		
				調査方法				
月 \ 魚 種								
1 月								
2 月								
3 月								
4 月								
5 月								
6 月								
7 月								
8 月								
9 月								
10 月								
11 月								
12 月								
年間平均								

注:年間を通じて漁獲が可能な場合は、月ごとに記入すること。

魚 種 別 漁 獲 高 調 査 表

(単位:Kg、円)

				調査年月日	調査員
				調査方法	
魚 種	漁 獲 量	魚 価	漁 獲 高	備 考	
			円		
計					

注. 遊漁料収入がある場合には、これを加える。

漁 法 別 漁 獲 高 調 査 表

(単位:Kg、円)

				調査年月日	調査員
				調査方法	
漁 法	漁 獲 量	魚 価	漁 獲 高	備 考	
			円		
計					

注. 遊漁料収入がある場合には、これを加える。

漁業経営費調査表

(単位:千円)

				調査年月日		調査員		
				調査方法				
項 目	購入価格	耐用年数	償 却 費	修 理 費	数 量	年間経費		計
計								

注: 項目には、漁業経営費に係る経費(漁船、漁具、労働費、公租公課等)を記入する。
 労働費は、雇用形態の場合は雇用労働費を計上すること。
 自家労働費の場合は、「農作業賃金」を採用し、単位当たり賃金とすることができる。

河川工作物等設置状況調査表

				調査年月日	調査員	
				調査方法		
施設番号	対象工区	工作物名	高低差	推定面積	生息魚種	備考
			m	m ²		

注1:施設番号は、河川模式図上の表示番号と一致。

写真撮影も同様とする。(写真台帳は適宜作成)

注2:工作物は、現地で確認したものを記入すること。

区間別漁場面積の算定表

				調査年月日	調査員		
				調査方法			
区 間 区 分	総 川 幅	延 長	漁場面積	区間面積	面積比率	生息比率	備 考
	m	m	m ²	m ²	%	%	
計							

注1: 川幅は、区間内の平均川幅とする。

注2: 延長は、区間の延長とする。

注3: 漁場面積は、漁業権設定区域の面積とする。

注4: 区間面積は各工区ごとの面積とする。

調査年月日	調査員
-------	-----

調査方法	
------	--

214

調査年月日	調査員
調査方法	

[illegible]

立入禁止区域の漁場依存割合算定表

				調査年月日	調査員	
				調査方法		
工 作 物 名	区 分	対象工区	対象工区 面 積①	捕獲禁止 面 積②	割合 ^② 割合 ^①	備 考
	上 流	第 工区	m ²	m ²	%	
	下 流					
計						
	上 流	第 工区				
	下 流					
計						
	上 流	第 工区				
	下 流					
計						
	上 流	第 工区				
	下 流					
計						

別紙様式第20号

漁場の保全対策及び魚族の遡上・遡下現況調査表

調査年月日		調査員
調査方法		
漁 場 の 保 全 対 策 の 内 容		
魚 族 の 遡 上 ・ 遡 下 の 現 況		

漁 場 内 の 潤 辺 等 変 動 調 査 表

												調査年月日	調査員	
												調査方法		
工区区分	工 区 測定番号	潤 辺 の 変 動 割 合							水位の変動割合			(A)×(B)	制限割合	備 考
		計 画 前			計 画 後			潤辺割合 (A)	計画前	計画後	割 合 (B)		1-(A×B)	
		流 量	潤 辺	潤辺面積	流 量	潤 辺	潤辺面積		水 深	水 深				
		m ³	m	m ²	m ³	m	m ²	%	m	m	%		%	

注:測点位置は、別途図面に表示すること。

		調査年月日		調査員	
		調査方法			
地 点 現況等					
現 況 の 水 質					
工 事 中 の 水 質					
水 産 用 水 基 準					
漁 業 被 害 対 策 内 容					
濁 水 影 響 区 域 略 図		別添で図示する			
漁 場 制 限 箇 所 説 明 図		別添で図示する			